

第百五十四回国
参議院
国土交通委員会
會議録第五号

平成十四年三月二十八日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 北澤 俊美君
理事 鈴木 政二君
脇 雅史君
藤井 俊男君
弘友 和夫君
大江 康弘君

委員

荒井 正吾君
木村 仁君
北岡 秀二君
月原 茂皓君
野上 浩太郎君
野沢 太三君
松谷 蒼一郎君
森下 博之君
森山 裕君
吉田 博美君
池口 修次君
佐藤 雄平君
谷林 正昭君
藁科 満治君
統 訓弘君
大沢 辰美君
富樫 練三君
田名部 匡省君
淵上 貞雄君
扇 千景君
佐藤 静雄君

第十部 国土交通委員会會議録第五号 平成十四年三月二十八日【参議院】

国土交通副大臣 月原 茂皓君
大臣政務官 森下 博之君
国土交通大臣政務官 杉谷 洸大君

事務局側

常任委員会専門員 杉谷 洸大君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 山本繁太郎君
国土交通大臣官房長 風岡 典之君
国土交通省総合政策局長 岩村 敬君
国土交通省都市・地域整備局長 澤井 英一君
国土交通省住宅局長 三沢 真君

参考人

早稲田大学理工学部教授 伊藤 滋君
東京大学大学院工学系研究科助教 小泉 秀樹君
東京都立大学名誉教授 石田 頼房君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○都市再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委員会を開会をいたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都

市再生特別措置法案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官山本繁太郎君、国土交通大臣官房長風岡典之君、国土交通省総合政策局長岩村敬君、国土交通省都市・地域整備局長澤井英一君及び国土交通省住宅局長三沢真君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北澤俊美君) 都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案の両案を一括して議題といたします。

まず、参考人から意見を聴取いたします。

本日は、両案の審査のため、早稲田大学理工学部教授伊藤滋君、東京大学大学院工学系研究科助教小泉秀樹君及び東京都立大学名誉教授石田頼房君の以上三名の参考人に御出席をいただき、御意見を聴取し、質疑を行います。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変御多忙のところを本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の方々は忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にしていきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の議事の進め方について申し上げます。

まず、伊藤参考人、小泉参考人、石田参考人の順序でお一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えをいただきますことと存じます。

また、御発言は着席のままで結構でございますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知をお願いをいたします。

なお、恐縮でございますが、時間が限られておりますので、簡潔に御発言くださいますようお願い申し上げます。

それでは、まず伊藤参考人をお願いいたします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤滋君) 伊藤でございます。

私のこれから申し上げることは、何がゆえにこの都市再生特別措置法あるいは都市再開発法の修正が出てきたかということについて私の私見を述べたいと思います。

具体的に先生方の御質問が後ほどあるかと思ひます。そのときに個別具体的なことについてはお話をしたいと思います。

私は五つ、お手元に非常に汚い字で五つ、五項目書いてございますが、これに沿って申し上げます。

「都市再生は二十一世紀を通じて、国家の根幹的課題である。」と書いてございますが、これの出発点は私は阪神・淡路の大震災の教訓だと思っております。

もう七年前か、八年前ですが、あの阪神・淡路の大震災のときに、私たちが二十世紀後半に作ってきた都市が恐ろしいほど壊れてしまいました。その壊れた原因をいろいろ究明したわけでございますが、率直に申し上げます、二十世紀後半、日本が負けて、戦災復興から立ち上がったときに、その技術力とか富の豊かさの犠牲の中で、都市の中に非常に膨大な貧弱な市街地ができてしまったわけでございます。それをそのままにしておいた結果が阪神・淡路の大震災の被害でございますね。

ですから、二十一世紀、これから私は、五十年掛けて現在の、二十世紀は五十年掛けて現在の都市を作ってきたわけですが、こういう状況を。ですから、これから五十年掛けて、二十一世紀、私たちは日本の都市を作り直していかなければならない。こういう長く非常に重い課題を都市再生という言葉は持っていると思っております。

それから、もう一点でございます。それは、この数年來の非常に危機的な日本の経済状況が都市再生という言葉につながってきたと思っております。これはまた別の観点から申し上げますと、日本の都市づくりは、どちらかというと非常に内向き、国内的視点からずっと作られてきましたけれども、ここ二十年來の日本の都市づくりに急速に襲ってきたのは国際化の波でございます。

外国人がこの東京で暮らしやすいかどうか、これを率直に考えてみますと、ニューヨークへ日本の商社の人たちやお役所の人たちが行ったときにまず何を考えるか。日本人のお医者さんが欲しい、日本人の先生がいる小学校が欲しい、日本人の飲み屋が欲しい、これと全く同じことをアメリカ人もドイツ人もフランス人も東京や大阪へ来て考えるわけです。それだけのことを実態として私たちがちゃんとやってきたかというと、余りそういう意識がなかった。

そうしますと、これは国際化の中で大きく経済が動いていくときに、世界共通の都市空間としてきちっとしたものを、場所を東京や大阪で作ってきたことはなかったか、そういう話題でございます。例えば、中央区の中にフランス人学校があるとか、あるいは新宿区にスペイン人学校があるとか、そういうことが当然であったはずなんです。そういうこともやってきてなかった。完全に国際的な視点を欠如している。この二つが私は都市再生に、都市再生という言葉がしっくり込んだ大事な課題ではないかと思っております。

それを受けて、実は都市再生特別措置法というのとは二番目の「経済の危機状況に立向かう緊急的な国家行為」、これであると私は解釈して

おります。これは非常に異常なことでございます。

これまでの先生方の御議論も学校の教師の議論も、日本の社会システム、経済システムをこういうふうに変えていくべきである、その結果として都市はこういうふうになるべきである、あるいは農村社会はこうなるべきである、こういう筋道で具体的な市街地とかあるいは農村集落が作られてきたわけですね。ところが、今の状況は全くそうではございません。都市そのものが経済的に国際競争力に勝つ力を持たない限り日本の経済が駄目になるという話がこの五、六年来ずっと行われてきているわけでございます。

率直に言いますと、海外資本が大阪をもう相手にしなくなつて、東京しか海外資本は情報の拠点あるいは金融の拠点を求めないということは、大変残念でございますが、大阪市の都市構造がやっぱり国際的な力を持っていないかつたということですね。ですから、なるべく早く私は、こういう緊急的な国家行為で都市づくりを一生懸命やって、それで外国の人たちが居心地よく金融活動を展開するなんということを、早くもうそういうことをやめて、本来の社会制度あるいは文化を振興する、そういう領域から都市づくりをゆつくりと展開するということが大変必要なのではないかと思っております。ですから、そういう点で緊急的な国家措置がこの特別措置法あるいは再開発法の改正に含まれてきているのではないかと思います。

そうしますと、現在の特別措置法ははっきりとその性格を明らかにするわけでございます。これまで公共の枠組み、どっちかというと役人の枠組みの中で民間の企業が陳情、請願、何かお上に對してお願ひしますと言っていた。その結果として、お役所の方がかなり、ちよつとまずい発言かもしれないませんが、恣意的、裁量的判断をしていろいろなことを処してきたということはやめたい。まず、すぐに、例えば非常にいい外国人学校を作りたいんだと、そういうことにつ

いて文部省の見解もあるだろうけれども、そういうのを作る場所をすぐ探したいんだ、私たちはすぐ作って、人材を例えばニューヨークとかロンドンから持ってくるんだと言うなら、そういうふうには早くさせないでいいんです。

ですから、そういう点で、民間の都市的投資活動をもっと自由にする、自主的に物事を決めるということです。これは逆に、民間がそれだけのことを自主的に決めるならば、そのツケは役人や公共側が持つてきてもらいたくないという言い方でもあるわけです。

これまでの民間の皆様方の御意見をずっと拝聴しておりますと、いろいろなことを、その枠組み、規制を緩めると、いろいろなことをおっしゃっております。しかし、私思ひますのに、それだけのことを皆さんがおやりになるならば、場合によっては公共は思い切つて民間に主導権を与えたらその舞台からしばらく立ち去つてもいいんじゃないか。むしろ、限られた公共的な財源というのは本来の、先ほど申しました二十一世紀五十年かけてこれから都市を良くしていくところの例えば一般的な市街地とか市民生活に極めてかわるいような公共施設、そういうものに付けていってほしいんではないか。それぐらいの決意を民間の皆様が持つてこの都市再生特別措置法を利用していただくということがあるのではないかと思っております。

しかし、具体的に私幾つかの再開発にかかわっておりますが、どのような民間の行動を自由にさせる法律ができたとしても、現実的に日本の都市社会の中では、一般の市民が安定して生活しているところに対して大きな負担を掛けるということとは、どんなことをやってもこれは仕事はうまくいかないんです。いかにいんです。

ですから、多分これからの民間の人たちの行動というのとはおのずから、自主的判断でございますから、周辺の安定した住宅地あるいは商店街、そういうところに突然大きな影響を与えて、むやみやたらに時間を掛けて、金を掛けて、それで自ら

の考えているプロジェクトを作り上げるということとはしないと思ひます。

しかし、その辺については十分の、多分これは民間あるいは住民あるいは公共、そういう三者の十分な議論をしていくという場所を設定しなければいけないと思ひます。その点については特別措置法でも、ある地域を定めたときに国と地方自治体との間で密接な、再開発、民間が主導する再開発についてどういうふうに行うかについていいかという協議会を作るということをうたっておりますが、これはまずその第一歩ではないかと思ひます。

五番目でございます。五番目は、これは先ほど私が申し上げました、次世代に引き渡せる優れた都市空間を作り上げるということに強くかかわってくるわけでございます。どちらかというと、はい、分かりました。あと三分で終わります。どちらかといいますと、現在の特別措置法は、言ってみると埋立地にある土地をどうするか、あるいは国鉄清算事業団の土地をどうするかとか、よく世の中で話題になる大きい土地ですね、これを対象にして仕事、民間の仕事が早く動くということを考へていると思ひますが、私はそれだけではなくて、例えば地方の中心市街地で、商店街とはいきません、中心市街地、それも含み、それから阪神・淡路のときに非常に大きい被害を受けた木造密集市街地、こういう場所について、「広く全国にひろがる」、ここでも書いてありますが、「市民の生活と就業の場所」、こういうところを具体的に、具体的に効率よく一つ一つ着実に仕上げていくという運動を広く展開していく必要があるかと思ひます。

私はそれを草の根まちづくり運動と言っております。是非この草の根まちづくり運動を市内から石垣までの中心市街地、あるいはその都市の持つている木造の非常に危険な市街地について、まちづくりを国家がこれをきちんと助けていくというのをやる必要があるかと思ひます。多分、こういうプロジェクトは非常に小さいプ

ロジエクトになると思います。例えば民間の、何ですか、民鉄ですね、私鉄の駅前に広場がない、ミニバス、デイマンドバスも来ない、タクシーも乗れない場所というときに、七、八十坪の広場を作るだけで非常に皆さんがバスに乗りやすいし、あるいは福祉の車も来やすいし、その周りにお便所と託児所と、託老所と言っている、託老所と交番と、それから司法事務所とか、そういうのがつくる。で、き上がり一件五億円ぐらい、それぐらいの仕事数を多く全国に展開するということがこれからの仕事としてあるんじゃないかと思っております。

ちよつと十八分で、今十五分で三分ばかり短縮しましたけれども、これで私の意見陳述を終わらせていただきます。

○委員長(北澤俊美君) どうもありがとうございます。

次に、小泉参考人をお願いいたします。小泉参考人。

○参考人(小泉秀樹君) 東京大学の小泉です。よろしくお願ひいたします。

私の方もレジュメに沿って説明をしたいと思ひます。

まず、今、法案とかから読み解く政府の考えている都市再生というのはどういうものかというふうに私なりに整理してみると、民間企業、それも相当に資本力のある企業によって、どちらかといえばスクラップ・アンド・ビルド型というふうに呼んでいますが、現況の町を一掃した上で新しい建物を造り、造っていくと、そういうタイプの再開発というものを強く志向しているように見えてしまふと。小さな、個別的な更新をある意味で否定していたりとか。それから今、伊藤先生の方からお話がありました、地域の小さなまちづくりがたぶん今、日本で爆発的に増えているという状況があります。そういうものを積極的に支援するといった視点に少し欠けているんじゃないかという感じがしております。

もちろん、市場、市場という民間企業の活力

を利用する形で都市を更新していくということ、これは一概に否定できないものだと思います。都市を作り上げていくための企業活動というのは私は必要だというふうに思っています。ただ、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド型のようない形で新しいオフィスとか住宅をどんどん造り上げていって、箱だけどんどんできていくようなことが本場に都市再生につながるんだろうかというのを少し、基本的な問題意識として持っています。

それで、じゃ、どういう都市再生の在り方がいいのだろうかということをおなりに少し考えてみました。最近、社会学者の間で公共性というものを再解釈することが行われています。それはどういうことかという、公共性って、今までですと行政、行政が行うことが公共性を有していたというふうな考え方が中心だったと思うんですが、最近はそのようになって、いろいろな例えば民間の個別的な活動とかそれから市民レベルのいろいろなボランティアな活動に公共性がある、そういうものが集まることによって実際に社会としての公益というのを確保しているんだと、そういう考え方が主流になってきています。

そういう考え方がすると、確かに民間の企業が都市更新をすることも重要ですが、一方で、市民セクター、企業だけではなくて市民セクターがより強く都市再生とか都市更新にかかわることによって実質的な公益を確保するような仕組みというものは是非とも必要じゃないかというふうに考えています。

この法案を見ると、特に企業活動を通じた都市再生というのが非常に強調されているように思うわけで、むしろ急速に発展しつつあるようなまちづくりのNPOとかそれから市民活動とかといったものを育成して、政府とそれから企業とそれから市民セクター、ボランティアセクターが協調する形で都市再生を図るような構造というのを作っていくべきではないかというのが私の基本的な主張です。

それから、レジュメには書いてありませんが、もう一つは、都市再生の特別措置法ということとかなり特殊なことを思い切つてやろうという趣旨だと思ふんですね。その際には、ただ単に民間の発意にゆだねるということだけではなくて、やはり先ほど言ったような、市民の意向を積極的に取り込むような試み、住民参加の試みとか、それから、そのために必要な計画を評価したり、モニタリングといいますが、その計画の実施過程を逐次追って計画内容を見直していくような、新しいそういった都市計画の技法とか技術というものを開発するような場として都市再生の今回の法律というものを活用していくべきではないかというふうに考えています。

それで、個別的な意見がその後、三のところから書いてありますので、少し細かくお話ししたいと思います。

一つは、都市再生の基本方針とかそれから緊急整備地域の選定、それから関連する施策の実施というものをなるべく広く公開する形でやるべきではないかということです。それから、各地域の市民の発意とかそれから自治体の発意といったものをなるべく反映しつつ行うことができないかというのを考えています。

非常にこれまでの法律が出てくる、できてくるまでの経過もすごくスピードが速かったわけですね。情報が公開されていないわけではなかったのですが、普通の市民が勉強をして、都市再生というのとは一体どういうことなのかということを考えて、それを受け止めて、じゃ自分の地域で何ができるのかといったことを創造的に発案していくには少し時間が足りなかったと。これから緊急整備地域等を指定する段階に当たっては、是非自治体とか市民セクターに我々のところもやりたいんだというようなことを手を挙げるチャンス是非与えてあげていただきたいということがあります。それからもう一つは、実際に指定された地域でのまちづくりがその後どのように行われていくのかということについて、逐次状況を確認をして評価

するようなことと、是非やっていたきたいというふうに思います。これは、やはり国が積極的に関与して再生をさせるということなんです。それから、税金も投入するわけですから、どういう成果が上がったのかということをやりは国民の前に明確に示す必要があるというふうに考えます。そういう観点から、施策の実施状況、効果などについて公開することとやるべきではないかというふうに考えております。

その次ですが、緊急整備地域における都市計画の特例的緩和ということ、緊急整備地域では都市計画を、既存の都市計画を全部取り払って白地にして新しいものに置き換えるということができるようになっていきます。これ自体は、新しい試みとしてやることは私はいいんじゃないかと。つまり、ある意味で、政府が選んだ地域においてそういう実験的なことをやるということはある程度いいんじゃないかというふうに考えています。

ただ、都市計画を白地にすると、これは、別のまるきり違う形の建物とか、今までの規制の下で建てられる建物とまるきり違うものが建つ可能性があると。そういうことになりまふと、その当該地域だけの問題ではもう収まらなくなってくる可能性があると。大きな建物が建てば、周辺にはもちろん、近隣の周辺には大きな影響が及ぶわけですし、場合によってはそういうものが集積すれば都市全体にもいろいろな影響が及ぶ可能性があるというところで、これも提案したいということ、一つは、やはりそういう計画内容について早期に積極的な情報の公開をして、多くの市民から意見を取り込むような措置というのを是非やるべきではないかと。それからもう一つは、ただ単に情報公開をしてもなかなか意見も集まらないわけですから、その開発が周辺にどういった影響を与えるのかということをやはり積極的に評価をした上で、そういう内容、評価した内容について情報を公開することによっていろいろな意見を集めるようにするということとやるべきだということに考えています。

こういったことは、実は例えばアメリカなんかでは特例的な緩和とか再開発をやる時には必ず行っていることです。そういう意味ではアメリカの方が技法的に進んでいるというふうには私は理解していて、今回の緊急整備地域では、是非そういうことを実践的に行うことによって日本でもきちんとした計画の評価とか管理といったものができるようにしていくべきではないかと。それから、合意形成とか住民参加のシステムというものをきちんと作り上げていくべきではないかというふうを考えています。

次が、第二種市街地再開発事業の民間事業者への施行権限付与ということで、今回の法改正の一つの目玉という大きな点が再開発事業の施行権限を民間の株式会社と与えるというのがあります。これも評価できる側面もあるというふうには私に考えています。というのは、従来の組合とかの場合だと、なかなか資金繰りをするのが難しいとか、いろいろな組織的な問題があったり難しかったという話も聞いていますから、そういう意味で近代化、組織形態を近代化するという意味では評価できるんじゃないかというふうには考えています。

ただ、第二種の市街地再開発事業というのは、基本的には全面買収をしていわゆる収用する形で再開発を進めるということになりますから、今まで法律上も行政若しくは都市基盤整備公団といった公的セクターしか施行権限がなかったものなので、これを民間の株式会社と与える場合にはかなり慎重にやるべきだということに考えています。

法制度的には、再開発事業を行うという都市計画を決定する際に、そこには再開発が必要だということを経営的に確認しているんだから、その後の収用、その後収用を行うことには余り問題がないんじゃないかといったような考えもあるようなんですが、一方で、実質的ななかなか都市計画の決定において、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな多様な意見を集めて住民参加をして意思決定をするということがなかなか日本ではできていないという実情があると思います。ですから、

ら、一般的に広く第二種の再開発事業の施行権限を株式会社と与えるということは非常に問題を生じる可能性があるんじゃないかというふうには考えています。

こうした観点から、もし仮に第二種再開発事業の施行権限を民間開発事業者に付与する場合に、当面、緊急整備地域でないし都市再生特区に限定をして運用すべきではないかと。そういうエリアに限定すれば、かなり公的にも注視する形がでますから、そういうメリット、デメリットがそれによって起きるかということも分かってくるわけですね。そういうある種の試験を踏まえて一般制度化にすべきではないかということで、その点を提案させていただきたいというふうに思っています。

それから、あと、緊急整備地域については開発事業者が都市計画の提案権限が与えられています。都市計画の提案権限を民間に与えるというのは、これは非常に画期的なことだというふうに思っています。今まで都市計画というのは非常に国家高権的だという言われ方をしています。というのは、行政にしか発議権がないというか、実質的には行政にしか決定権限がないということ、日本の都市計画というものは非常に国家高権的であると。アメリカなんかの場合は比較しますと、例えばアメリカの場合は住民投票とか等によって直接都市計画の変更を住民なり市民が行い得るということがあるんですが、日本の場合はそういう仕組みは今までなかったもので、そういう意味では非常に画期的ではないかというふうに考えています。

ただ、緊急整備地域に限ってみると、開発事業者にのみそういう提案権限が与えられるということになっていて、これは緊急整備地域をどういうエリアに指定するのかということも関係するんですが、仮に大規模な再開発をするようなところだけを考慮しているんだとすれば、そもそもそれだけで都市再生に本当につながるのかといった疑問がまずあるわけですが、そうではないエリア、それなりにいろいろな人が生活をしているような、

普通に暮らしているようなエリアも、だけれども問題があるようなエリアですね、例えば東京でいうと環七から環六、それから環六の内側ぐらい、環状六号線の内側ぐらいに掛けて木造の密集地域というのが存在していますが、そういう地域の環境改善といったものが例えば都市再生の一つのテーマであるとしたら、そういうところでの発議というのは必ずしも民間事業者、開発事業者に限らないだろうということがあります。

関連して都市計画法の改正がこの後行われるようです。そこでは、もう少し広く一般的に市民とか住民とかまちづくりのNPOにも提案権が与えられるようですが、そういう制度を緊急整備地域の中でも是非積極的に活用をして、市民とか住民も都市計画の発議ができるようにしてはどうかというふうに考えています。

もう時間が来ました。最後に一点だけ簡単に説明したいんですが、今までのいろいろな施策を実施する事業制度というものが、実際に現場でまちづくりをやっているとなかなかうまく利用できないという現状があります。

今回、せっかく都市再生ということで特別なことをやるわけですから、国交省の部門ごとの壁は是非、国土交通省の部門ごとの壁は是非取り払って、さらに、場合によっては省庁間の壁も取り払っていただいて、総合的な補助金制度というものを是非作っていただいて、それを試行的に都市再生緊急整備地域の中で活用してみたい。どれだけの効果があるのかということを見ながら、一般制度にこれをしていくようなことを検討していただいてもいいんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○委員長(北澤俊美君) ありがとうございます。

次に、石田参考人をお願いいたします。石田参考人。

○参考人(石田頼房君) ありがとうございます。

今日、二つの法律案が議題になっておりますけれども、私は、都市再生特別措置法を中心に意見を述べて、都市再開発法の改正の問題については、御質問でもあればお答えしたいと思っております。特別措置法についても申し上げたいことはたくさんあるんですが、時間も限られておりますので、四点左右に絞ってお話をしたいと思います。

第一点は、都市再生ということはどう考えるかという理念的な問題をちよつと申し上げておきたいと思ひます。

私は、都市再生という言葉を使つて論じたことというのは二、三回あるんですが、その最初は、一九八五年に土地法学会が都市の再生と法というシンポジウムを行ひまして、その中で「都市再生のあり方」という題で報告をいたしました。御参考までに配付させていただいておりますけれども。

この時期は、ちょうど一九八三年に中曽根首相がアーバンリネッサンスという言葉をお使いになつて、今回とかなり似たような方針で都市計画を進めようとしていた時期でございます。

私は、この論文の導入部分で都市再生とは何か、何をなすべきかを論じ、まとめの中では都市再生へ向けての都市計画法の整備というふうなことにしても論じております。

御承知のように、中曽根首相のアーバンリネッサンスの政策の結末が地価の高騰、それからバブル経済、その崩壊、そして失われた十年を経て現在の日本経済の困難につながっていることは明らかでございます。したがって、まず都市再生ということ掲げての政策が、この前車のわだちを踏むことがないようにしなければならぬというふうに思っております。

この論文の中で、私は都市再生という言葉、それを正しく考えるならば、やっぱり都市再開発というものとちよつとやっぱり対置して考えるべきだということを述べております。要するに、施設を取り壊し、造り直し、建て替えるという、そ

ういうもの対比して、都市再生というのは、都市で営まれるいろいろな活動の回復に着目をする、英語で言いますとリハビリテーションとかリバイタライゼーションというような言葉が適当かと思うんですけれども、しかしそう申しまして、都市再生の目標をどこに置くかというのは、都市の現状をどう認識するかということに非常にかかわっております。

最後にちよつとイギリスの例を申し上げますけれども、そこでも、同じ地域について都市再生をうたいながら、全く違った二つのプロジェクトがぶつかり合ったというような例がございます。都心が衰退しているという現状に対しても、現状認識の仕方によっては、都心へ人口を呼び戻すということが最大の課題だという見方も出てくるし、あるいは都心でオフィスビルや何かを、商業施設を建てて経済活動を活性化するということが一番大事だという見方も出てくるし、あるいは人々がだんだん郊外に移っちゃうというのは、都市生活の快適性が欠けてきているんだから、それを回復するのが目標でなければいけないというような考え方が出てくるわけです。そういう様々な都市再生の目標をどう考えるのかと、この辺がやはり一番重要な点ではないかと思うわけです。

私は、現在、都市再生を考えるならば、都市生活の快適性の回復ということに最大の目標を置くべきだというふうに思っております。もちろん、私も、都市の開発整備が経済活動の活性化につながる、そういうことは否定しません。また、ある意味では、それも目標に加えることはいいいことだと思っております。ただそれが、かつてのバブル期のように、開発を行う者がばらばらもうけをするのとどうか、地価が投機的に上がるのに応じてもうけるという、そういうのが都市再開発とか都市再生の経済活動の効果ではないと、このところをしっかりと踏まえなきゃいけないというふうに思います。地域経済が活性化し、雇用を創出し、開発の利益が地域に還元される、そういうことが経済の活性化の本当の意味だというふうに考えております。

ます。

第二点としては、都市再生をめぐる国と地方自治体の関係、すなわち都市、地域政策の策定における地方分権の問題について触れたいと思います。

今回の都市再生特別措置法の仕組みは、最近の都市計画法制度の傾向から見て、ちよつと異常な仕組みを作ろうとしているというふうに思っております。非常に中央集権的なトップダウンの制度になっております。

都市再生本部、これは総理大臣を中心にして全閣僚が入るということになっているようですけれども、それが国の一般的な都市再生方針、基本方針を決めるということはあるけれども、基本方針かと思えますけれども、都市再生緊急整備地域を指定すること、その地域ごとの整備方針を定めること、あるいはそこで行われる民間都市再生事業の認定を行う、こういうことを全部ここで集中的にやるということになっております。これは、地方自治法に定めておる基本構想とか総合計画、行政、そういうものや、一昨年の、一九九九年の改正による、一昨々年になりますか、都市計画権限の地方分権化と逆行するような仕組みではないかというふうに思っております。その中に、幾ら地方公共団体が申出制だとか、地方公共団体の意見を聞くとかということが項目ごとに書いてあっても、それでは救えない非常に大きな問題点だというふうに思っております。

この法案を少し勉強して、かつてありました新産業都市建設促進法というのに類似しているところが、あちこちにあるということに気付きました。この法律も、新産業都市の区域の指定は内閣総理大臣が行うということになっておりますけれども、原則として、市町村の意見を聞いた上で都道府県知事が行う申出に従って区域を決めるというふうになっておりました。トップダウンで決める方法もないわけではなくて、申出が全くないところについては国がこの地域、区域指定をすることがあるというふうに、原則ではない

形で決めているわけです。

この新産業都市法が作られたのは地方分権が余り議論されていなかったような時期ですけれども、そのときでさえ、都道府県の申出に従って国が決めるというふうな制度になっていた。しかも、都道府県や市町村は、その申出とか協議をするときに議会の議決を必要とするまで書いてあったわけですから、そのことから見ても、この地方分権時代の法律として、今度のこの都市再生本部がいろんなことを決めていく、イニシアチブを取っていくというやり方は少しおかしいんじゃないかというふうに私は思います。

なお、その新産業都市法には、今回の法案にある都市再生緊急整備協議会と似たような協議会がやはり規定されております。この点も類似点ですけれども、新産業都市法の協議会は、都道府県知事や会長にして都道府県に置かれる仕組みです。ところが、今度の法律は、法律による協議会は、緊急整備地域ごとに置かれるといいますが、この協議会は国に置かれることになっているわけです。これも随分おかしいんじゃないかと。なぜ新産業都市法のときでこうだったものが今度の法律ではここまでトップダウンになるのかということを私は大変疑問に感じております。

第三には、具体的な都市再生事業推進の手法の問題、特に再生特別地区における規制の緩和の問題について申し上げたいと思います。

法案では、この緊急整備地域の中に再生特別地区を指定し、いろいろな制限を、都市計画制限が規定されているものを白紙に戻すということを定めております。この問題点は小泉参考人も述べられましたけれども、確かにこういう仕組み、やり方というのが全くいけないというところはないんですけれども、そういう既に決まっている都市計画制限というのは全般的な観点で決められている。一九九二年にできた都市計画マスタープランのよう全般的な、しかも住民参加で徹底的に議論して作られたマスタープランに従って用途地域とか様々な制度は決まっているわけです。

ですから、特定の地域だけを抜き出してその制限を緩める、あるいは白紙に戻すということであれば、もう一度そのマスタープラン的な立場に返って検討をして、それが妥当であるということを決めなきゃいけないと思います。それは、当然に住民の参加の下で定められる都市計画マスタープランに返って考えると、そういうことが必要ではないかと思えます。

調査委員会が作成した参考資料というのを読ませていただいたら、再生特別地区のモデルとか、としてイギリスのエンタープライズゾーンのことを書いてあって、これは非常にうまくいった例だというふうに書かれておりました。私も、ドックランド、このエンタープライズゾーンで再開発した典型地区と言われているところを二度ほど見学をしておりますけれども、大体行かれる方は、カナリーワーフ辺りを見て、すばらしいのができているといつて帰ってくるんですけれども、私はまたまた案内人が面白い人でしたので、そのすぐ隣接するかつて港湾地区で働いていた労働者の住宅街を見学して、その人たちの話を聞くという機会がございました。確かにカナリーワーフは繁栄しているんですけども、そこにかつてあった職場に働いていた人たちが地区外で取り残されて、遠いところまで遠距離通勤をしなきゃいけなくなっているということ聞いてまいりました。

要するに、特定地区の再開発というのは、決してその中で閉じているのではなくて、周辺地域、更には全般的な問題に影響を及ぼしているものであって、その規制を緩めるとか緩めないとか、どういう開発をやるかというのは、決してその地区の中だけで考えてはいけないということをこの例は示しているのではないかと思います。

最後に、都市再生における民間企業の位置付けの問題について述べたいと思います。まず申し上げたいことは、その特定の地区の開発整備事業のプロジェクトとまちづくり、都市づくりの計画というものはレベルの違う問題であつ

て、本来全体的な計画があつて、それを実現する手段としてプロジェクトがなければいけない、この点です。これは先ほど申しました。ドックランドの例で申しました。

この民間事業のかかわり方で一番問題だと思うのは、民間企業がプロジェクトの提案をし、それにかかわる都市計画の変更について提案ができるという制度が入ったことです。これはかなりやっぱ重要な問題だというふうに思っております。しかも、それに六か月とか三か月とかという期限を切つていって。提案がされたら、それを受け取つた者は都市計画を六か月の中でどうするかというのを決めなきゃいけないということになっております。これも先ほど申しましたマスタープランに返つて考えなきゃいけない問題を含んでいるということから見れば、マスタープランというのは大体二、三年掛けて各自自治体で作つていくわけですし、それを変更するという場合でも当然一年とか一年半とかという時間が掛かるわけです。それを期限を切つて判断しろというような制度というのは、かなり問題があるというふうに思います。

ここでまたもう一つの例を挙げておきたいと思ひますけれども、これもちょうど日本の、今度提案されている都市再生地区と似ているところで、ロンドンのシティーやウエストミンスターとテムズ川一つ隔てたところに低未利用地区でコインストリート地区というのがございます。

ここでは、ディベロップと地主が組んで企画した再開発計画、これは事務所、ホテル、商業施設、そういうものを含めた高度利用型のものですけれども、それと地区の住民が、周辺地区の住民が提案をした住宅を中心とした再開発計画というものがある二つぶつかりました。両方とも開発申請として出まして、それが真つ向からぶつかつて、結論は両方ともいいという、両方に開発許可が下りるといふことになりました。

要するに、一つの地区をどう再開発するかという問題は、そのいろいろな条件というから見方で判

断すると、両方ともいいということがあり得るんだと。それがどう最終的に決まったかということ、住民側のプロジェクトが地元の自治体もそれを支持したために実現をされて、非常に長い時間が掛かつておりますけれども、今事業の途中にあります。

要するに、これは先ほど小泉参考人も言われたんですけれども、一つの地区に対して二つ以上の提案が出てきて、それがぶつかり合つて、徹底的に議論されて、最終的に判断がされていくという、こういうプロセスを経るならば民間企業が都市計画の変更を提案することいいと思ひます。市計画の案でも、それが三分の二の同意を得たからそれ一つだ、そういう形ではなくて、たとえ少数でも地域の住民の提案したものと同じ土俵で議論されて決まっていくな、そういう仕組みを持つならば今度のような民間の提案制度というのも妥当だと思ひますが、今のやり方ですとどうもそうならない。そこに一番大きな問題があるというふうに思ひます。

やはり、民主主義的な手続というのをどう作っていくかということこの問題というのは深くかわつていふに思ひます。是非慎重な御検討をいただきたいというふうに思ひます。

時間も来ましたので、終わりたいと思ひます。○委員長(北澤俊美君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○野上浩太郎君 自由民主党の野上でございます。参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、大変御高説を賜りましてありがとうございます。限られた時間でございますので、早速、以下数点について質問に入らせていただきます。ありがとうございます。

まず、伊藤参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

伊藤参考人のお話、私、大変感銘を持って、共感を持って聞かせていただきましたが、その中の一つに草の根まちづくり運動というお話がございました。長期に及ぶ都市再生とは、広く全国的に地方に徐々に広がっていくべきものであると。私も同感でございますが、大都市圏におけるまちづくりといふのは若干質的に違いがあるのではないかなという気がいたしております。例えば人的な要素も含めて、ノウハウの要素も含めて違いがあるのではないかなと思ひますが、この草の根まちづくり運動といふものがスムーズに広がっていくためにはどういふような仕組みといふか、仕掛けが必要なのかなと、その辺をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(伊藤滋君) 発言させていただきます。これは、これから新しい試みをいろんな角度から展開していかなければいけないと思つております。率直なところ、まちづくりだから土木屋さんや建築屋さんや造園屋さんの専門家が来ればいいのかという、そういうことは全くあり得ない。むしろ弁護士さんと公認会計士さんと不動産鑑定士さんの方が向いていふというまちづくりもござい

ます。問題は、今の御質問のように、まちづくりをしようとするときに、やはり大都会とか県庁所在地にはそれなりのいろんな意味での専門家がいます。お役人もおりますし、学校の先生もおりますし、ある程度事務所を持つて仕事をしています。ところが、地方へ参りますと、私、稚内、石垣に行つたことございませんが、それほどの、それぐらいの都市ですと、市民が議論をしたときに、それをまとめていくという人がいないです、なかなか。学校の先生、私、ここ三人、学校の教師なんです、学校が余りないものですから、済みません、時々空回りしちゃう。

ですから、これを、私は新しくやっぱ草の根まちづくりの教育を一杯いろんなところで展開したいと思ひます。九州は九州なりの勉強会をやるとか、北海道は北海道なりの勉強会をやる。こういうところに私は国費をどんと入れていただきたいと思ひます。教育こそ、いろいろ議論を取束させる専門家を育て、それからNPOを育て、住民運動にあるルールというものの必要だといふことが分かつてくるわけですから。

ですから、草の根まちづくりで一番必要なのは、まず教育、研修をやるということ。それから、草の根まちづくりで次に必要なことは、コンクリートと鉄塔、鉄で大きい建物を造るよりも、リサイクルが利く木造と鉄骨と、場合によってはコンクリートでもリサイクルの利く薄い板ありますね、そういうもので二階建てか三階建ての建物を造つて、そこに先ほど申し上げたような施設が入つていふ。そういううちちやいまちづくりの方が非常に実感があるんですね。そういうふうなまちづくりを全国にもう無限に展開しませんが、皆さんの貯金は出てこないんです、貯金は。ですから、それを同時並行的に私は、大きい仕事とそれから今の草の根と同時並行的に進めていくというのがこれからの都市再生の動きになるかと思つております。

○野上浩太郎君 正にその教育といふんです、研修といふものをしっかりと展開をしていく、大変重要な視点だと思つておりますが、伊藤参考人、済みません、もう一点お聞かせ願ひたいんです。いわゆる次世代に引き渡せる優れた都市空間を作り上げるということでございますが、今まで都市といふのは、いわゆる戦後五十年掛けてきた、これを五十年掛けて作り直していかなければならぬといふ話でございます。特に戦後五十年といふのは、人口的にも増加をしてきているし経済的にも右肩上がりだといふ中で、どんどんいわゆる都市が膨張するといふんですか、そういう中で都市づくりといふものは行われてきたと思ひますが、今後は当然人口は減少していきま

化をしていきますし、情報化ですとか環境についての問題も出てきますので、そういう中で、優れた都市空間ということでございます。具体的に、具体的にございますか、都市像というものはどういふことを考えかなというのをちょっと御説明願いたいと思います。

○参考人(伊藤滋君) 日本の都市の特徴は、これも大変面白い、いろんなまちづくりが共存しております。学校の教師は、これはアメリカ型とか日本の伝統型とかイギリス型とか。ですから、そういう点では、私は一つ救いは、日本の都市はヨーロッパや、場合によってはアジアのほかの都市より多元的な要素が入っていますから、ですからあることを、欠陥があるといえればそれで致命的にその都市が駄目になるといことがなくて、それなりの復元力を持っていると思っておりますが、しかし、そうだからといってどんな町が、作りでもいいというわけではございませんで、基本的に私は土地は空いてくると思いますが、土地は。ですから、その空いてくると土地を使つて、例えば率直に言うと、中心市街地の中に森があつてもいいわけですが、森があつても、その土地については固定資産税は免除するとか、何らかの税制的な、あるいは相続税をゼロにするとか。森があつて、木造二階建てのしつかりした、百年たつてもずっと通用するような木造の二階建ての住宅があつて、その木造は火事にも強いというのがあつてもいいわけですね。

しかし、片っ方である程度、県庁所在都市とか人口五十万ぐらいの都市になりますと、これは中心市街地に高層のワンルーム、広い意味の、スチューデイオタイプ、イギリスで、そういうアパート供給がある方が、独り者の、いろんなお年寄りにも若者にも向いているという場合がございすね。

ですから、概念として申し上げますと、地方都市では土地が空いてきますから、中心市街地を中心商店街というふうな復元するというものではなくて、中心市街地であるから、むしろ都市に森がある、林がある、そこに割合、専門店と住宅が共存していく比較的低層の住宅がある。しかし、都市が大きくなつてきますと、中心市街地というのはもつとほかの要素が入りますから、超高層の、独自の皆様方に、まあ超高層じゃなくて高層の、独自の皆様方に向いているような集合住宅があつてもいいとか、そういうふうになります。

共通している基盤は文化だと思ひます。文化。文化のにおいが感じ取れる、そして美しい、そういう町だと思ひます。日本ぐらゐ広告がひどいところはございません。

以上です。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。では次に、小泉参考人にお伺いをしたいと思います。小泉参考人の中心的主張で、いわゆる住民参加、市民参加、これが大変重要だと、また情報公開の中でモニタリングを行つていくと。大変重要な視点だと思ひます。

一方で、ちよつとこのレジユメにある中で、時間の関係でちよつと言及もされなかつた部分なんです。例えばPFIですとか不動産証券化ですとか、そういう新しい事業を推進するためのスキームというものが今議論をされております。それはプロジェクトファイナンスもそうなんですけれども、そういう新しい仕組みについて小泉参考人としてどういふ評価をされているか。住民参加との関係でも結構ですが、お聞かせ願えればと思ひます。

○参考人(小泉秀樹君) 例えば、PFIにしても不動産の証券化にしても、私は仕組みとしてはあつていいものだというふうな考えでいて、一概には否定してはいないわけなんです。ただ、私の主張は、そういう非常に、何といひますか、市場をうまく活用した都市再生というか、都市づくりの仕組みが非常に急速に充実する一方で、どちらかというと、今、伊藤先生の方がおっしゃつていたような、もうちよつと地べたに張り付いたような地域発意の環境改善を行うような活動に対する支援施策とか、それをサポートするような専門的なサ

ポートとか、そういう側面は非常に弱いんじゃないかというふうな考えていて、これはバランスの問題だというふうには私は考えているわけです。両方がうまくバランスしていればそれほどおかしいことにはならないというふうな考えていて、片方に偏つてしまふことによつて非常にゆがみが出るんじゃないかということに危惧しているわけなんです。

○野上浩太郎君 正にそのバランスの取り方、これも重要だと思ひます。

それで、あと一点なんです。今回の都市再生特措法の中で、都市計画の提案権を民間に与える、これは大きな変化でございますが、これをいわゆる住民ですとかそういうNPO団体ですとか、そういうふうなものにも与えていけばいいんじゃないかと、これは私もそうだと思つていますが、都市計画を協議して発意するまでと、それをいわゆる事業として推進していくまでの間にはちよつと性格の違うものがあると思うんですが、発意してからすぐその事業化に移るといいますか、推進していくための仕組みとして何かお考えがあればお聞かせ願えればと思ひます。

○参考人(小泉秀樹君) 先ほど石田先生の方からもお話があつたんですが、まず発議するということをもう少し、何というんですかね、緩く考えられないか。地権者の三分の二の合意を前提とするということとは、ほぼそれで決まりだという話になつてしまふわけですね。例えば、三分の一の人が発議を、違う案を発議をして、結果として二つの案を並べてみると、いいところを取り合つと更にいい案になる可能性もあるわけですね。要は、案をうまく調整をして、異なる案を調整して優れた案にしていくということが非常に私は重要じゃないかというふうな考えています。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。そうしますと、石田参考人、最後にお聞きをしたいと思ひます。

イギリスの例でドックランドのお話をしていた

だしまして、この都市再生特別地区ですか、この中の開発だけでは駄目だよと、当然その外に対する影響をしっかりと考えていかなければならないんだよというお話でございまして、もつともだと思ひますが、この地区を設定して、その外の影響に対してしっかりとある意味動き掛けをしていくための、何か具体的な仕組みというのは何かお考えがありますか。今お話の中でちよつと、時間を掛けて住民参加の中というお話がございまして、たれども。

○参考人(石田頼房君) 結局一番肝心なことは、その開発をされる地区だけではなくてもう少し広いエリアを、だれが地域の整備、計画、それを責任を持つていくかということなんです。

それは結局、その地域にある地方自治体が責任を持つてやらなきゃいけない、そうであれば、特別の地区についての計画が民間のイニシアチブで提案されるにしても、その周りの部分を含めて考えている、地方自治体がそれに対するきちつとしたチェックができる、全体的な立場でチェックができる、そのことを保障しておかなきゃいけないんだというふうな思ひます。

○野上浩太郎君 以上です。

○谷林正昭君 民主党の谷林正昭でございます。今日は御苦労さんでございます。時間の都合もございまして、端的に、ちよつと言葉に角が立つようなしやべり方になるかも分かりませんが、よろしく願ひをいたします。

まず、小泉参考人にお尋ねをいたします。小泉参考人は社会資本整備審議会都市計画分科会委員の臨時委員という任務をされておりました。その答申が二月の七日に出てまいりまして、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等二十一世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」、こういう中間取りまとめがございました。

参考人の意見も相当入つていらっしゃるような、今お伺いしまして、思いもあるわけでございますが、ずばり、この取りまとめられたものが今度の法整

備、法改正、臨時特措法、こういうものに反映をされ、この趣旨が生かされているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○参考人(小泉秀樹君) ある部分では生かされていて、ある部分ではまだ十分ではないというところがあります。

それで、その答申の中にも、幾つかのことは今後検討していくという形で長期的な課題に盛り込まれているわけです。

例えば、先ほど私が申し上げました計画の評価とか住民参加の制度の話とかというのはこれから検討していくことになっておりまして、私は先ほど申し上げました、こういう特別措置法であるからこそ、そういうことを是非トライアルしてやるべきじゃないかというふうに考えていて、その辺を是非反映していただければというふうに考えております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

そういう意味では、この取りまとめを読ませていただいたときには、三本柱になっておりまして、一つは都市計画の枠組み、二つ目には木造住宅密集地、この解消、そして三つ目には今後の検討の進め方、こういう柱になっておりまして、今ほどおっしゃいましたように、今後の検討の進め方のところには、特にまちづくりあるいは都市再生、それには住民参加が絶対必要だよというふうな方針、指針を出していただいているというふうに思います。

そこでお尋ねをするわけでございますが、伊藤参考人にお尋ねいたします。突然済みません、振ります。

先ほどの言葉の中に、五十年掛けて二十世紀のまちづくりをしてきた、しかし今度は五十年掛けて二十一世紀のまちづくりをする、こういう御意見を持たれております。

問題は、私気になるのは、五十年右肩上がり、そして人口もどんどん増えてきた、そして一極集中的に東京都に人が集まってきた、こういう社会情勢の中と、五十年後の社会を目指したときには

人口が減っていく、地方分権が進む、そういったときにまちづくりの在り方といいますか都市再生というのは、今の法律を見ておりますとどうも東京都港区の一面をやるための法律のような気がしてなりません。しかし、そういうことを含めたところの伊藤参考人の意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(伊藤滋君) じゃ、発言します。

これは特別措置法、時限が十年、お金は五年でございまして、これは私、明らかに緊急的な法律だと思っております。

ですから、率直にこの緊急整備地域とかあるいは、何ですか、再開発特別地区でしたつけ、再生特別地区、そういうのが定められるところも、ずばり言うところは江東区の埋立地とか大阪の梅田の駅のそばとか、そういうところじゃないかと思うんです。これを普通の、例えば東京でいうと中央線の荻窪の周りとか、あるいは、どこにしましうか、大阪、門真の、門真市、東大阪、塩じいのいる辺とか、そういうところに掛けるんじゃないかと思うんです、これは。

これは何かといいますと、なるべく早く、もうずばり言う、外人さんと日本人の我々が大体いい調子で、余りお互いコンプレックスを感じないで仕事をしたり食事したりビジネスをやると、そういう場所を作ろうよと、そういうところだと思っ

んです。

ですが、私が言った五十年というのは、全くそういう意味では特別措置法じゃなくて、むしろここに出てきたいい成果を本来の都市計画の法律とか建築の法律に入れて、それで仕事をしていくべきだということを考えておりまして、特に、五十年と言いましたのは、木造密集市街地を直すということとは、もう私も、私のうちの周りでNPOで杉並区と闘っているんですけれども、もうこれ大変なことなんです。住民、住民と言っていますけれども、住民の中が三つぐらいに割れちゃうんです。そこでの住民の合意なんというのは、これ、きれいな事で済むわけじゃないんです。これ

は、ゆっくり時間掛ければそのうち、ダムと同じように、反対と言っていた人がおじいさんになつて、ダム、しょうがねえなというふうになるかもしれないけれども、私は、時間を掛けてゆつくりというのはいんですけれども、無駄な時間を使わないで、やっぱり専門家が入ってまともなところのことをしなせんと木造密集市街地は解けない、百年たつても解けないと思ひます。そういう点で、本腰を入れて国家的課題でやるのは、右肩下がり、年寄りが多くなつた、それから独り者が多くなつた、付き合ひが悪くなつた、そういう一般の戦後に作つた密集市街地に国費をもつと入れていくべきだと、そういうことに移っていくと思ひます。

ですから、今、正に国際的な話が焦点になっていきますけれども、いずれ日本がこれ、必ず経済、成功しなきゃいけないわけです、これだけ頑張っているんですから。そうしたら、やっぱり草の根型をしつかりとやっていくというふうに、それが五十年ということの意味じゃないかと思ひつ

んです。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと今の法律、特に特措法ですが、落とし穴があるんじゃないかなというふうに思ひます、いわゆるマンハッタン型都市づくり、こういうのがどうも法律の内容でいくと目指しているのではないかというふうに私は思ひてな

せん。

そうしたときに、まちづくりというのは果たしてそれでいいのかどうか。私は、マンハッタン型には、効率だけを指した中で住みよい環境というものもあるかも分りませんけれども、落とし穴がある、そういうふうに思ひますが、落とし穴という意味で、こういうところを気を付けてや駄目だよと、こういうところにチェックをやらなきゃ駄目だよというふうなことをお思ひでしたら、申し訳ございせんが、石田参考人、小泉参考人、伊藤参考人、三名の方に順次お聞かせいた

だきたいと思ひます。

○参考人(石田頼房君) 私は、実は建物の一階にしか住んだことがないので、マンハッタン型の特に住宅の、超高層型の住宅というのは生活経験がないんですけれども、今はやっぱりマンハッタン型で再開発をできるところというのは東京、大都市圏でもそう数多くはなくて、問題のあると言われている市街地の多くは、決してあの形で解決をするようなところではないと思ひます。

先ほど伊藤参考人がこの法律は時限的だと言つていらつしやるんですけれども、私は、時限的な間に力を集中するのがこういうところだとすると、一番問題のあるところが後回しになつてしまふ。そこが非常に問題だと。再開発をマンハッタン型、あるいはこういう拠点大規模型だけに都市再生を絞つてはいけないんだというふうに思ひます。本来やらなきゃいけないところは、先ほどから出ている木造アパートの密集地域のようなところが非常に緊急に、正に緊急に整備をしなきゃいけないところなわけで、そこにお金をつぎ込み、努力をつぎ込み、知恵をつぎ込んで今すぐやるべきことではないかというふうに思ひつ

す。

そういう意味で、もつと違うイメージの都市の将来像というものを持つて再開発すべきところが多々あるんだというふうに思ひます。

○参考人(小泉秀樹君) 先ほど伊藤先生の方からもお話があつたかと思ひますが、日本の市街地というのは非常に多様性を持つていた。今でも持つてい

ると思ひますが。

それで、例えば東京を例にとると、非常に五、六階建ての非常に良質なマンションが密集しているようなエリアとか、もちろん高層マンションがある程度集まっているようなところもありますし、それから先ほどから話に出ている木造の賃貸アパートが密集しているようなエリアもある。確かに、木造の賃貸アパートが密集しているエリアというのは防災上は非常に問題があるわけですが、そういう問題はあ

るんだけれども、非常にアフオーダブルな賃貸住宅地であることも一方

で事実であつて、そこには都市のいわゆるブルーカラーの人たちが住んでいて、非常に通勤利便なところを利用していろいろなサービス業雇用に関与しているという話なんですよ。

すごく危惧をするのは、そういうところをすべて取り払って再開発をしようということになると、今まで多様に絡み合つてうまく成立していた東京のいわゆるいろいろ、何というんですか、産業の構造とかそれから労働力の提供とか、そういうことがどんどん偏つたものになつていってしまう。要は、端的に言うとうわいとかラーの人しかいないような町になつていってしまう。そうすると、かえつて実は東京が持つていた多様性とかしなやかさといったものが失われていってしまう。逆に世界的な企業競争の中で日本の企業が負けていけば、あつという間に東京というのは活力を逆にしてしまつてしまふ、リスクが大きくなつていってしまうという可能性があると思うんです。

そういう意味で、石田先生がおっしゃられたように、現存する住宅地のやはり良いところといったものをなるべく生かしながら、地域の資産としての最大限を生かしながらうまくまちづくりをしていく、再開発をしていくということが重要で、そういうことに関する支援措置なり施策というのがやはり必要じゃないかというふうに考えます。

○参考人(伊藤滋君) マンハッタン型もありますし、パリ型もありますし、門前・寺内町型もあるんです。

多分、埋立地に造るのはもうマンハッタン型だと思ふんです。あるいは国鉄の操車場跡地ですね、あれは地主が一人とか二人ですから、周りは倉庫ですから。しかし、そういうところに金を突っ込まないといけないという国家的なやつぱり必要性があるわけですね。それが一つ。

それから、パリ型というのは、言つてみますと、五階建てぐらいのちゃんとしたマンションを造つていく。こういうのは多分文京区辺りに向い

ているんじゃないかと思うんです。

それから、やっぱり荒川には荒川、済みません、東京のことばかり言つて、荒川区を文京区になれと言つてもなれないんですよ。やつぱりこういうところは木造密集市街地を少しづつ手直しをして、貸家住宅を三階建てで、防火性の三階建てで造り直して、ちよつと道路を広げるなんというのをやればいいんですけれども。

私申し上げたいこと、木造密集市街地はそう簡単に直りません。絶対に直らない。皆さんの土地の権利の複雑さというのがもう嫌というほど染み付いていきます。ですから、木造密集市街地をただ象徴的に直すというんじゃないで、僕はまず直すところは木造密集市街地の中にある私鉄の駅だと思ふんです。例えば、京成電車とか、あれですよ、玉川電車とか、そういうところの私鉄の駅です。私鉄の駅を直すということが本当に私たち都市計画の技術者ができれば、これは社会的に皆さんに木造密集市街地で少しでもいいものができたとすることができると思ふますけれども、こういうことも都市再生でやらなきゃいけないと思ふます。

○谷林正昭君 ありがとうございます。午後から総括質疑をやるわけですが、皆さん方の御意見を是非参考にさせていただきたいと思ふます。

一点だけ最後に小泉参考人に。今朝の朝日新聞に、簡単に言いますとマンション造りましたから買つて下さいよと、こういうものが出てきました。その土地は、都市基盤整備公団が土地を持っていたものを民間に渡してそれが民間が開発した、いわゆるで地上がたつたところに市民が買いくというこういう制度なんですね。ところが、今議論しているのは、みんな町を作ろうよと、こういう議論なんです。これからの住宅政策、都市再生のかかわりの中で、こういうことが今後どういうふうになるか。いわゆる分譲地を開拓して売るといふまちづくりと、みんなその土

地を再生させていくという、イエスカノーかじゃないで、そのいいところを是非聞かせていただきたいと思ふます。

○参考人(小泉秀樹君) 住まいづくりとか住宅地づくりもこれからどんどん住まい手参加で行うようになってくると思ふます。それで、例えば民間企業がマンションを供給するというのは一つのメカニズムとして成立しているの、それはそれでであると思ふます。

ただ、で地上が上がる過程でそれが地域にとつて意味のあるものになるようにいろいろな形で周りの配慮とかをしなげらるるような形というのが本来まちづくりのあるべき姿だし、そういうことができるのがきちんとした都市計画の制度だといふうに思ふますが、なかなか日本の制度だとなつていふことがやりづらくなつていふことと、そういうことが、長期的には是非そういうことをやつていかなければならない、制度としても対応していかなければならないといふうに考えております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。終わります。

○統訓弘君 お三方には大変御苦勞さまでございました。貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

私は、東京都出身なんです。そこで、若干反省を込めまして幾つかの点を御質問申し上げます。二十年前、丹下健三先生があるシンポジウムで、これは新聞社主催のシンポジウムでこんな話をされました。我々、都市計画学者を含めて反省しなければならぬ時代が参りますよ、なぜならば、東京の都市計画に哲学がなかつた、なるがゆえに今東京が一生懸命、世界都市東京を目指して努力しておられるけれども、二十年もたないうちに東京は寂れてしまふでしょう、そして金融都市東京は上海、シンガポールにその地位をさらわれてしまふであろうと、こんな話をされました。私は、当時、何を言っているんだと、丹下先生、

おかしいんじゃないですかと、こう言いたかつたわけですね。

ところが、現実には正にそのとおりになつちやつたわけです。例えば、世界の金融機関が東京に集中しました。世界の株、会社が東京じやうに集中しました。ところが、二十四時間体制を取れないがために、あるいはオフィスビルの足りなさのために、あるいは家賃が高いがゆえに、みんな撤退してしまつた。

そういう反省を込めまして、私は、この都市再生法、先ほど正に伊藤先生がおっしゃいました、これは先生の第一の、都市再生は二十一世紀を通じて国家の根幹的課題である、二番目には、危機的経済状況に立ち向かう緊急的な国家行為である、こんな話をされました。

この都市再生特別措置法案は、正に私は小泉内閣、総理に有識者を集めて、日本の経済の活性化を図るにはどうすればいいんだろか、知恵をかしてほしい、こういう識者の意見を問われて出てきたのがこの都市再生の下敷きだつたと私は思ふます。そこで、小泉内閣ができて、そして一年間、苦勞に苦勞を重ねて出てきたのがこの法律案だと私は理解をしているわけです。

そういう意味で、最初の伊藤参考人がおっしゃつたような、言わばこの法律は十年、しかも地域を特定するんだと、そして同時に国家的な経済危機を救うんだと。そういう意味で私は評価に値する法律ではないのかと、こんなふうに思ふます。

そこで、今、伊藤参考人にお伺いしたい点は、丹下さんのお話の都市計画学者の反省を込めて、日本の都市計画の在りようというんですかね、そのことについて示唆に富む考え方を示したいだけだと思ふます。

○参考人(伊藤滋君) ありがとうございます。二つ申し上げます。一つは、国際的な発言、あるいは国際的な都市計画に対する流れでございます。一つは、我が国の持つていふ特殊性でございます。

ます。

実は、二十世紀が終わろうとする一九九〇年から二〇〇〇年へ掛けて、世界でいろいろ都市にかかわる学者が国連とかあるいはOECDとかあらゆる国際的な場所と、二十一世紀の先進諸国の都市はどういう形になるべきであろうかという議論を徹底的に議論しました。私もそういう会議に幾つか出席して、いろいろの意見を申しましたし、外国の学者のいろいろな意見も聞きました。

その結論を非常に端的に申し上げますと、二十一世紀の先進諸国の大都市は絶対にロサンゼルスになつてはいけないということです。パリの旧市街地、パリの旧市街地が一つの将来あるべき方向として考えなきゃいけないということで、これは大変示唆に富むわけです。

パリの旧市街地は、まず建物は何百年も、まあ石ですから中を手直しをすればもつわけですね、とにかく長持ちする。しかし、長持ちして年を取れば取るほど文化的においかにじみ出してくる。そういう町でなければいけないということ、それから、町の中に住みますと、いろいろ皆様方の生活がつましくなります。よく引合いに出されるのは、郊外の一戸建てではアメリカのガソリンをうんと食う乗用車、しかしパリの町の中では自転車でもいい。実際に自転車を使える。そういう点で、まとまりのいい、なるべくまとまりのいい都市を作ろう。そうすると、必然的に大きい都市というのは立体的に住まなきゃいけないということになるわけです。

その立体的に住む教訓というのはどこにあるかというと、一つはパリの中心市街地もありますし、それから戦後であれば、立体化した住宅を郊外に置いた場合とそれから都心に置いた場合で、明らかに郊外に置いた立体的な大きいマンション、これは壊れやすいんです。いろいろな意味で、物理的に、社会的に。しかし、町の中に作った立体的なマンションの方はなかなか社会的に、物理的に壊れにくい、そういうこと、そういう例はヨーロッパで幾らでもございます。

そういう点で、一つ、東京の進むべき道、大阪の進むべき道は、やはりある程度、私はヒステリックに容積を上げろということではございませぬ。ある程度居住密度をやっぱ東京二三区の中で高くしていくということ、そういう方向に向かう都市計画を考えるべきだと、これが一点です。

それから二点目です。これは非常に日本的な話ですが、日本では地籍がきちつと明確になっておりません。登記所の公図と建築基準法で出す敷地と全く関係がございせん。こういう国というのは多分日本以外どこもないと思うんです。自分の戸籍はあるけれども、地籍は知らぬと。そういう足下をしつかりしないで都市の姿をずつと議論してきたのが日本の実態なんです。

都市計画の学者も地籍の重要さというのをどれほど認識したかという、私が今一番反省しているのは、過去四十年間都市計画をやってきましたけれども、地籍の持つ意味、これをいささか軽んじていたから。しっかりとこの際、正に二十一世紀の門口、五十年掛けて日本じゅうの都市をよくするならば、都市の地籍をきちつと調査して、お互いが自分の土地の持つている公的、地籍さえはつきりすれば、自分の土地が社会に対してどういう影響を持つのかも分かってくるわけです。そういう形で社会の中での人と人との一種の関係を、ただただ、なあなあじゃなくて明快にして、責任は責任として明確にする、義務は義務として明確にする、そういうことをやる必要があると思つてい入るんです。

ちよつと、ここ一か月ぐらい役所の、国家の役人に嫌な顔をされているんですが、おれはここ一年、地籍の必要性を訴える、地籍をきちつと作るということとは日本人の国民のモラルですね、倫理、それから義務、そういうことを明確にすることだと、一種の精神運動だと言つたら、ちよつと日本魂みたいなことやめてくださいと言われたんですが、地籍の問題、これをきちつとしないと丹

下先生のおっしゃったような姿にならないと。以上、二点を申し上げました。

○統訓弘君 ありがとうございます。

なお、東京都は臨海地区四百四十八ヘクタールに対して一兆七千億もの公共投資を行い、もうすべてインフラは整備できたわけです。ところが、実はお客さんがおいでにならなくてパンクの状況になつちやうと。これは私は失敗だと思つていません、東京都なるがゆえにあれだけのインフラ整備ができていますから。同時に、今建物を建てようと思えば幾らでも建つわけですね。ところが、いろいろな意味で失敗だというお話がありまふけれども、私は二十一世紀のこれからのまちづくりには、ああいう臨海の貴重な空間を利用すべきだと思ひますけれども、この点に対する伊藤先生の御意見を伺いたい。

○参考人(伊藤滋君) あそこは非常に大事な場所だと思ひます。問題は、あそこにマンハッタン型の建物を建てる場所として認識するのか、それともやはり東京都民だけではなくて、広く、日本の人たちがあの一兆何千億の投資をされた場所を広く使うという場所として、そういう土地利用を考へるかという認識であるのか。明らかに僕は後者の立場で東京都庁はお使いになればいいと思ひますね。私は、そういうことがはつきりしてきたときに、やつぱりあそこ投資に対して国民的な何らかの形でその問題を解いていこうという動きが出てくると思ひます。

僕は一つの例としてこういうことを申し上げてい入るんです。デイズニールランドへ行くと、親子で、一日一人二万円ぐらい、六万円掛かる。それで楽しい。だけれどもそれを続けていくわけにいかない。それならば、デイズニールランドの隣に、これは非常に比喩的なんですが、ベルリンのツォーレってございませぬ、動物園。それからロンドンのキューガーデンってございませぬ、植物園、王室植物園。それからパリでシトロエン工場を再開発したすばらしい公園がございませぬ。それにセントラルパークのプラザホテルの周りのちよつと子供が喜ぶ、そういう概念であの東京都の敷地を展開されれば、これは多分、デイズニールランド、一人二万円じゃなくて、そこなら一人二千万円で教育的に遊べるんじゃないか。そういうものを作るといふようなことだつて私はあの埋立地を広く国民に対してきちつと提供する行き方かなと。日本人はいろいろなものをうまく混ぜ合わせるのが上手ですから、今言つたようなことをうまく集めて、日本的に私は消化すると思ひますね。こんなこと、私、十一年ぐらい前に本に書きました。どうも。

○統訓弘君 小泉先生と石田先生に、時間がございませぬので、お二人がお述べになりました、東京にも木造密集地がたくさんございませぬ。これの解決は、やはり行政としてちゃんとやらなければならぬ課題だと我々は認識しておるわけでありませぬ。しかし、伊藤先生がおっしゃつたように、この木造市街地のクリアランスというのは大変難しい。何十年掛けても本当にできない状況ではございませぬけれども、せつかくお二人からいろいろな御意見、参考になる御意見を伺わせていただきますので、行政の中に反映させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○富樫練三君 日本共産党の富樫練三でございます。

お忙しいところ、三人の参考人の方、ありがとうございます。

最初に、都市再生についての基本的な考え方について、三人の方に同じ質問を最初にさせていただきたいと思ひます。私の理解では、ちよつと一九六〇年代の後半から高度成長政策が始まつたと思ひますけれども、それ以来、日本の大規模開発や都市計画というのはどうしても経済政策、経済の活性化、そのための一環として位置付けられてきたのではないかと印象を持っています。今回もそういう考え方が変わっていないのではないかとというふう

しい公園がございませぬ。それにセントラルパークのプラザホテルの周りのちよつと子供が喜ぶ、そういう概念であの東京都の敷地を展開されれば、これは多分、デイズニールランド、一人二万円じゃなくて、そこなら一人二千万円で教育的に遊べるんじゃないか。そういうものを作るといふようなことだつて私はあの埋立地を広く国民に対してきちつと提供する行き方かなと。日本人はいろいろなものをうまく混ぜ合わせるのが上手ですから、今言つたようなことをうまく集めて、日本的に私は消化すると思ひますね。こんなこと、私、十一年ぐらい前に本に書きました。どうも。

○統訓弘君 小泉先生と石田先生に、時間がございませぬので、お二人がお述べになりました、東京にも木造密集地がたくさんございませぬ。これの解決は、やはり行政としてちゃんとやらなければならぬ課題だと我々は認識しておるわけでありませぬ。しかし、伊藤先生がおっしゃつたように、この木造市街地のクリアランスというのは大変難しい。何十年掛けても本当にできない状況ではございませぬけれども、せつかくお二人からいろいろな御意見、参考になる御意見を伺わせていただきますので、行政の中に反映させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○富樫練三君 日本共産党の富樫練三でございます。

お忙しいところ、三人の参考人の方、ありがとうございます。

最初に、都市再生についての基本的な考え方について、三人の方に同じ質問を最初にさせていただきたいと思ひます。私の理解では、ちよつと一九六〇年代の後半から高度成長政策が始まつたと思ひますけれども、それ以来、日本の大規模開発や都市計画というのはどうしても経済政策、経済の活性化、そのための一環として位置付けられてきたのではないかと印象を持っています。今回もそういう考え方が変わっていないのではないかとというふう

感じるわけです。

その結果、例えば首都圏でいえば東京一極集中、これが生み出されましたし、地価高騰やあるいは公害、住宅難とか通勤難とか環境破壊とか、新しい都市問題が発生してきたというふうに思います。先ほどもお話がありました臨海副都心の開発。基盤整備はできたけれども予定どおりの企業の進出がない、空きビルも多い、結果として採算が取れなくて自治体の負担が大変大きいというふうになっていると思います。東京都では、利息だけでなく大変な負担になって財政が圧迫される、こういう状態も生まれています。全国的に見れば、例えば本四架橋であるとか東京湾横断道路など、莫大な赤字にも表れているというふうに思っています。

こういう結果の教訓として、需要があるから開発を進めようということではなくて、いつときの経済活性化のために開発や公共事業を進めようというのでは、これは成功しないのではないかとこのように感じています。

問題なのは、大事なことは、やっぱり都市再開発あるいは都市再生という場合に、それによって作られた都市施設がどう活用されるのか、その都市施設がそこに住んでいる住民の暮らしの全体、例えば高齢者の暮らしとかあるいは子供の教育とか文化の発展、こういうものにどう貢献するかということや、あるいはその地域の産業やあるいは企業に、企業活動にどう貢献するか、こういう角度が大変大事なだろうというふうに感じています。

ところが実態は、都市施設を作ること自身、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドと、こう言われておりますけれども、開発それ自身が自己目的化してしまうところには私は問題があるのではないかというふうに感じています。

現在、バブル崩壊後の長期不況や経済失速、そういう中で、再び経済政策としての都市再生論が浮上してまいりました。今回の法改正につながっているわけですが、これが失敗の繰り返し

になるのではないかと懸念があります。

この点について、三人の参考人の先生方の御意見を伺わせていただければと思います。

○参考人(石田頼房君) 私は、元々、都市計画というのは経済、特に日本のマクロの経済、その活性化の道具に使ってはいけないというふうに考えております。

そういう意味で、今、富樫委員が言われたことというのは私の考えと非常に近いわけですが、都市計画的な問題をちょっと申し上げますと、今まで、これは先ほどの統委員の御発言にも関係するんですけど、今でも、東京でも丸の内とか霞が関とか銀座とか、今でいえば湾岸とか、そういう大規模な都市計画が行われたところというのは、繰り返し繰り返し実は公共投資が行われてきているわけですね。新宿の副都心などというのは典型的なんですから。

一方、木造アパートの密集地帯というのは、実は都市計画的なことがほとんど行われない結果、あの状態になっているわけです。そういう意味で、歴史的に見ても、ほとんど公共投資が行われないがゆえに、先ほど、伊藤委員のあれで言えば地籍の調査さえもきちんとしていないという、そういうようなところにやはりお金を集中するということ、あるいは努力を集中するということが今後の都市計画の在り方であって、今までかなり伸びているところを更に引っ張り上げるような道具に都市計画を使うということは正しくないというふうに思っております。

そういう意味で、今後の都市計画の在り方というのは、都市再生の在り方というのは、今まで手を掛けてこなかったところに努力を集中する、それを長期的に行うということが大事だと思っております。

○参考人(小泉秀樹君) 私も富樫委員の意見に非常に賛成するのは、何のためにこういう施策をやるのかというのがやはり分からないところがちよつとあるということで、例えば東京を例に取ると、オフィスビルディングが非常に大量に現在

でも供給されているわけですよ。それで、これ以上本当に供給して果たして借り手が付くのかとか、新しく建ったビルには借り手が付くのかもとあれませんが、東京の総量としてはほとんどオーバーしているという状況が生まれるんじゃないかということ、それから住宅についても、もちろん都心部に多くの人が住むということとは、通勤混雑の緩和とかに役立つことなのではあるんですけど、余り急激にそういう施策を展開すると、今度は郊外部の土地の価格がどんどん下がってしまってしまうということ、郊外に土地をバブルのころに買ったような人たちはほとんど資産が目減りして、住み替えることとかもどんどん難しくなってしまうという

ことで、何が言いたいかということ、つまり、余り急激な社会的な変化を起こすような政策というのは都市計画とか都市政策ではこれは余りなじまないんじゃないかということ。やはりゆつくり着実に、空間なり空間の下で活動する活動自体をはぐくんでいくようなことがやっぱり必要で、それをやらないうと都市再生にはつながらないんじゃないかというふうに考えております。

○参考人(伊藤滋君) お答えいたします。実は私、国土計画にもかかわっていました、私、痛切に感じましたが、国土計画で第一次から第五次まで作りましたが、私は第二次からかわったんですが、第五次は国土計画じゃなくて別な名前にしたんですね。あの計画までに、四番目までは都市のことは一つも重要な国土計画の課題になっておりません、国土計画では、国土計画は何かというと、都市は必ずそこに置かまして、真ん中に、先生のおっしゃった経済の振興、農業の振興ですね、国土の、自然災害から何とかとか、元氣なことばかり書いてある。都市が国土計画の中に位置付けられたのは、阪神・淡路の犠牲があつてから、ちよつと新聞記者と、だからあれが入ったんです、大都市のリノベーションという言葉が。

ですから、日本に都市政策はなかったんです。

経済政策はあつた、農業政策はありました。都市政策はなかったんです。そのために、石田さんと僕は全く同じなんです、東京や大阪の一極集中と言われているんですけど、あそここの木密というのは何の都市計画の手当でも入っていないんですよ、そのために。何回も現在まで、私たちは東京や大阪で将来の都市はこういうふうにするべきだという提案をしましたけれども、これは全部、国と東京都、大阪府、全部、それより忙しいのは工場を造ることだ、それより忙しいのは道路を造ることだ、全部手当てしてないんです。ですからこういうふうになっているんです。

ですから、僕は、今、小泉参考人の意見を聞きながら、着実にやってくればこんなことなしたことないと思います。今、着実でないんです。何にもやっていない。

率直に言つて、私は、東京都の建設局の再開発事務所というところの、今年どういう仕事しますかというのの長期計画、三年プログラムというのを付き合いましたけれども、大体、〇・五ヘクタールぐらいの再開発事業を東京都が第一種、第一種じゃない、第二種の再開発以来、三か所ぐらい毎年採択するぐらいで東京都の再開発は目一杯なんです。

それから、区に都市のマスタープラン、終わりました。区で基本的に都市の仕事、区の権限で都市計画に具体的に仕事できるというようになりましたけれども、私は墨田区で二十三年、墨田区の都市計画審議会の会長をやっていましたけれども、二十三年で、十六メーターの、あれだけ危ないところで、十六メーターの道路、都市計画道路、これは区で決められます。これ一本造れないんです。それが実態です。

○富樫三君 私の持ち時間が四十五分までです、ちよつと時間が少ないんですけれども、各論についてちよつと伺いたいと思います。石田先生にまとめて三点伺いたいと思います。一つは、今回の都市再開発法ですが、これは民間事業者である再開発会社が参入するとい

うことが可能になります。これは、第一種にも第二種にもそうですけれども、第二種の再開発事業の場合は管理処分方式ということで、全面買取方式になります。したがって、開発区域の中にだれか土地を売らないという人が出てくれば、その事業そのものが成り立たない。そこで、出てくるのが土地収用権という問題になります。

土地収用については、憲法でも当然のことながら公共の福祉ということが大前提になっているわけですが、民間の開発会社に土地収用権が与えられるということになれば、これ自身かなりの問題があるというふうに思っています。公共の福祉と民間開発会社との土地収用権の関連について、石田先生のお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

二つ目ですけれども、都市再生特別措置法案に基づいて、都市再生の特別地区が指定された場合に、ここは様々な規制が撤廃されます。容積率や日影規制や高さの制限、こういうことが撤廃されます。こうした場合には、経済効果があるいは利潤追求が優先されて、バランスの取れた都市環境づくりが二の次にになってしまうのではないかと、このが大変心配をされるわけです。都市問題というものはやっぱり環境破壊から人間の暮らしを守るという視点が重要だというふうに思いますけれども、この規制の撤廃についての先生のお考えを伺いたいと思います。

三つ目ですけれども、都市再生特別法案では、都市計画の決定と事業認可の期間が極端に短縮されています。私は、この種の事業の成功の秘訣というのは、そこに住んでいる人々や権利者の理解と納得が大前提だと。そのためには、情報公開とそして計画段階からの住民参加というふうな感じにしているわけですが、この手続を極端に短くするということが住民参加を大変少なくしてしまうのではないかと、この点についての先生のお考えを伺いたいと思います。

○参考人(石田頼房君) 第二点と第三点は、私の

参考人としての意見陳述の中で大体述べておりますので、それは富樫委員が御質問になった趣旨と大体同じ意見でございます。ですから、まず第一点の御質問について、ちよつと私の考え方を述べたいと思います。

この点については、小泉参考人が先ほどかなり詳しく触れられました。大体、小泉参考人の意見と私の意見とは似たような意見だと思えたいだいて結構です。

第一種の再開発事業の場合に、要するに組合施行の場合です。一般的には、組合施行の場合に組合がなかなか資金を、再開発事業を立ち上げるためには当初にかなり大きな資金が必要なので、すけれども、それを調達することが困難であると、組合という性格上困難であるということがありまして、いろんな工夫が行われております。保留地を売る約束をして民間の事業者からお金を導入するとかいろいろあるわけです。それから、東京の月島だったと思いますけれども、今、トリートンスクエアというふうな呼ばれているところでは、その中の大規模権利者が株式会社を作った資金の調達とかそういうものを行うという、言わば組合と株式会社がうまく並行してやるといような事業方式が取られていて、担当した方からいうと意味で、再開発に株式会社のやり方を導入するということはあながち全部を否定することはできないと思います。

ただ、富樫委員も言われましたように、第二種の事業で、これは土地を全部収用してから再開発をするということが前提になっておりますけれども、そこで株式会社に土地の収用の問題を含めて全部事業者としてやらせるといことは様々な問題をやはり起こさざるを得ないというふうに思います。御承知のように、アメリカの再開発では土地の収用の部分というのを公共が行って、要するに権利をきれいにした上でそれを民間の会社に、もちろん計画内容なんかをきちんと審査をしてですけれども、任せるといような方式が取られております。

です。ですから、第二種の場合には、むしろ土地の権利関係をきれいにするという部分については公共、今の施行主体である、施行者である公共とか公団とかがやるというふうな、そういうものと併せて考えていくようなことを今後は非考えていた方がいいと思います。元々の土地収用まで含めて全部を何か民間に丸投げしてしまうようなやり方というのは極めて問題が起るのではないかと、この心配がございまして、以上です。

○富樫三三 終わります。

○田名部匡省君 私は、国会改革連絡会の田名部と申します。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど来、参考人の先生方のお話を伺って、おっしゃいました。私とかが大体同じことをおっしゃって、意を強くしているわけでありまして、けれども、ただ問題は、日本の国土の条件あるいは地形ということもあるでしょう。あるいはもう海に囲まれた島国と、こういう条件の中でこの国を一体どうすることが一番いいのか。私は、長いことスポーツやっていたものですから、基本ということには誠に忠実なんです。ですから、基本をしっかりとこの国を見詰め直していかないと、先ほど伊藤参考人、パリとかいろんなヨーロッパの国々のお話されましたけれども、私も農林水産大臣をちょっとやらせていただきました。デカップリングという話がよく出るんです。所得補償しろと。しかし、これは都市政策の違いなんです。おっしゃるような、パリはあれだしか三階ぐらいだったと思うんですが、それ以上は、もう少し高いですね、建てちゃいかぬと規制かけている。パリへ集まるなど、その代わりデカップリングという制度をやるから農業をやってくれというのが政策なんです。ところが、日本はそれがない。しかも、今私は地方、青森県の八戸市が出身ですが、私が手掛けた区画整理事業は五つあります。全部農地をつぶ

して区画整理やっているんですね。一体、これから日本の農業を一体どうするのかと。だから、規模を拡大してやらないともう所得の面からやらないから、区画整理という農地をつぶして大規模な区画整理を五か所やりまして、

というように、言ってみれば田中角栄先生の辺りですが、国土の均衡ある発展だ。中曽根内閣のときは一極集中排除だ。そのときそのときによっているんなら出てくるんですけれども、どれも達成したのがないですね。ですから、一極集中排除という中で、じゃ、東京都をどうするのか、大阪をどうするのかということは私はよくわからぬものですから、その辺についてちよつと御意見がありましたら伺いをいたします。

○参考人(伊藤滋君) 申し上げます。

パリも郊外へ行きますとひどい町があるんです。代議士の先生方はきちっとしたところしかごらんにならないと思いますけれども、郊外はあんな町に絶対しやいけないという町、作っているんです。フランスの連中も。ですから、フランス人というのは形式を非常に重んじる人、人間なん、パリのルールというのはいきなり世の中へ、世界に広げているんですが、私、そういう点では必ずあるモデルの後ろには、先ほど石田さんもおっしゃいましたけれども、後ろに別な話がございます。

そういうことから関連してちよつと申し上げますが、一極集中という言葉、一極集中というのは一つの現象を表しているわけですが、これを政策にするとなると大変なことが起きるんです。実は、政策として一極集中を排除する、ずっと先生方はもう全総、昭和三十一年、八年の新産・工特以来、一極集中はよくない、国土の均衡ある発展だとずっと言われておられました。しかし、事実は東京へ集まっちゃっているんです。ですから、問題を今どういうふうな直視するかということだろうと私は思います。

そうしますと、おのずから東京には東京の固有の問題、これは木造密集市街地です。それから多

分、私分ありません、八戸は。鶴岡を例に取り上げますと、鶴岡と酒田はもう完璧に中心市街地を、商店街でない、中心商店街でない中心市街地をどう作つたらいかがという事です。そういう問題に話を変えていかなきゃいけないんです。ね。そういうふうなこれから五、六年は一つ一つの問題を直視していかなければ、本当にこれからの基本が出てこないというのが今のところの私の答えです。

もつと根本を申し上げます。

これは、都市再生は、実はとにかく建物を作るのと道路を作る前に、一体造つたものがどういうふうな皆さんに使われているかという事実をお考えいただきたいんです。公園を造つたら痴漢が出てきます。道路を造つたらオートバイのひつたり強盗が出てきます。マンションを造つたらビッキングが出てきます。こういう都市をどうして作るんでしょうか。

問題は、空間を作ることではなくて、都市の安定した質のいい生活をみんなに保障することです。ね。そうすると、建物を作る前にむしろ防犯対策をやつた方がいいのかもしれない。人件費をもろにコンクリートと鉄に変える前に全部それを人件費にして、それで雇用を維持し都市の安定性を維持するということが一番、二十一世紀の都市を作る基本かもしれないと思つています。そういう点では、都市再生には雇用の問題というのが物すごく重要だと思つております。

〔委員長退席、理事藤井俊男君着席〕

○田名部匡省君 小泉参考人にお伺いしますが、先ほどのお話でこの市民セクターが参加するべきだと、私も全くそう思います。余りの法案は、私は余り賛成でないんです。何か今までと同じ、中央が何かやって地方に与えるというやり方でなくて、地方のことは地方の人が考えるということをやらないと成功しないと、私は自分でそう思っているんです。

私は、町の中に住んでいます。周りにはもう昔からの古い長屋があつて、これ何とかしようと思

つて話をするんですけども、銀行にも行つたことがない人たちが、どうやってやればできるかということが分からない。だから、木村知事が当選したときに、県に金融機関の人とかいろんな専門家を集めて、そこへ行つて説明しなさいと。で、借金はこれだけあります。しかし、そこにはこれこれが入つて何十年で返済していきます、あなたの分はこうなりますと、五十年たつたらあなたのものになりますとか、そういう銀行の借り方から何から全部説明しないと、これ乗つてこないんです。

だから、そういうことが大事なんです、僕は、住民が本当に、この法案、昨日、今日これやれと言われて読んでみたら、もう分からぬですよ、これ難しくて。これじゃ地方が分からぬし、だから地方の実情に應じてもう任せるところは任せるといふ方式にしないと、一々これを見て、まあ難しいことを頭いいから書いてあるけれども、国会議員の我々が説明できないことばかり書いてあるから。それが駄目なんです、みんながやつぱり簡単に理解できる、そんなことで参加をさせるべきだと、こう思つて先ほど伺つておりましたが、もう一度そこの方、簡単に結構です。

○参考人(小泉秀樹君) 市民とか住民の方に参加していただく、都市計画に参加していただく際に、都市計画のわかりやすさとか非常に重要だということでは幾つかの自治体の方とまちづくりをやつていく中で痛感に、感じているところで、それで、なかなか、とはいっても実際の制度が組みあがつて、既に組みあがつていて、その中でやるわけですから、なかなか単純化して説明するわけにもいかないの、かなり時間を掛けながらやるしかないという感じがあります。

先ほど伊藤先生の方から話があつたんですが、学習ですよ、学習。まちづくりをやる際には必ず最初の半年とか一年は学習的なプログラムを組みます。そこで、いろいろな情報を提供していつて、分からないことがあつたら何回かもう聞いていただいて、それにまたこちらが答えるような形

をしていく中である一定の知識を築いていただいて、そこから本格的な市民参加というのを始めるということ、最近ではやつていくわけです。今回の再生緊急整備地域を指定した場合にも、是非そういうことをやつていただけないのかなというふうに考えています。その地域での再生について関連する主体の人たちが、主体が、住民とか市民がどういふふうにかかわれるのかということについて積極的に考えるような時間とか、それを後押しするようなプログラムというものがあつてもいいんじゃないかと。

もちろん、臨海部とか、そういう大きなまとまった土地しかこの再生緊急整備地域が指定されないということならばそういうことは余り必要ないんですが、私はどちらかというと、先ほど申し上げましたとおり、地域発議で私たちの町ではこんな面白い都市の再生のやり方を考えているんですよ、だから是非やらしてくださいたいというところをやつぱり募つて、そこに積極的に支援するようなことを考えた方がいいんじゃないかなと。その中に、これからの都市計画とかまちづくりのモデルになるようなものがたくさん含まれている、アイデアが含まれていると。それを支援するようなやり方というのが私はいんじゃないのかなというふうに考えています。

○田名部匡省君 石田参考人、お願いしますけれども、私は先ほどスポーツの話しましたが、アイホッケーをやつていまして、何を教えるかという、基本が見ることなんです。見ると考えるんです、どうすればいいか。これができない選手は一流になれないんですよ。それを国民に当てはめてみると、この国は何か困れば国が何かしてくれと思うから、最初から見ることなければ考えることもないで育つたんです。そこへいろいろどうすればいいかがこれ分らないと、こう思うんです。

そこで石田先生にお伺いしますが、この哲学とか理念というのはしっかりして、そして国民が物

を考えていくような仕組みというものができない限りはなかなか難しいな。例えば、地方に工業団地を造つた、もうペンペン草が生えていますから、五十一年に造つたのがまだ一〇%しか売れなくて、こんなのは日本国じゅうにいろいろあると思うんです。

だから、地域の実情と、例えば雪の降らない沖縄とか、東北、北海道のように雪が降るところとか、みんな実情が違うんですね。その感覚でやつぱり国というものは基本的なところだけやつたらあとは地方に任せる、地方は住民と相談をして作り上げると、こういうことが私、大事なんじゃないかと、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(石田頼房君) 今のお話というのは、我々三人ともそうですけども、大学で都市計画を教えてきた者に対しては大変厳しい御意見であつて、我々はやつぱり大学では都市計画を教えているけれども、一般市民が都市計画とか地域開発に対して理解を深めるような努力というのをやはり欠いてきたというふうに思っているわけです。

ですから、私はそれなりにいろいろところで住民運動とかそういうものとかかわつておりますけれども、ただ個別に問題の起こつた住民運動とかかわるだけじゃなくて、市民一般が都市計画とか地域開発とかそういうものを理解をして問題に取り組めるような、そういう努力を我々はしていかなきゃいけないというふうに思つております。

同時に、先ほど例に挙げた、ロンドンのコインストリート地区で住民側が大ディベロップメント主が組んだのに対抗する案を作つたと申しましたけれども、これは自分たちだけで作れたわけではなくて、イギリスにはプランニングエードという組織があつて、住民やそういう地域の人たちが何か都市計画的な提案をしたい、考えたいというときに専門家がそれを援助する仕掛けができています。それはだれが作っているかという、イギリ

四

もつと具体的に言いますと、例えば、東京で言いますと東池袋、東池袋のあそこの海外の人たちの住まい方と、それから山手線、新大久保ですとね、新大久保の周辺の、あの辺の海外の人たちと日本人の付き合いの仕方、あそこでも揺りかごはございませんけれども、教会までありますから葬式までではできるわけですね。そういうところありますね。それから港区がありますね、あるいは墨田区にもあります。

そういう場所それぞれに海外の文化あるいは海外の経済能力があるわけです。それをうまく日本人は積極的に取り組んで、積極的にいかかわって、それで都市の中にそういう市街地を、なるべく固まらないで、日本人と一緒に市街地を作っていく。これが文化的であり、なおかつ経済的という意味じゃないかと。ですから、何でもかんでもヨーロッパとかアメリカをまねろということでは全然ございません。そういう点では、大阪市というのは大変魅力のあるまちづくりができる町だと思っています。

○洲上貞雄君 じゃ次に、小泉先生にお伺いをいたしますが、開発をしていくときに、これだけ基本的な個人の権利が入り組んでくる、そしてその権利と権利のぶつかり合いが出てくる、そこで住民と開発の側と争いが起きてくる、その解決の処置として住民参加、情報公開ということをする。ことを通して開発を理解し、そのことに協力が得られる条件作りというものを考えなくてはならない、こういうふうに言われておられて、私はなるほどそのとおりであろうと、こういうふうに思います。

しかし、まだまだ日本の政治の中で直接住民が参加をして行うというのは、新しい方式として住民直接投票などというのは最近ばかり出てきておりますけれども、これもなかなかすぐさま実行できる条件というのは、いろんな壁があつて大変難しい。したがって、そのときに情報公開、それから住民の意向を、どのようにして住民が参加しやすい条件を作り出していくかということについて、言葉上は案外具体的に分かるわけですが、大体どういうことを私どもとして都市開発をしていく場合に住民意見集約をしていくように考えればいいのかどうか、その点、いまいし御説明いただきたいと思っています。

○参考人(小泉秀樹君) 住民参加とか合意形成の、私たち技法と呼んでいますけれどもテクニックですね。テクニックというのは実はこの二十年ぐらい非常に進んできていて、例えば一つ

は、どうやって意見を出してもらうのかというのはいま難しい、意見を出してもらうこと自体が難しいわけですね。なかなか、都市計画の案とかを持っていっても、都市計画の案というのは非常に分かりづらいですから、それに対して意見を言ってもらおうといつてもなかなか出てこない。先ほども申し上げましたとおり、それが地域にどういう影響なりインパクトを与えるのかと、いい点、悪い点を含めてですね、与えるのかということと分かります。表現してあげると、住民、市民の方

も意見を言いたくなくなると。それから、出てきた意見をどうやって集約していつて調整していくのかという話なんです。これは合意形成のいろいろな技法がありまして、要は対立している点を洗い出していつて、なぜ対立しているのかというところを構造を分析していつて調整するということがあるんですけれども、そういうやり方をやると、これは面白いように調整できる部分が多いんですね。最初対立しているというふうに思っていたことが、実は本質的な対立ではなくて、単なる条件が、情報が不足していたからただ単に意見が食い違っていただけだとか、それから創造的な解決案が生まれて対立が解消していくとか、そういうことが実際のまちづくりの現場ではよく起きるんですね。ちよつと、何というんですか、この場でそのことを御説明するのは非常に難しいんですけども、実際の現場ではそれはやってできないことではないと。

私は、先ほど申し上げましたとおり、合意形成とかそれから協議、話し合いながら都市計画の内容を決めていくということと日本の都市計画の仕組みの中に取り入れることは絶対必要だというふうに思っております。この部分に関しては、制度的にもそれから技術的にも非常に私は日本は後れているんじゃないかというふうに思っています。これを是非克服していきたいなというふうに考えております。

○洲上貞雄君 ありがとうございます。次に、石田先生にお伺いをしますが、この法律

の中で合意を、住民合意をしていく場合に、いろいろな合意形成を作っていく場合に三分の二の条項というのがございます。あと三分の一の人たちは反対だとか、いろんな形で賛成できないということになったときのその三分の一の人たちの扱いをどのようにすればいいのかというふうなことを考えたときに、なかなか私はいくつか浮かびません。で、結果的には少数者が排除されるのではないかと、そういうふうな考えて、それはちよつと具合が悪いなと。

法律の立て方としては、今そういうことになっておりますけれども、先生のお話を聞いて、コインストリート地区のお話でしたすかね、参加していく、そういう、なぜ、今、日本の法律体系の中でそういうことはできると私は考えるんだけれども、今回の場合それを取り入れなかったかどうかということについて、何か御意見があればお伺いして、聞かせていただきたいと思います。

○参考人(石田頼房君) 先ほどコインストリートの例で申し上げたんですけれども、あの場合で言うところ、土地所有者は、その地域にある工場の人が大半を持っていて、残りをGLCという東京都に相当するところを持っていた。したがって、周辺の住民というのは全く土地を持っていない、ただ地主も全部の土地を持っているわけじゃない、GLCの合意を得ているわけじゃないけれども開発申請が出ると。周辺の住民も、ここはこういうふうな開発すべきだという意見を持っていれば、しかるべき書類を整えて出せば開発申請ができる。

僕は、もうどちらかというと、その三分の一も開発申請が、実はこの立法委員会の調査部が出したのでは、なぜ三分の二かというところで、半分だと合意が形成がされていらないからしよつちかめつちかになつちゃうと、だから三分の二というところまで合意が取つていなければ出せると言っているんですけども、僕はやっぱりその前の要するに三分の二の合意を得るプロセスというのは必

ずしもオープンではない、公正に議論されているわけではなくて、ディベロップャーが一人一人を説得して合意を取っていくわけですね。それよりも、みんな、案を出したいという人はみんな案を出して、オープンで議論をして、どちらがいいのか、どれがいいのかということとを徹底的に議論することを保障する方がはるかに民主主義だと思っております。

そういう点で、僕はイギリスの制度というのは非常に面白いと思っているわけです。少し前までは地主に一切あいさつしないでも人の土地に開発申請が出せたんですけれども、それは余りひどいというんで、今はある人の土地に開発申請を出すときには地主には一応ノータイフィケーション、知らせることはやるということをやっているわけですが、それも例えばディベロップャーが三分の二まで合意を取つてはかの人たちにやつぱり説明しなきゃいけないのと同じことだと思っておりますけれども、そういう意味で、是非、そういう表面的な問題じゃなくて、外国の仕組みがどう動いているのかということまで含めて審議の参考にしていただければなというふうに思います。

○洲上貞雄君 三人の先生方、大変ありがとうございます。では、終わります。ありがとうございます。○委員長(北澤俊美君) 以上で参考人に対する質疑は終了をいたしました。参考人の方々に御礼を申し上げます。大変御多忙の中にもかかわらず、長時間にわたりまして貴重な御意見を拝聴をいたしました。誠に有り難く、厚く御礼を申し上げます。次第でございます。今後は、皆さんの御意見を委員会の審議の中で十分に活用していきたいと、このように思っております。

委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。(拍手)午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委員会を再開をいたします。

休憩前に引き続き、都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野上浩太郎君 自民党の野上でございます。午前中に引き続きまして、よろしく願います。

実は、私、三年前くらい前まで民間のデイベロツパーになりました。この委員会でもしばしば話題になりました。夕留の再開発の実は立ち上げにちよつと携わっておりますので、そういう民間のまちづくりといいますか、住民の方々のそういう思いをしつかりと受け止めて一つのまちづくりをしていくと、こういう最前線にありましたという経験も踏まえて、以下質問に入らせていただきます。

御案内のとおり、今、日本の経済、バブル崩壊以降大変に厳しい状況にある、特に民間投資が振るわないわけでございますし、また都市の状況もこの厳しい都市間競争の中でいわゆるIT化ですとか情報化、環境の問題等々激しい地盤沈下を起しているわけでございまして、今回のこの都市再生関係二法というものはやはりこういう今の現状の状況に一つの突破口となるものであるというように思いを強く持っております。そういう意味で時宜を得たものであるという認識の下で質問に入らせていただきたいと思います。具体的な法案について質問に入る前に、この厳しい経済状況に関連をしましてちよつと一点だけ伺いをさせていただきます。佐藤工業にございまして、先日発生をいたしました佐藤工業につきましても会社更生法の申請の件でございます。

佐藤工業は、御案内のとおり、富山県が発祥の企業でございまして、予算委員会等々でも取り上

げられました。八百社以上のこの関連企業があるということでございまして、一部上場企業のゼネコンとしての全国的な位置付けのものが一つある、これはもう当然でございまして、御答弁もいただいておりますが、実は、この富山県ですとか、あるいは北陸経済にとって地域的な影響というものは大変に大きなものがございますので、その辺りの御所見と、あわせて、しばらく時間がたつておるわけでございまして、セーフティーネット等々、連鎖倒産の防止等々、対応いただいておりますが、その状況につきまして改めて扇大臣からお聞かせ願いたいと思っております。

にしてあげてほしいというようなことも含めまして、私たちは富山県とも連携を取り合いながら、この佐藤工業の倒産によって本場の多くの下請、孫請等々まで影響が及ばないように、少しでも影響を少なくしようということで努力もしてまいりましたし、現在も努力中でございます。

シャルがあつて、その都市の再生に拠点となる地域ということで、一番大事なのは地方公共団体の意見等を私は活用すると、そういうこと。この間の委員の委員会での御質疑の中でも、私はもう是非、どうしてもこの地方公共団体の御意見等を多く活用し、またそれを尊重しながら決めていくということで、少なくとも大都市とかあるいは地方都市とか、そういう区別をしないで、あるいは従前の地権者数の多少、地権者が多いとか少ないとか、ただ単なるそういうことだけで決めないようにと。これも例外、例外というか、規定の中から外してございまして、そういう意味では私は、今回の場合はそういう意味で多くのものが幅広く対象になり得ると、そういうふうにしていくというつもりでございます。

○国務大臣(扇千景君) 今、野上議員から佐藤工業のことに関して御質問いただきました。

是非、大変深刻な情勢でございまして、よろしくをお願いしたいと思います。

じゃ、具体的にそういう再生をどういうふうに進めていくかという段になりますと、やはり今、扇大臣言われたように、一つの拠点を開発をして、そしてその拠点拠点を要は結び付けていく、波及させていく、どんどん連動させていくと、こういう視点が非常に重要になってくると思っております。これはほつておいて連動していくわけではございませんので、その連動するための施策といえますかプログラム、こういうものが非常に重要になってくると思っております。

過日も予算委員会での佐藤工業の問題が取り上げられて、私お答えしておりますけれども、少なくとも平成十三年三月期の売上げが約四千億円の準大手ゼネコンでございまして、私は、そういう意味では、今仰せのように関連、下請等々への影響、そして富山県という、その一つの富山に大きな足跡を残し、また地盤を築いていられたということと、それから私たちでできることということでは、佐藤工業が持っております掘削の大変大きな技術というものを、私は佐藤工業の倒産によつて日本が世界に誇れる技術、これを分散させたり消滅させたりしてはならないということとこの間も私、申し上げたとおりでございます。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。よろしく願います。

今回の法案におきましては、都市再生基本方針、総理が定めます都市再生基本方針や、都市再生本部が定める地域整備方針というものが検討されるわけでございますが、こういう中にも今言つたような視点をしっかりと盛り込んでいくことが肝要であると思ひますが、いかがでしょうか。

それは、直轄工事を佐藤工業が請けておりますものをできるならばそのまま継続して、佐藤工業だからその直轄工事をどうこうということではなくて、なるべくこれを継続させてやりたいと、可能なものについては私たちがそのまま続けていた

○国務大臣(扇千景君) この都市再生の基本方針の中で指定します基準、その基準は私は特に大事だと思つております。そしてこれは、その基準なんですけれども、民間による都市開発のポテン

○国務大臣(扇千景君) 私は、今、野上議員がおっしゃったことが一番大事なことであると思ひますし、また、民間デイベロツパーにお勤めでそ

そして、二つ目には、中小企業庁に対しまして中小企業の金融公庫による低利融資、そういうものを私たちは、信用保証協会による債務保証制度の適用を少なくとも要請して、それになうよう

○国務大臣(扇千景君) この都市再生の基本方針の中で指定します基準、その基準は私は特に大事だと思つております。そしてこれは、その基準なんですけれども、民間による都市開発のポテン

○国務大臣(扇千景君) 私は、今、野上議員がおっしゃったことが一番大事なことであると思ひますし、また、民間デイベロツパーにお勤めでそ

の経験がおりになる中で、民間でできることにも大変強い思いをされた面もあると思います。また、官は官で、民間のやっていることに

して緊急かつ重点的に地域の整備を推進することとされております。

対して向こうの方が最先端だなど思うことも今の現状ではあると思いますので、そのドッキングをいかにうまくするか、そしてなおかつ官主導ではなくて、その地域の声というものをいかにそれをプログラムの中に入れていくかと、そういうことが今おっしゃったとおり大事なことでおっしゃっておりますので、私も、今回改めて、野上委員がおっしゃった、民間で今までデベロップをやってきたことが、民間でできなかったこと、民間だからということで、自分たちがやったことも、早くスムーズにやれたのになと思つた経験もきくとおありなんだろうと思います。ですから、そういう意味も含めまして、私たちは少なくとも個別のプロジェクト、そのときに、プロジェクトの中で民と官とそして地域と、この連携を速やかにしていくことがより重点的に、より迅速にできると思つて取り入れていきたいと思つております。

したがいまして、地域指定に当たりましては、都市開発事業の熟度といえますか、見込みがどういふふうになっているのかということの確に把握することが大事であると考えております。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇政府参考人(山本繁太郎君) 都市再生緊急整備地域におきましては、都市開発事業などを通じて

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

〇野上浩太郎君 是非そういう方向性でお願いいたします。

のまちづくりに対する能動的な参加を促進し、これを都市計画として積極的に受け止める必要があることは御指摘のとおりと考えております。

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

まして、この緊急整備特別地域の指定でございますが、地方においてはそういう状況にあるものから、こういう施策を施した後、随時、今後順番に指定を行っていくと、こういうことも必要であると思ふんですが、いかがでしょうか。大臣にお聞きしたいと思います。

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

〇野上浩太郎君 地方都市についてのちよつと考

地域住民の希望と、そして指定のときの、オープンしたときに、それじゃ私たちという広がりがあるが大変大事だと思いたすので、そういう意味では、情報公開とPRに、これを完全に努めていきたいと思っています。

○野上浩太郎君 大変大事な視点だと思いたすので、是非積極的な推進をお願いいたします。

それで、今回この特措法というものが議論されておるわけですが、実はこの特措法以外にも、これまでになつた、都市計画に関する改正も含めていろいろな規制緩和というものが随時なされてまいりましたが、今回は思い切った改正ということでございますので、どのような点が一番今までの規制緩和等々と変わっているのか、簡潔にお答えをいただければと思います。

○政府参考人(澤井英一君) 今回の思い切った規制緩和の内容をお尋ねでございますけれども、都市再生を進める上で、都市の建築活動のほとんどが民間の方々の力で担われている。したがって、その民間の力を引き出すことが決め手となるという基本的な認識の下で、一方、現実の民間の都市開発につきましては、現在の都市計画などが民間事業者が創意工夫を実現しようとするときに、その要請に必ずしも十分こたえられるものになっていない。あるいは事業を進める上で必要となる都市計画手続などについて長時間を要するなど事業実施の予見可能性が余り高くない、言い換えますと時間リスクを抱えている。さらに、道路を始めとする事業に不可欠な公共施設の整備が遅れている、事業とそういう公共施設のタイミングが合わない。

一方、現在の金融情勢、経済情勢の中では長期に及ぶ投資、都市開発投資に民間の投資資金を円滑に調達するのがなかなか難しいという辺りのネックが指摘されておまして、こうしたネックを時間と場所を限って思い切った規制緩和と金融支援ということで対応していこうというのが今度の基本的な趣旨でございます。

○野上浩太郎君 今の趣旨の中で、各地域の活性化を図っていく上において、やはり一番その地域の実情を分かっているのはいわゆるその当該地方公共団体であるわけでございますので、その公共団体の声をしっかりと反映をさせていくと。これは非常に大事な視点でございます。この点については種々この委員会についてもいろいろ質問をされておまして、その条項も担保されておるといふことでございますので、この件についてはちょっと省かせていただきたいと思います。今お話をうたうように、非常に新しい視点に立ったものでございまして、実は今までの公共団体の運用、いろいろな制度の運用と当然懸け離れた部分が多いわけでございます。

この開発を進めていく中で、実は条例ですとか要綱ですとか、そういうものに縛られる部分というのは非常に高いんですね。そういうところをいわゆる今回の特措法の趣旨をしっかりと踏まえた運用にしていかなければ、実はこれは元の制度とそう変わらないものになってしまうおそれもあるわけでございますが、その辺、いかがでしょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 地方公共団体が構成員であります住民の全体の利益を実現するために、様々な法律、条例の手続に従いまして公益を確認し、その実現を図るということは非常に大事なことでありまして考えております。

そのことを前提にした上で、お願いしております法律案におきましては、都市再生緊急整備地域の中で、一つには、法令の規定による許可等が求められたときは都市開発事業が円滑かつ迅速に施行されるよう適切な配慮をする。それからもう一つは、都市開発事業の施行に必要となる公共施設その他の公益的施設の整備の促進に努める。それから、市街地整備のために必要な施策を重点的かつ効果的に推進するように努めるといったような義務が国及び地方公共団体に課されております。

同じく法律の中で、緊急整備地域ごとに組織される都市再生緊急整備協議会というものがござい

ますが、この協議会におきましては、この法律で規定されました努力義務を前提といたしまして、公共団体の協力、それから行政手続の運用あるいは条例の見直しについて各地域ごとに必要な検討がなされるものと考えております。

○野上浩太郎君 ちょっと今の御答弁とも重なるところがあるかもしれないんですが、今の運用という面と、実は手続、実際の各種の手続の流れですね、スピードアップに非常に関係するものなんですけれども、例えばこれは受け付けて六か月という規定があるわけですが、その前には当然事前協議があるわけでございますし、例えば環境アセスというふうな形で、これはもう評価書を作るまでに一年以上掛かるわけでございます。こういう各種の法体系との関連というのものも出てくるわけでございます。この受付が六か月ということだけを見ていけばスピードアップが図れるというものでもないですね。

実は、今お話がございました協議会ですか、都市再生緊急整備協議会において、例えばそういうような各法体系の調整ですとか、今お話をしましたような運用の調整ですとか、そういうことがなされるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思

います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 様々な法律で求められました行政手続、その運用について、先ほどもちよと申し上げさせていただきましたけれども、各緊急整備地域ごとに設けられます協議会において必要な検討がなされるものと考えております。

○野上浩太郎君 是非、そういう全体的な、そのスキーム全体をにらんだ対応をお願いしたいと思

でございますが、そういうものも含めた新たな基準の設置といえますか、そういうものを考えると更に大きな効果が出るのではないかなという気がいたしておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) この法律によりまして法律上位置付けられます都市再生本部は、すべての国務大臣により構成され、都市の再生に関する施策で重要なものの企画立案、更には総合調整を行うということがその仕事として位置付けられております。

したがって、都市再生緊急整備地域における様々な分野の関係法令について、新たな基準の必要性について御指摘がありましたけれども、必要であれば都市再生本部において更に吟味、検討をしていく必要があると考えております。

また、緊急整備地域ごとに設けられます協議会、これを必要に応じて組織しますが、関係分野、必要な関係分野の関係法令ごとに、関係法令につきまして、市街地整備に必要となる内容であれば、この協議会を通じて具体的な検討を行うということも可能であると考えております。

○野上浩太郎君 是非、前向きな検討をお願いいたします。

それで、ちょっと時間も迫つてまいりましたので次の質問は飛ばさせていただきます。ちょっと税制についての質問に入らせていただきたいと思います。税制というものは非常に大きな部分を占めております。この税制を考えると二つの面があると思つておまして、一つはその開発自体を促進するための税制と、そしてもう一つはその完成後の誘致をするですとか、そういう運用を成功させるための税制と、多分この二面があるわけでございます。例えばその入居企業に対する法人税の控除制度ですとか、施設所有者に対する特別償却とか、いろいろな考え方があろうと思いますが、この税制の推進についていかがお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 少なくとも、この都市再生を進めていきます上には、やっぱり施設の整備とそこで行われます都市における活動の両方を車の両輪として私は行っていくべきであろうと。それで初めて法案が生きてくると思っておりますので、そういう意味では、税制上の優遇措置というものは規制の改革だとか、あるいは金融支援と並んでこうした民間の動きを促進するためには重要な手法だというのは今仰せのとおりでございますので、私たちも今回は税制面で早目に、例年と違って早目に検討されるということでございますので、この法案の中での御議論とともに、この税制に関しての、引き続き早期に検討していく必要があるかと思っておりますので、そういう御意見を生かして税制の議論をしていくために必要な手段と提言をしてみたいと思っております。

○野上浩太郎君 最後の質問でございますが、税制と併せて、いわゆる今法案では民間都市開発推進機構の無利子貸付けというようなこともございしますが、そのプロジェクトファイナンスですとか、いわゆる不動産の証券化ですとか、PFIですとか、そういう新しい手法を使ってその資金についてしっかりと確立させていくと、重要な視点であると思っておりますが、最後にその具体的な推進策をお聞きをして終わりたいと思います。

○政府参考人(澤井英一君) PFIあるいはプロジェクトファイナンスという御指摘でございます。仰せのとおりと認識しております。

この中で、不動産証券化につきましては、これまでいろいろな工夫をしながら進めてまいりましたけれども、平成十二年の投資信託法の改正によってその仕組みがおおむね整備されたと考えております。

これによりまして、昨年九月には一般投資家向けに公募された二つの不動産投資法人が東京証券取引所に上場しました。三月十二日には三番目の投資法人が上場しております。現在、約四十九万口、二千六百二十億円の不動産証券が流通しております。こうした動きを通じて、今、三兆円

程度の規模でありますけれども、今後十年間で十兆円規模に達するのではないかと今ふうに期待しております。国土交通省といたしまして、不動産投資顧問業の育成、あるいはインデックスのガイドラインの整備など、条件整備、環境整備に努めていきたいと思っております。

PFIにつきましても、今後、これを普及することの重要性にかんがみまして、都市再生本部の都市再生プロジェクトといたしまして、昨年六月の第一次決定の中で中央官庁施設のPFIによる整備を位置付けております。現在、文部科学省、会計検査院の建て替えである中央合同庁舎七号館の整備にPFI方式で取り組んでおります。今、御審議いただいております都市再生特別措置法案の中でも、民都機構による支援措置として、一つは民間が公共施設を建て替える整備するときの言わばPFI的な事業に対する無利子貸付け、あるいは出資・社債の取得など、プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う事業を念頭に置いた支援というふうなことも行ってみようかと考えております。

○谷林正昭君 民主党の谷林正昭でございます。午前中、参考人質疑が行われてまして、ずばりおっしゃったのは、日本には都市を作り上げる、計画的に作り上げる、いわゆる都市の計画づくり、こういうものがなかったと、こういうふうな指摘をされました。正にそれが今、都市再生というところで国が、内閣が取り組む大きな柱になってきているのではないかと今ふうに私は思っています。一方、参議院の全体の御理解を得まして、実はIPU、列国議会同盟の会議にモロッコのマラケシュへ二週間行ってまいりました。

モロッコのマラケシュというのは、行ってびっくりしましたが、正に空は真つ青、大地は緑、そして建物は全部この色です、この色。全部この色。この色以外はありません、建物は。そして、五階以下の建物であって、道路は物すごく広くてというふうな都市計画がされております。本日は森下政務官と一緒に行く予定だったんですが、森

下政務官は公務をいただいたので、おれ、やめるわとか言ってやめられたんですけれども、恐らく行かれれば良かったんだなというふうな思いがいたします。何を言いたいかといいましたら、正にまちづくり、都市づくりをその国の大きな方針に基づいて作られている、こういうふうには感じたわけでございます。

そこで、大臣にお尋ねいたしますけれども、十四年二月の七日に社会資本整備審議会の都市計画分科会が答申を出しております。都市はこうあるべきだということ、二十一世紀の新しい潮流に対応した都市再生の在り方、こういうものをどうあるべきかということを出して、一つは都市の再生、二つ目には木造密集地の解消、三つ目には今後の検討の在り方という、この柱を立てながら出してあります。

ところが、それに基づいて恐らく今度の法案が出されたというふうな思いがいたしますけれども、どうもつまみ食いの感じがしてなりません。都市の再生あるいは都市の活性化、まちづくり、都市の都市づくりということ考えたときには、理念をしっかりと持って、そしてしっかりとビジョンがあつて初めて成り立つものだと思っておりますが、これは衆議院でも議論されたと思っております。昨日の、おとつきの委員会でも議論がされたというふうな思いがいたしますが、私は、政府が考えているこの都市の再生の全体像、こういうものがあつて始めて港区の開発だとか、どここの開発、あるいは地方の都市の開発というものが出てくるというふうな思いがいたしますが、この理念と具体的ビジョンを聞かせていただきたい。私は、はっきり示されていないのではないかと、示されないままにこの法案だけが審議をされているのではないかと、このような気がしてなりません。大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(扇千景君) マラケシュに行つて、真つ青の青と緑の大地と、そしてすばらしく統一された色彩の居住区、こういう見聞されたことを、私、残念ながらマラケシュを知りませんの

で、大変今うらやましいなと思ひながら拝聴いたしました。

私たちも、そういうものに一歩近づきたいと。まして、日本は小さな国土の中で、七割が山岳地帯であるということ、わずかな三割の平地に密集して住んでいる。しかも、その密集地がある部分に集中している等々、地理的な条件もさることながら、その限られた条件の中でもいかに快適に、そして人間が住むところであるという、そして人間の目で見て、美的感覚もさることながら、実際に居住してみても住みやすい、そしてなおかついやされる、そこに安らぎがあると、そういうものが私は必要であらうと思っておりますけれども、今の日本の大都市の中で、あるいは集中した都市の中でそれを求めることが、理想ではあつても現実には遠いのではないかと今日本の現状を見たときに、それが、先日申し上げました、二十世紀の負の遺産だというふうな申し上げましたけれども、それを少しでも、今おっしゃったマラケシュまでとはいかないまでも、少しでも近づいて、そしてなおかつ、この限られた国土の限られた枠の中で、限られた予算の中で少しでも一歩近づいて、対策を立てなければ、私は、先日申しました、東京砂漠というコマースシャルがあるのも困ると申しましたけれども、それを少しでも一歩理想に近づけるように、今までは官が主導でやりましたけれども、これからは民の意見と民の能力とノウハウ、それをあらゆる面で融合させていこうというのが今回の大きな原点でございますので、理想は理想として、一歩でも近づきたいという願望の下に出させていただきますのでございます。

○谷林正昭君 今、大臣が熱く語られました。正に環境のいいところで人は住むべきである、というふうなものが基本になつていたというふうな思いがいたしますが、いま一つ都市の再生、都市の在り方、こういうものがびんとこないような気がいたしましたけれども、議論を深めていくうちに大臣のお気持ちに少しは響けばなというふうな思いがいたします。

そこで、具体的に入っていきますが、この法律の中の都市再生本部の権限、これが非常に私は強い。強いと言うならば国の関与が強くこの法律に示されている。そうなってくると、先ほど大臣は、幅広く各地方も対象になり得るというふうな御発言もありましたけれども、国の関与が強く示されているがゆえに、一方では地方分権の流れ、地方の文化、地方の環境、地方の土壌に合った都市再生、土地開発、まちづくり、こういうものがこれから求められていくというふうに思います。これが、地域の設定を含めて方針の策定、地域整備の方針の策定までが国の力でやるというのは私は地方分権の流れに逆行しているのではないかと、そういうふうに思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(副大臣) 我々、やっぱり矛盾があると思うんですね。それは、何が矛盾かといいますが、先ほど見ていらしたマラケシユの話がそれです。これは官が主導してそういう町ができてきたんです。民間がばらばらでやっていたのではマラケシユはできなかった。それは官の主導なんです。

ですから、私も、官の主導、そしてその中に民の活力とノウハウを入れたと言ったのはそのことです。そして今、現状の中で、大都市の中でも、少なくともなるべくならば、朝、満員電車で新聞も広げられないような長期の通勤時間、そして混雑、あらゆる不便さの中で生活し、そこで労力を失って職に就くと、そういうことになるべく解消されるべきである。そういう意味では、大都市の在り方とか、あるいは都市の在り方とか、居住環境、職住の在り方、職住、そうですね、職場と住まいの在り方、そういうものを含めまして、私は、今、それが官と民との役割と。

そして、官の主導が強いんじゃないかとおっしゃいますけれども、ある地域を指定しますには、これは指導はいたします。官の力でなければ、みんなが、いや、うちもだ、いや、うちは嫌なんだと言っていたのは、今日の日本の都市の在り方と同じように何年たってもできないという

ことがあるわけですね。例えば東京でも、先日申しましたように、昭和二十一年に計画された都市計画が五十年たつて今日までまだ五五%しかできていない、それはなぜかと。それはやっぱり民の御意見を尊重しようという、私は立ち退く嫌いと言われて今日まで掛かったという現実もあるわけです。ですから、今申しました、先生がいらっしゃるようになった理想のマラケシユに近いものにして、そう思うと、やっぱりある程度官が主導して、そしてそこへノウハウを入れるということしかないわけでごいまして、民主主義でございまして、ある一時の東京都知事のように、一人でも反対したらやらないと言っていたらずと今日まで来たやつたと、例がありますので、そこは官と地方自治体と民の意見との整合性をいかに図っていくかということが今後の私は大きな課題になるだろうと思っております。

○谷林正昭君 官と民のバランス、そこには当然、午前中の参考人の先生もおっしゃいました、そこに住む人たち、住民、この意見をうまくミックスさせながら、そしてまちづくりを進めるというのが非常に理想的ではないかというふうに私も思います。

そこで、この法律の、私の思い過ごしかも知れませんが、この二法案、この二法案について考えられるのは、どうも大都市の一面だけを再開発をする、そのものにだけ当てはめるといような法律になってしまうような気がしてなりません。例えば、地方都市の再生の手段にこれが使われる、本当に生かされるのかということになってきますと非常に心配になるわけでごいまして、地方に行きますと、需要と供給のバランスが成り立たなかったらキーテナントになるところが来ない、誘致をしても来ない、最終的にはそれがとんざをする、こういうようなこともございまして、くだいようでありますけれども、大都市のみだけではなくて地方都市の再生にも役立たせるような、そういう政策に私はするべきだというふうに思いますけれども、それが想定されていないの

ではないかというふうに指摘をさせていただきすけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(副大臣) 私は、先ほど局長が少し例示を挙げて言ったと思いますけれども、私は今回の法案によって、先日一昨日のお答えにも申しましたけれども、今現在、私も、全国の民間の皆さん方で、少なくともおおむね一平米以上で、おおむね三年以内に着手する地方の皆さん方の計画していらっしゃるものは、予定のもの、着手予定のものありませんかといったときに、先ほど局長が言いましたように、二百八十六のプロジェクトがあるわけですね。そして、時間取りましますから、各、全国の地域はちよつと控えていただきますけれども、言ってみれば東京から名古屋、大阪、福岡その他、あらゆるところで二百八十六の、民間の、これは、民間の着手する予定というのが挙がっているわけですね。それはそれぞれ個性があるわけです。

けれども、私も、その民間の都市の開発の投資と、そしてまた促進と、まちづくりのその意見を取り上げよう、そしてそれを参考にして私たちがこれを活用していこう、一緒にやってやろうというところでございまして、今おっしゃったような官とそれから地方自治体と民の連携、そういうものが、私は、今まで官主導でやるとどこもかも同じような、東京が地方にもできて、どこへ行っても同じ町ができてきちゃうと思うんですね。だけれども、今申しましたように、二百八十六、それぞれの地方で、全国の地方の民間が考えていらっしゃることはそれぞれ個性があるんですね。ですから、私は、均衡ある国土の発展という言葉は二十世紀で、二十一世紀は個性ある地方の発展というふうに私はしていくために、私は今後大きなまた夢のあるものが出てくると、そういうふうに思っております。

○谷林正昭君 二百何十のプロジェクトが今計画があるというふうな話を聞きまして、そこで少し気になるのがあります。それは、民間業者が競って開発をやっていきますとどうなるか。これが、

なぜ都市の再生がこれまでできなかったかと言ったら、正に中曽根総理の時代だったというふうに思いますけれども、地価が高騰をしてバブルのような状況になって、正に失われた十年になってしまふ。その原因が都市開発あるいはその周辺の開発、開発、開発、開発という有名な下に行われたのが原因ではないかというふうに私は思っております。

正に、都市、この都市再生特別措置法ですか、これは民間の都市開発意欲を余りにも刺激し過ぎるものであるのではないかとこのように思っています。地上げ、地価の高騰、地上げの横行あるいは地域コミュニティの崩壊、こういうことを招くおそれがある法律ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(佐藤静雄君) 先生御承知のように、今地価はもうずっと下げを、低下を続けております。平成四年からもう十一年間にわたって地価は低下を続けております。そういう中において、今、都市開発、再生を進めていく上で、地価そのものがもう価値がない、地価そのものが値上げをするということがもうないと思われまして、そこで、その上にどういふことをするかという、どういふ有効なものを利用するかということが多くの方々の投資を生み出す、多くの方々が事業をしやうという気持ちになるわけでありまして、そういう意味でそういう魅力的な都市を作り上げていく、その過程において、今の状況を見れば、土地がどんどん値上げをするということはちよつと考えにくいような気がいたしております。

しかし、都市の開発を進める上で、そこにずっと住んでいた方々に大きな影響を与えないようにしっかりと見ていかなくちゃならぬわけでありまして、ですから、この法案においては、目的規定において、住宅の整備や確保のために都市の住環境の向上ということをしっかりと明示をいたしております。十分にその辺を気を付けながらやっていかなければならぬと、そう思っております。

○谷林正昭君 是非、そういうことが懸念をされ

ますので、急激な地価の高騰だとかあるいは地域コミュニティが崩壊をしよう、こういうことのないようなものが私は必要だというふうに思います。指摘をさせていただきます。

次に、都市、成田、羽田を結ぶその間の大きな都市、この都市の再生といいますが、その都市の活性化、それをもう一遍どうするかということも都市の再生に入るとは思いますが、私はこの法律に当てはまるとしたら、こういうことが予測されるんじゃないかというふうなことを言わせていただきますが、一部の地域を都市再生、開発をする、この法律で都市開発をするというふうなことが道路だとか、そういうものも当然必要になってくるというふうに思います。そういったときに、この公共事業がしっかり行われるためにも、そしてまた無駄にならないためにも、あるいは過剰な公共事業にならないためにも気を付けるべきだというふうに思いますし、その開発事業、再生事業、その事業の選定に当たって、無駄な公共事業が付いていかないようなしっかりしたチェック機能、チェック体制、こういうものが重要になろうかというふうに私は思います。是非そこら辺りを、東京全体を変えようという意味ではなくて、港区の一部の地域を開発をする、再生をする、あるいは臨海都心、副都心を開発をする、そういうときの公共事業のチェックの在り方、こういうものをお尋ねしたいというふうに思います。

○国務大臣(扇千景君) 都市の開発をするために公共工事の無駄が、ついでは言葉が適当でないかもしれませんが、都市開発という名の下の無駄な公共工事に費用が掛かるのではないかと、そういう御懸念でございませうけれども、私はむしろ、それが今までは無駄であったものが今度の法案によって限られた地域に、そして緊急にスピードアップをして、共同でこの地域を無駄なくするということでは、一体的な計画の下に効率よく図られるということであつては、私は、むしろ大変公共工事の低廉なコストにもつな

がるし、スピードアップすることによってコストが削減されるというのは当然のことでございますので、そういう意味では、今回は大変有意義な、公共事業にとつても無駄のないものが行われるであらうということをお私に想定しております。

例えば一つだけ、時間がありますので例を挙げさせていただきますと、例えば、お目に留まったかどうか分かりませんが、今回のあの汐留の、新橋のすぐそばの汐留の土地の区画整理事業でございませうけれども、あそこであの二帯をいたしますと、関連の公共施設整備というのは公的な支援が約百五十億円でございます。その百五十億円の公的な支援に対して民間による建築の総投資額が八千億円でございます。そのように私は、大いにこういう投資効果が極めて大であると、なおかつその地域に限ってされるから公共工事の無駄遣いがなくなると。そういう面にとつては一つの例としても大変私は分かりやすい例を見ていただけるのではないかと思いますけれども。

今後の工事にしましては、金額の額にはかわらず、あらゆる、平成十年度から原則として費用対効果の分析というものを国土交通省行っておりますし、事業の投資効果やその必要性等、コスト削減を図っていくと。そういうことでの様々な視点からの事業評価、そして他省庁に先駆けて事前評価、事業評価、事後評価と、この評価制度を三段階に分けてまで徹底しておりますので、今御懸念のことはあり得ない、またむしろそれよりもこれによってなおそういうことが評価していただける公共工事になると私は認識しております。

○谷林正昭君 是非、大臣の気持ちがいかに生かされるような、そういうふうにお願ひしたいなというふうに思います。

この法律、是非民間の感覚に合わせたいというのが一つのポイントになっております。民間の力を引き出すためには民間の感覚に合わせたものにしたというものがこの法律の大きな目玉になっているというふうに私は思います。時間のリスクの

軽減というのが一つのポイントになっておりますので、この都市計画の手続の規制緩和が行われまして、この業者優先制度は私は悪いことではないとは思いますが、午前中の参考人の先生方のお話を聞いておまして、一番大きなポイントは、やはりそこに住んでいる人たちが、あるいはそこで、その周辺の人たちが、そういう人たちの声が生かされてこそ初めてまちづくりが成功したと、そういうふうに行われるんじゃないかというふうに思います。

そこで、今の法律でいきますと、六か月間という期間を区切って、住民の意見が十分に本心に検討されるかどうかというのが非常に心配になってまいります。六か月間というのは非常に短いんじゃないかというふうに思いますし、これまでのまちづくりのやり方でいきますと、住民の皆さんが非常に不満を持っておいでになるのは、ある業者が計画を立てて、ほぼこれでいいというふうなうちに決まったときに初めて住民の皆さんや地域の人たちにプランを見せる、そしてその周辺の人たちは全くでき上がってからお知らせをする。こういうようなやり方がまかり通ってきたということをお考えたときに、是非、この住民参加型の都市再生ということにはこの法律では足りないのではないかと思います。

そういう懸念を払拭するためにはどういうような対応が必要かということになるわけでございませうが、今の法律に基づくやり方で住民の不安や住民の声がしっかりと行き届くようにするためにはどう考えているかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(森下博之君) 谷林先生からモロコシのマラケシュのお話が出まして、先生に御同行できなかったことを改めて残念に思っております。

先生御指摘の、提案から決定までの六か月という期間についての是非についてのお話があったわけですが、この六か月という期間を定めましては、決定に至るま

で非常に長い時間が掛かって、正に先生御指摘の民間の時間感覚に沿うものではないのではないかということもございまして、都市計画決定というのをスピードディーに行うという時代的な要請が一点であります。

また、これは当然のことではありますが、地方公共団体に特に決定についてスムーズにやれということの趣旨であると思うわけであります。また、この法律の内容といたしましては、提案者が提案前に三分の二以上の土地所有者の同意ということが前提になっておるわけでありますので、その過程に至るまで情報公開や調整ということの必要があるわけでありますので、そのことを私は予定をしておると思ひます。

また、従来の都市計画決定に当たりましては、公聴会あるいは説明会の開催、あるいは都市計画案の公告縦覧、住民の意見を反映させるための手続が改正になりました必要であるわけでありますので、国土交通省といたしましては、先生の御意見も体しながら、住民参加が十分に尽くされますように、今後とも適切に対応してまいりたいと考えておるところであります。

○谷林正昭君 是非、住民参加がしっかりと担保されるような、そういう対策を取っていただきたいというふうに思ひますし、えてして計画ができ上がった後、嫌な者は出て行けというようなことに少なくともならないような対応をお願いしたいなというふうに思ひます。

次に、これは私の私見も入るわけでございませうけれども、この特措法は、期間は十年、金は五年、金は五年というのはちよつと変な言い方ですが、補助は五年、そういう限定をして、さあ、みんなで頑張つてやってもいい、努力してもらいたい、経済の活性化にもつなげてもらいたいというふうなものが見え見えのような気がしてなりません。いや、違ふよとおっしゃると思ひますけれども、期間を区切ったこのやり方、これは私は余り良くないのではないかとこのように思ひます。

というの、まちづくりというのはじっくり計画を立て、基本をしっかり持ってどういう町にするのか、どういう都市にするのかということが大事だというふうに思っていますので、この十年に限定をしたというやり方は、正に、経済活性化にはつながるかも分かりませんが、あるいは民間活力の導入ということにはつながるかも分かりませんが、ええとして業者間競争、これをあり立ててしまおう。例えば、A不動産があの地域でやれば、B不動産は負けじとばかりこちらでやる、C不動産があつちでやる、こつちでやるということになってきますと、私は、ちよつと都市再生と懸け離れた経済活動だけの競争になってしまうのではないか、そのような危惧がされてなりません。

そういう意味では、この法律は正にそういう業者間競争をおおらせるだけの法律に終わってしまふ、こういう懸念があります。そして、そこに取

り残されたのは巻き込まれた住民と、そして大臣いみじくも東京砂漠というふうにおっしゃいましたが、今度は地方にまでそういう砂漠ができてしまふ。こういう懸念が、持ったとしたら私は慎重にやるべきではないか。

その元凶といえますか、その一番のポイントは十年間に区切ったことだと。期間を区切ったこと、金の補助を五年に区切ったこと、こういうやり方は余り良くないのではないかと、都市再生はじっくりやるべきだ、こういうふうに思いますか、いかがでしょうか。

○副大臣(佐藤静雄君) 従来の都市開発というのは非常に時間も掛かり過ぎたという指摘もあります。今度の都市再生というのは、集中的にやる、それも民間の活力を利用して一気にやろうと、そういう意味でもあります。それだけに、この十年間と区切ったのは、十年後にも一回見直してみよう、検証しようという意味でこの十年間というのは区切つてあるわけでありまして。優秀な、優良な都市開発というのは進んでいるのかどうか、さらに地方の都市計画に合ったような方法でやって

いるのかどうか、そんなことを十分に十年後には見ながら、もちろん推進する中において地方自治体がいろんな検証をしながら進めていくわけでありまして、一回見直しをする、そして更に前へ進んでいくと、そういう方法でこれは十年と区切つてあるわけでありまして、乱開発等にはつながるとは思えないと、そう判断をいたしておられますけれども、しかし、そうならないように十分にまた地方自治体に検証するように指導していかなくちゃならぬと、そう思っております。

○谷林正昭君 いや、副大臣、そうはおっしゃいますけれども、今それやれ、されやれということになってきますと、多分、競争が始まります。A不動産、B不動産、C地所とか、何とかビルとかいうところがどんどんどんどんそういうところに目を付けてましてやりますと、非常にそういうことが心配される。

副大臣のおっしゃることも分かります。時間を区切つてしっかりやることによって、これまでのような再開が時間が掛かり過ぎて駄目だったということも分かりますけれども、そういう懸念もあるということもしっかりと監督官庁として私は見とおすべきではないか。そして、安易に不良業者に許可を出さない、こういうような、何が不良業者かどうかというところはこれはまた別の話でありますけれども、後ほどまた触れますけれども、そういう巻き込まれた住民が不幸な目に遭うことだけは避けていただくようなものが必要だということなことを指摘をさせていただきます。

そこで、先ほど大臣の方から、何ぞ立派な都市開発をやつていても、満員電車で揺られて、新聞も半分は折り畳みながら肩身の狭い思いをしながら通勤をする、まずこういうこととはというような話がありました。

そこで、私は交通分野出身でございますから特にそこに目がいくわけでございます。多くの方々はその地域に、住みよい環境に集まってくる、そしてそこに快適に過ごす、しかしそこから、職住近接という言葉もございまして、職住近接

でない方々もそこに集まってくるということになれば、そこには当然、交通網の整備あるいは物流システムの整備、こういうものが私は必要になってくるというふうに思います。

そういう観点で、そのほかにもいろいろあります。病院が必要だと高規格高齢者住宅が必要だと、学校も大事だ。あるいは、先ほどの午前中の参考人質疑では、当然そこには日本人以外の外国の皆さんも多く集まってくる、英語、フランス語、日本語、中国語、飛び交うような、そういう環境の中でも快適に過ごせるようなまちづくり、そういうものもこれからは国際化という名の下に求められる。

そういうことが言われるときにあつて、特にこの場で私は指摘させていただきたいのは、交通網の整備あるいは交通体系のバリアフリー、あるいは物流システムの、当然、商店あるいはそれを扱う人、売人、そこに荷物を運ぶ人、そういういろんな方がおいでになります。そういう物流システムと交通システムについて、是非具体的にお考えがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(扇千景君) 大変大事な点でございます。先ほど私が申しました、二十世紀の負の遺産というふうに申し上げたのは、大変、私、残念ながら、都市と地方との原点というのがそういう交通網、そしてなぜ日本の物価が高いか、なぜ日本の運賃が高いか、あらゆるところが、私は物流コスト一つ取つてみても、結節点一つ取つてみても、二十世紀は縦割り仕事をしてきたから、私はそういう負の遺産というのはそういう意味で申し上げました。

ですから、今、谷林議員がおっしゃいますように、様々な人がそこに集まり、またそして住んで働くというときに、いかに効率よく、なおかつ短い人生がだんだん長い人生になってきました、五十年じゃなくて今度は九十年ということでございますけれども、けれども、その人生の中で、限られた人生の中で、いかに自分の人生が何をなし

て、そして自分の人生に悔いがないかと。そして、自分が家族を作つて、こんなすばらしいところに居住したよと、そう言えるものが子供や孫に残せるのだろうか。

そういうことを考えますと、私は、今まで申しました二十世紀の負の遺産で、少なくとも都市のグランドデザインができていなかった。そして、それぞれが縦割り、自分のところはここに駅を造る、いや、自分の町はここに港を造ると、縦割りであつたことが私は大きな原点であつた。それを改めよう。そして、今回は、決まったところによつては物流コストと、いかに近住できるかということ、私は変えていけると。

例を挙げろというふうにおっしゃいましたので、例えて言いますと、成田―東京間でございまして。これも私はいつか申しましたけれども、成田に決まったことは仕方がないけれども、二十五年たつて、成田から東京まで、この時間という必要時間が、直結する鉄道の改善をしなければ、少なくとも、二十三区の渋滞もそうですけれども、東京から成田までが五十何分では申し訳ない、少なくともこれを三十五分以内にしようというので、今回も成田―東京間の時間の短縮ということも今度決断をいたしました。

そういうふうな、一つ一つ直せるものは重点的に公共事業として投資して、そしてそれをなくしていく、そういうことが私は土地開発事業の実施の上においては大きな原点であると思ひますので、今回、こういうことをすることによつて少なくとも日本の物流コスト、社会資本の整備の無駄、効率化、それを図っていくということには、私は、こういう一つの新たな法律によつて皆さんに形に見えるものが、今短過ぎるとおっしゃいましたけれども、限った年数で集中的にやつていくということを私は是非実行させていただきたいと思ひ、また少しでもそれによつて大都市だけではなくて各地方都市も活力ができるように、それがつなげられるように、より便利になつて物流コストが低減できるように努めていきたいと思つて

おります。

○谷林正昭君 八点到わたりまして、この特別措置法について質問をさせていただきます。今日、恐らく採決、後ほどされるというふうに思いますが、私は、心配な点、そしてこの法律に期待される点、こういうものをざくばらんに議論をさせていたというふうに思っております。大臣もこの法律を一つの起爆剤としながら、都市の活性化あるいは都市の在り方、こういうものをやっていきたいという決意も出てまいりました。

そこで、午前中の参考人の先生がおっしゃったことをもう一度思い浮かべているわけでございますけれども、日本には都市再生計画、都市計画がなかった、地方にあったけれども東京には、日本にはなかった、こういう言葉があります。是非、一極集中がいののか地方分権がいののか、これは分かりませんが、将来、歴史に禍根を残さないような、この法律を生かしたまちづくりというものが私はあつていいんではないかというふうに思います。是非、この後、心配されることを念頭に置いてこの法律の運用を、通ればお願いしたいなというふうに思います。

次に、都市再開発法の一部改正についてお尋ねをいたします。

一番懸念されるのは、どうしてもやっぱり土地の収用権を民間業者に与える、こういうのが一番心配される部分でございます。正に、第二種市街地再開発事業の施行権限を民間業者に認めることは民間の営利事業に土地の収用権を与えたことになる、ここが一番私はポイントのような気がいたします。これは正に、地上げの横行あるいはそこに住む人たちの権利侵害、こういうところまで行ってしまうんではないかというふうに危惧がされます。

午前中もその話が出ました。少なくとも、先ほど言いましたように、その地域にはその地域のコミュニティというものがあつて、その文化というものがあつて、これまで生まれ育ってきたとい

う大事なところでございます。そういうことを考えたときに、こういう懸念あるいは危惧、そういうものをしっかりと払拭できるような対策を事前に取って法律にする、これが政府の責任だというふうに私は思います。

そういう危惧されることをしっかりと察知した法律だとは思いますが、そこら辺りをしっかりとこの場で聞いておきたいというふうに思いますので、その対策はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤井英一君) 特に多くの皆さん方がその御心配があるかと思ひます。少なくとも再開発会社によりまして、第二種の市街地再開発事業というものに関しましては、都市計画決定における公的な位置付け、今仰せのとおりでございます。私たちは、都道府県知事の事業認可、そして地権者の人数と地積のそれぞれの三分の二以上の同意等で厳格な要件を付して収用権が与えられるという、その一番重点的なことが心配だと仰せになりましたけれども、私は、この第二種の市街地再開発事業に関しましては、本法案で実施が可能となります。再開発会社によるものも含めて、施行地域内には残留を希望する地権者あるいは借家人、そういう人たちは法律上その地域内に残れることになっております。

まして、引越し代を含めて、これは引越したいという方に関しましては引越し代を含めて必要な経費がこれは補償されます。また、補償されるだけではなくて、家賃などによって公的な支援、あるいは従前居住者用の住宅の提供でございますとか、もしくは公営住宅への入居のあっせん等々、すべてこれは処置として設けられることになっておりますし、そこに住む方の権利と、そして皆さん方のそれを侵害するというようなことがないように、少なくとも私たちはそれを努めて、なおかつ生じさせないようにせしむるということに全力を挙げていきたいと思っております。

○谷林正昭君 済みません、ちよつと私の勘違いかも知れませんが、事務方の方に、これは通告

してありませんけれども、お尋ねいたしますけれども、もし出ていきたいといったときに五千万円を渡しますよと、これは何か法律にあるんですか。

○政府参考人(澤井英一君) 転出する場合五千万という数字について申し上げますと、恐らく税制上の特別控除だと思ひます。土地を売った場合の譲渡所得について五千万円の特別控除が働く、転出する場合ですね、ということだと思ひます。

○谷林正昭君 勘違いというよりも、五千万という数字というのが多分やがて物を言ってくるのではないかなというふうに思ひます。

というのは、なぜこんな言い方をするかといひましたら、大臣が今もおっしゃいましたけれども、私はそこに必ず地上げだとかあるいは嫌がらせだとか、そういうようなことが起きる可能性が非常に強いのではないかな。あなたは残つてもいいんですよというふうに大臣はおっしゃいました。しかし、そこに虫食いの状態が残るということについては非常に都市開発ということについては問題があるということも、公共性を考えたときには出てくるかも知れません。そういうときには、そういうような条件がこれからどんな目の前にぶら下げられて、いや応なしに出ていかなきゃならないような状況になるような気がしてなりません。

そういうことを含めて、これまで生まれ育つたそういう地域のコミュニティ、自分の思い、そういうものを尊重されるような体制あるいは対策、こういうものを私は重要だというふうに思ひますので、くどいようでありますけれども、指摘をさせていただきます。

なぜこういう指摘をするかといひましたら、ちよつとお尋ねいたしますけれども、そういう民間業者によって再開発事業がこれまで各地で行われております。ところが、それが不良債権になつてとんざしてしまつた、あるいは親会社がつぶれて再開発がとんざしてしまつた、ビルは建てたけれども出ていかざるを得なくなつた、そこに巻き

込まれたその地域の住民や町、その場所を核としてまちづくりを計画していた町や村、市、こういうところが非常に困つてしまつたというような状況が幾つかあると思ひますけれども、どれぐらいの数がそういうものがあるか、お知らせいただきたいというふうに思ひます。

○政府参考人(澤井英一君) 市街地再開発事業の実施に当たりましては、あらかじめキータナントを確保するなど保留床の処分先を確定してから、つまり事業の成立を見極めた上で権利の変換なりその権利に係る処分をする、それから工事に着手するということを基本的な進め方としております。

しかしながら、近年の経済情勢の低迷、あるいは保留床を取得する予定のキータナントの経営悪化などによりまして、工事の着手後に保留床処分が困難化するなど、御指摘のような支障を来している地区も見受けられる状況でございます。

昨年の十一月から十二月に掛けてまして、私どもで公共団体を通じて実施した調査結果によりますと、事業計画を策定して事業中の組合施行、現在の仕組みの中では民間事業者も実質的に組合の組合員として参加して行うというケースが多々ございますので、そういうことも含めまして、組合施行の事業百九地区の中で二十二地区、おおむね二〇%でございますが、二十二地区について保留床処分の難航等の課題を抱えております。

ただ、現時点では既にこの二十二地区のすべてにおいて、例えば、そういうときにどういう対応をするかといへば、最初商業床で計画したけれども商業床の需要はない、そこで住宅床に変えて保留床としてきちんと処分するという対応は今までの経験の中にもかなりございます。例えばそういう用途を変えたり、あるいは事業規模全体を縮小して必要な事業費を小さくしたり、そういう努力を必死に各地でやっておられます。そういう幾つかの努力によって何とかしてこういう取組に向けて、一方で既にそういう努力を開始しておられるという状況でもございます。

二十二地区あるけれども、どうしていいかわからないということではなくて、こういう方向で少し方向転換をして、とにかく事業の完成まで行こうという取組が既に始まっているという状況も併せて申し上げたいと思います。

○谷林正昭君 相当数のところが当初の計画から大幅に狂って、まちづくりあるいは地域づくりというものが狂ってきたというのも、今実態、数字を明かされました。

そこで言いたいのは、そういう事業を途中で破綻をしなければ、その地権者あるいは地域経済に多大な損害を与える、あるいは及ばず危険性がある、こういうことが分かってきたわけでありまして、そのためにはその事業者の適格性、これを十分に事前に把握をして、そして対応しなければならぬというふうに私は思います。

したがって、その事業者の適格性の判断、いつ、どこで、だれが下すのか、そしてこの業者に任せようということになるのか。これは地方に任せるといふことでは私はないと思います。やっぱりどこで、だれがやるんだとかというものはしっかりとすることをおかないと私は駄目だということふうに思いますので、お聞かせいただきたいと思っています。

○政府参考人(澤井英一君) 事業をいったん始めた場合には、権利者の権利保護という観点からもちきんと仕上げ、目的を達成する必要があるというところは、これは再開発会社による場合に限らず、例えば組合施行、従来非常に幅広く行われておりますけれども、組合施行の場合も同様と考えております。

再開発会社の場合には、民間事業者が全く土地に関係なく単独で事業をやるという仕組みにはしてございまして、再開発会社が自ら土地を持つ場合を含めて、地権者、正に財産がそういう変換をされるという立場にある地権者の意向を会社の実業運営に直接反映することが必要だろうという観点から、施行地区内の三分の二以上の面積を有する地権者がその会社に参加して、しか

もその参加した地権者の議決権が当該株式会社の過半数を占めているという地権者の参加要件ということをやっております。

それから、これは組合も全く同じですけれども、再開発会社が事業を施行するために必要な経済的な基礎と、それから的確にそういう仕事をやっていく能力がある、こういったことを事業計画の認可段階で都道府県知事がしっかりと判断をしてチェックをして、そこで認可をする。認可をしてスタートした後におきましても、都道府県知事が事業、会計等に対する検査、命令等の監督を含め、しっかりとそれをウオッチしていくということは法律上明確に規定されております。

○谷林正昭君 是非、そういうことが心配をされますので、対策をしっかりと取っておくべきだと、法律も整備をされているというふうな答弁もございました。

最後になりますが、時間も一分半ございまして、先ほど言いました答申、都市計画分科会の答申が出されておりますが、その中であって、今後都市計画、まちづくりに生かされるというふうには私は思っております。今の法律改正はつまみ食いであってはいけないというふうに私は思います。

そこで、最後に大臣に、これは理念にもかかわってくるわけですが、時間も一分半ございまして、私の理念、都市再生の理念にもかかわってくるわけですが、この法律で運用、この法律が運用されて、そして都市再生、一つの仮定をします。その仮定をした都市再生が事業が終わった、そういうときに、こういう町があつたらいいな、あるいはこういう町にしたいな、あるいはこういう町に住んでみたいというようなイメージがわいてこなくちゃ私は駄目だというふうに思います。

そこで、大臣にお尋ねしたいのは、その事業が行われた町のイメージをどういうふうにお持ちなのかお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(扇千景君) 十人いれば十人それぞれ

希望がありますので、私にあえてお尋ねでございまして、私個人の理想といえますか、と思つて言わせていただきますと、私、少なくともおかげさまで、ここ十年世界一の長寿国、しかも今女性平均寿命が八十四歳、一九一五年には、九十歳、私まだ九十歳までにはえらいことだと思つて今悩んでおりますけれども、少なくとも年を取つても、今ここに住んで、ここに移ってきた、新しい都市開発によつて私がまたそこに住んだとすれば、私はあらゆるバリアフリーが完備し、都会の中では独りで死んで何日もだれも気付かれなかつたという事件が多過ぎます。そういうことのない、私が死ぬときには子供たちと離れていないのが一番有り難いですが、そういう家族のみんなが集まれる、そしてまた段差がなく、具合が悪いときにはそのエリアの中に年寄りを見る設備ができていて、そしてできれば老人ホームだけではなくて保育所も一緒にある、孫が、自分の孫でなくても、よその子供さんでも、保育所の子供たちの育つのを見る、目線の中にある、そういうあらゆるものが老若男女一緒にあって、年寄りがあつても私は目に見て、そしてたまにはゆとりがあれば文化に触れる、一月に一回ぐらいは歌舞伎でも見たらいいなと思うような、文化に接すること、刺激が与えられれば、私は、なお日本の伝統文化をめぐる目を私は日本人として持ち続けていたいし、そして友達が集まつてこれら交通網ができていて、お互いが車いす同士になつても会える、そういうことが私はこの都市開発のところに住むことによって生きていることに希望が持てる、明日がある、幾つになつても、そういうものが持てる都市に私は住みたいし、またそういう都市にしたいと思っております。

○谷林正昭君 終わります。

○統訓弘君 今回、提案されました都市再生特別措置法案は、昨年五月八日、小泉内閣の構造改革の最重要課題の一つとして、都市再生に政府を挙げて取り組むために設置されました都市再生本部

が一年間の活動実績を踏まえて取りまとめられたものと理解しております。

そこで、法案の内容について以下数点伺います。

その第一点は、都市再生に対する基本認識についてであります。

すなわち昨今、都市の再生の必要性が叫ばれるのは、近年における急速な情報化、少子高齢化等の社会情勢の変化に都市が対応できない現状にあるからであると思ひます。したがつて、こういった都市の現状に真つ正面から向き合つて真の意味での都市再生を実現するためには、単に道路や空港、港湾などのインフラ整備を進めるだけでは不十分であり、都市に住む人々が安心して快適に暮らせる環境づくりを総合的に行うことが不可欠であると考へます。

これは、各種ソフト施策とインフラ整備等ハード、両方の施策がうまく有機的に組み合わせられてこそ初めて可能になるものだと考へます。この点について、都市再生副部長である国土交通大臣の所見を伺ひます。

○国務大臣(扇千景君) 今、私どもは、昨年五月から内閣の中に都市再生本部を設置いたしました。その内閣の中で決めたものは総理が部長で私が副部長でございます。法案が通れば改めてこれは設置されますけれども、内閣の中で既に昨年の五月から都市再生本部は発足しております。仰せのとおりでございます。

けれども、私どもはこの中で、今おっしゃいましたように、二十世紀と二十一世紀、今この法案によつてというハードとソフトの例を挙げられまして。私は、先ほども申しましたけれども、この二十世紀のハードという部分に、例えば一つ例を挙げさせていただきますと、私たちが目に見えます、通りますときに、東京等々でいろんな新しいビルがたくさんできています。けれども、二十世紀に建てたビルには少なくとも光ファイバーが入っていません。そうしますと、これだけ国際化になつて外国の商社等々が入ってきますけれども

も、光ファイバーの入っていないビルには彼らは絶対今入りません、もう。それは容量が足りないし、それを自分で設置することは大変な金額が掛かります。ですから、今この都市再生の法案を通していただきますと、これから造るものにはすべて光ファイバーを設置して、ITが入り、そして世界じゅうがつかう設備を整えた設備でない、今後は都市としての、また国際社会としての流通ができなくなる。

そういう意味では、今おっしゃったハードとソフト、そしていつも私が申しますように、二十世紀のハードの上におかつバリアフリーと環境を加味するということでは大事なことでございますので、そういう今後の法案によつてはソフトと、二十一世紀型というものをこのエリアの中に造っていきたくて思っております。

○統訓弘君 各種ソフト施策の中でも最も重要なのは居住環境の向上であると思います。本法案において、第一条に都市機能の高度化及び都市の居住環境の高度化を図るとして、都市再生の目的の中でこれを明確に位置付けられていることは高く評価できると思います。

大切なのは、具体的にどのように居住環境の向上を図っていくかであり、これは、狭い意味の住宅政策にとどまらず、居住環境全般の向上のために必要な施策を講じていく必要があると考えますが、どのような施策展開をしていくおつもりなのか、大臣の所見を伺います。

○国務大臣(扇千景君) 大変大事な視点でございますし、私もほかつてヨーロッパの人たちからウサギ小屋に住んでいるとやゆされました。けれども、ただ広いだけではなくて、今のお言葉の中にもありましたように、私たちは良質なものを加味して幾つか生活に必要な要件、これを加味していきたい。

そして、例えば、先ほども出ましたけれども、職住近接でありますとか、あるいは共働きの世帯に対して子育ての施設がありますとか、そして高齢者には多様なニーズに対応できるものがある

と、そういった条件が必要だと考えておりますけれども、一つには、生活の安全と安心の確保、これは一番私は住まいます者にとっては大事なことで思っております。また二つ目には、少子高齢化社会に対応した社会の福祉施設やあるいは医療施設等の整備、これも大事なことで思っております。三つ目には、少なくとも都市公園でありますとかあるいは緑地の保全によります緑とオープンスペースに恵まれた環境の確保、これも大事なことで思っております。四つ目には、少なくとも買物ですとかあるいは勉強でございますとか、あらゆる日常生活の利便性の向上、これも私は大事なことで思っております。

そういう意味では、今回の法案によりまして民間の活力を最大限に発揮していただいて、そういう多岐にわたります生活を豊かにする多様な機能をこれに導入していく。そして、私たちはお互いに、公共施設あるいは社会福祉施設などの整備によりまして、少なくとも対応が、都市再生本部を中心として政府を挙げた取組をするというのは、今申しましたような保育所とかあるいは老人施設とか、そういうものが全部役所で統制になりすから、全閣僚がこの本部に入るというのは、そういう縦割りの枠を外したものを作るという大きな私は意味を持っていると思っております。

○統訓弘君 都市再生のもう一つの側面は経済対策であると思えます。これには、現下の国や地方公共団体の財政状況から見れば、従来型の公共投資主導ではなく、民間活力を最大限活用する民間主導型しか考えられません。

そのためには、従来から民間の都市開発投資に対して阻害要因となつていた様々な障壁を取り除くことが重要であります。この際、取り除くべき具体的な障壁と隘路を例示して、これに対する都市再生本部の取組の姿勢を伺います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 都市再生本部では、昨年の秋以来、具体の民間都市開発プロジェクトに即しまして、これを進める上での障壁や隘路がどのようなものであるかということとを公共団

体とともに吟味してまいりました。

具体的な例を三つ御説明いたしますと、まず、現行の制度的な枠組みが民間事業者による創意工夫を十分に実現できるものとなっていない側面があること。それから二つ目には、行政内部の手続に非常に長い時間を要する、このために民間事業者が事業計画に時間的リスクを抱えてしまうという点。三つ目には、関連する公共施設の整備がなかなかタイムリーに進まない、あるいは整備の方針について明確な方向性が示されないということが、民間の都市開発事業を進めていくという場合の隘路や障壁になっているという認識でございます。

今回お願いしております法律案の中では、こういった認識に立ちまして、民間の都市開発に係る隘路を具体的に排除するための特別措置を講じていただくとしております。都市再生緊急整備地域におきまして、民間事業者などによる都市計画の提案制度を創設すること、それから一定期間内に確実に都市計画、更には事業認定の手続を実施して意思決定が行われるということ、それから三つ目には、民間の開発に併せまして、公共施設の無利子貸付けなどを創設する、そういうような特別な措置を講じまして、こういうふうな隘路を打開し、集中的、戦略的に民間の資金やノウハウを都市再生に振り向けたいと考えているところでございます。

○統訓弘君 次に、都市再生特別地区について伺います。

都市再生特別地区は、既存の規制をすべて適用除外にすることとございしますが、こういう手法により民間の活力が最大限生かされ、民間の都市開発投資が促進されることは大変好ましいことでありますが、一方で周辺住民や環境への影響が懸念されます。

この点に関して、適切な対応ができるのかどうか、また、どのような配慮がなされるのか、扇大臣の所見を伺います。

○国務大臣(扇千景君) 今おっしゃいましたよう

に、御提案させていただいておりますこの都市再生特別地区というのは、既存の用途地域、その規制にとらわれないということとを先ほどから申ししておりますけれども、自由度の高い都市計画を定めることによりまして、私は民間の創意工夫を最大限に生かすというのは先ほどからも申ししました。

そして、例えば豊かなオープンスペースを確保することにより質の高い都市の空間を形成する、そしてそれは潤いになり、あるいは活力になり、あるいは環境に優しいと言えるそういうオープンスペースを作っていくというふうにご考えていますし、また、都市再生特別地区は、都市の計画の決定過程におきまして、先ほどから御懸念がございします、通常の都市計画と同様に、公聴会あるいは説明会の開催でございますとか、都市計画の公告、そして縦覧、意見書の提出などの手続を経まして、そして関係住民と十分な意見調整を図つて定めるものでございます。

そういう意味では、周辺の住民などへ十分な情報公開が行われて意見の調整が図られるとともに、環境面でも私は大変良好な市街地が形成されるものと思っておりますので、住民の皆さん方に御心配、御懸念のないように努めていきたいと思っております。

○統訓弘君 実は、この点につきましては、先ほど、午前中の参考人質疑の中でも参考人それぞれが懸念をしておられましたので、是非よろしくお願いを申し上げます。

次に、都市開発事業を円滑に進めていくためには、都市計画、建築規制の特例や金融支援のほかにも、周辺の交通処理に関する警察行政との関係、大型店、文化施設、飲食店など、整備内容に関係する関係行政分野との調整等を円滑に進める必要がございます。

こうした多岐にわたる関係機関の間の調整に關しどのように取り組んでいくつもりなのか、都市再生本部の所見を伺います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 都市開発事業を円

滑に進めていくためには多岐にわたる関係機関の調整が必要でありますこと、御指摘のとおりと考えております。

このため、この法案におきましては、都市再生緊急整備地域ごとに当該地域の緊急かつ重点的な整備が円滑に行われますよう、国の関係行政機関や関係地方公共団体の長などから成る都市再生緊急整備協議会を組織することができるとしてあります。国と地方公共団体が一つのテーブルに着いて具体的な課題について話し合うこの協議会は、都市再生を進めるための非常に重要なツールであると認識しております。各整備地域ごとの必要に応じてこれを組織し、施策の整合を図ってまいりたいと考えております。

○統訓弘君 最後に伺います。
東京を始めとする大都市圏の現状は、慢性的な渋滞、緑やオープンスペースの不足、防災上危険な地域が存在するなど、いわゆる二十世紀の負の遺産を抱えております。このため、都市に住む人々の生活の質や国際競争力の低下を来しているのが現状でございます。

これを解決するためには、今般の法律に基づく特別措置のほかにも取り組むべき課題は少なくないと思われまふ。そのような課題は、個別府省の問題に限らず、政府を挙げて取り組むべき緊急課題であります。

この点について、都市再生本部はどのように対処されるのか、御所見を伺います。
○政府参考人(山本繁太郎君) 御指摘の二十世紀の負の遺産につきましては、高度経済成長期におきまして経済活動や産業活動を優先させる観点から都市が形成されてきました。国民の居住環境の改善に必ずしも十分な力が尽くされてこなかったということに大きな要因があると認識しております。

都市再生本部におきましては、このような我が国が直面する二十世紀の負の遺産の早急な解消を図るという考え方に立ちまして、これまで大都市圏における環状道路体系の整備、密集市街地の緊

急整備、大都市圏における都市環境インフラの再生といったような都市再生プロジェクトを決定してきたところでございます。

今後ともこれらの都市再生プロジェクトを推進するとともに、ボトルネック踏切、渋滞ポイントの解消、通勤通学混雑解消など、都市生活の質を高めるための環境整備が重要であると考えております。

○統訓弘君 都市再生本部は昨年の五月八日に発足をしましたけれども、これは小泉内閣の目玉でもございます。小泉内閣総理大臣を長として、全閣僚がこのメンバーであるわけです。その意気込みをひしと感じながら、大いに仕事をしていたかどうかを願ひして、質問を終わります。
どうもありがとうございました。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。
私は、まず最初に、区画整理事業において、換地における照応の原則、このことについてお聞きしたいと思ひます。

この土地区画整理法の八十九条は、換地を定める場合は、換地が従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定められた原則がうたわれています。いわゆる照応の原則、それはそもそもどうして定められたのか、その理由をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(澤井英一君) 照応の原則についてでございますが、土地区画整理事業は、土地の区画形質の変更と公共施設の整備によりましてよりよい市街地を形成するという公共的な目的で行われるものであるため、必ずしも地権者全員の合意がない場合でも事業の実施ができる仕組みとなっております。このため、一方で、事業の中で地権者の公平と利益の保護を図ることが重要であります。

このような趣旨で照応の原則を設けて、換地を従前の土地の位置、面積、利用状況、環境等に見合うように定めなければならないこととしております。

○大沢辰美君 そのとおりだと思ひます。そういう区画整理事業のいわば私は基礎的な換地指定の基準だと思ひますね。公平性、そして利益を守っていくという地権者の立場。この高度利用推進地区に今何例外規定を設けるということが出されているわけですが、それはなぜそういうふうにしたのですか。

○政府参考人(澤井英一君) 照応の原則につきましては、先ほど申し上げました趣旨から、逆に、仮に関係権利者全員の合意があれば照応の原則の例外が許容されるという昭和五十年代前半の最高裁の判例がございまして、従来からこれに従って全員同意、入る人、出る人、双方でございますが、全員同意が取れる限りで照応原則の例外になるような換地を与えるような運用を行ってきたところであります。

しかしながら、これまで全員合意によって行われてきた例外的な対応であるということで、同意の取得に限界もありまして、必ずしも十分に整形な土地となるような事例が多くない。高度利用をするような、共同で換地を提供するような場所であれば長方形で決めたいと思ひまして、多少どこかが欠けてしまふとか、そういうような事例もかなりございます。

今回創設する高度利用推進区制度は、全員同意の要件に代えて、都市計画で高度利用の必要性が位置付けられた区域については照応の原則の例外を認めるものでありまして、制度的には問題なく、逆により合理的な高度利用が進むものと考えております。

なお、高度利用推進区に相当する場所から出る方も、これは大変遠方に行くという、地域から出てしまふということではなくて、より大きな意味での土地区画整理事業全体の区域の、しかも従前の土地にできるだけ近いところに換地を提供するという仕組みであることを念のため申し上げまふ。

○大沢辰美君 そが大変問題なんです。今までは全員同意で高度利用の地区を集約換地をして

やってきたと。今回、希望する者だけでも高度利用の推進区にビルを建てることのできるということになるわけですね。これはやっぱり、希望する者だけということになりますと、あと残された方がどう変化をしていくかというのは、これは大きな問題が出てくるわけですね。

ですから、例外といつても、私は、地権者の方にとっては大きな問題になるというところがあるんですが、こういうことをすると、私は、換地によって、最初は公平ということをおっしゃいましたけれども、やはり有利、不利の差が出てくると思ひます。

結論としては、結局、換地するのではなく、結果的に、私は、その土地を一回売って、同じ区画整理、そしてまた新しい土地を買うというふうな自由取引のような状態になるのではないかと、そういう懸念を持つんですが、本当に換地というのは、私たちは、照応の原則で、全員の合意が得られることが一番すばらしいわけですけれども、今回こういう改悪をすることによってこういう結果が生まれてくるのではないかなという危惧をしておりますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(澤井英一君) 照応の原則については、先ほど先生仰せのとおりでございます。照応する中身としましては、宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等ということで、いろいろな項目で照応して、最も照応するもの、ふさわしいものということでございます。

この中で、高度利用推進区に換地を希望しない方、従前その中に土地を持っていたけれどもそこに換地を希望しない方についていえば、照応の原則の中で先ほど言いました幾つかの項目の中の位置だけが、通常のような、そういう制度がない場合と同じような意味での照応はしないと。しかし、地積や土質や水利や利用状況、環境等については極力照応すると。しかも、位置についても、その高度利用推進区という、例えば百メートル掛ける百メートルの一ヘクタールの場所があったと

しますと、その中には換地は提供されないけれども、その外のできるだけ近いところに換地を提供すると、こういうことでございます。

○大沢辰美君 今、現行法でも、この区画整理などでの争いがずっと大きな争点になっているんですね。

この照応の原則に則しているかどうか、私は、この事業にかかわっている方の多くが皆さんが、これからこれが例外的に高度利用の推進地区以外の他の地区にも拡大されるんじゃないかという懸念を持っています。

そういう人たちの心配を取り除くためにも、大臣にお聞きしますが、そういうことはないということをお断りに御答弁いただきたいと思うんですが。

○国務大臣(藤田景子) 今、換地の特例についてということでの御心配、御懸念、おっしゃいました。今日も、参考人等々でそのお話も出た私も伺っておりますけれども。

今回創設されますこの今回の高度利用の推進区の制度というのは、都市計画で高度利用を図るべきものとされる地区に限って今度、都市計画に沿ったまちづくりを実現するという観点から、換地の特例を設けているのはそういう意味でございますので、私は、例えば今、町にお出になってよく分かりますように、バブル期に発生したいわゆる虫食い状態の土地というのがいろいろあるところに、町に点在しております。だから虫食いと言いますけれども、そういう都市再生の大きな課題となっておりますのが、この制度の活用によって、私は、その虫食いの場所を集中的に集めることによってこれが可能になって、なおかつその有効な土地利用を図っていくということで、今回は大きな成果が上がるものと考えておりますけれども、今、一方、おっしゃいましたように、高度利用の推進区内で高度利用を希望しない地権者というのがいらっしゃる。そういう方に関しましては、土地区画整理事業区内で従前の土地のままで近づくに、面積とかあるいは利用状況が従

前に見合った換地を提供するというの極力私たちは努力しますし、またこうした趣旨の十分な周知徹底を図って、そういう御懸念のないように、また安心していただけるように計らうていきたいと思っております。

○大沢辰美君 私は、今、心配している中身のもう一つは、局長さんがおっしゃいました、高度利用推進地区、その利用の外側に、以外ですね、その他の地域にもこの例外的なことが、照応の原則が外されるような現象が起り得ると私は思うんですが、そういうことで拡大されないかどうかということをお断りしているんです。

ですから、大臣には、こういうことが起こらないようにしますよということの答弁なんですけれども、やはりこの照応の原則に基づいて換地を行うということとは、もう個人の財産にかかわる重要な問題であるということで、今、多くの皆さんがどうしようか本当に悩んで、その計画を進めるべきか、それに応じるべきか、出るべきかということとで争っている例もあるわけなんですけれども、だから、私は、慎重の上にも慎重に期して扱っていただきたいと思うんです。ですから、くれぐれも強引なやり方をしないように、私は、国土交通省として、この高度利用推進地区というのを作って、その合意ができない人たちの追い出すとは言わなければならない、換地の面で照応の原則に外れるようなことが強引なやり方でやられないように、私は、国土交通省としてのその行政指導というんですか、そういう通達というんですか、そういうものを指導することを求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤井英一君) 高度利用推進区に集約換地ができるようなそういう仕組みになっていない事業について更に拡大するのではないかと、いうことでございますけれども、これは制度上、そういう高度利用地区と、あるいは再開発地区計画のような高度利用をする必要がある場所だということとは都市計画で定められている場合のみにその全部又は一部でできるということを変更して申し上げ

げますけれども、裏返して申し上げますと、先ほどもちよつと申しましたが、そういうものがない場合には全員同意、そこに換地をもらう人も、そこに普通なら換地をもらえるけれども、そこら出て、そのすぐ近くでもらう人も、両方が全員同意してやれば、今でも最高裁判例に従ってやれていると。そのやれている現実を見ますと、やっぱり、先生の御指摘のようなことで強引にやるとすれば、かなり利用し勝手のいい場所あるいはそういう形に土地を集めるはずなんです。ただ、その端っこの方はぐつと食い込むように欠けたり、同意が取れないところは無理はできないということに現にやっております。

その御心配は、全く御懸念には及ばないんではないかと。私も、今の運用実態を見ても、それは無理しますと逆に法律的な争いにもなりますので、そこは長いかなりもう歴史を有する区画整理事業ですし、昭和五十四年の最高裁判例以来も二十年以上上たつて、かなりの事業も行われていまして、大丈夫だと思っております。

なお、そういう御指摘も踏まえて、今後一層的確にやっていくかと思っております。

○大沢辰美君 質問ではありませんが、それは本当に照応の原則というのを守ること、慎重に、これからは法改正に伴って住人の人たちの追い出すようなことはあつてはならないことを念を押して、次に私は都市再生の用途地域の問題についてお聞きしたいと思っております。

法案では、都市再生特別地区において用途地域をすべて外してしまふと。今、大臣が何度も何度も説明をされていますけれども、民間企業が都市計画ができるように、自由な発想でやっていくようにやるんだというように言われているわけですから、私は、やはり住民の合意に基づくまちづくり、都市づくりという点で多くの問題が含まれていると思うんです。

例えば、この用途地域の規制を外すということ、有名な森ビルの社長は雑誌でこういうふうに言っていますね。東京都は過密と言われるが、も

う少し空を使えばうまくやれると、建物を超高層化することで十分な空き地を確保することができると。例えば都心の四区ですね、ここに五十階建てのものを建て直したら必要な面積はもう二二%、約二割ぐらいでいいんだ、あとの八割はオープンスペースになって広い道路も公園も造れると。

こういう都心ビルの、都心部のビルの建設促進を主張していることが社長の主張のように報道されていますし、そうやっているようでございまして、私、だから、今回の法案はこのような財界や開発会社の要請にこたえたものであつて、私は都市住民の声を反映させたものではないと思うわけですが、その点はいかがですか。

○政府参考人(澤井英一君) 都市再生特別地区は、既存の用途地域の規制に制度的に制約されず、その地域に最もふさわしい都市計画を自由に定めることができるようにすることをねらつたものでございます。これによりまして、民間の創意工夫を最大限に生かして、大臣も御答弁されましたように、例えば豊かなオープンスペースを確保するなどの、より質の高い都市空間を形成しようとするものであります。単に高容積の市街地形成など経済性だけを追求するということ、そういう政策意図の仕組みではないものであります。また、都市再生特別地区は、その都市計画の決定過程におきまして、通常の都市計画と同じように公聴会、説明会の開催を始め住民と十分な意見調整を図って定めていくものであります。

以上のことから、全体として良好な市街地環境が確保、形成されるものと考えております。

○大沢辰美君 大臣は、本会議で私の質問に対して、生活する人々の視点に立つてまちづくりを推進していく必要があると、市場主義に陥つたものにはならないように進めてまいりますとはっきりと答弁されているわけですが、私はそれでも、今、局長が言われたように、そういうものじゃないとまたおっしゃっているわけですが、用途地域の私は規制をすべてなくしたらやはり企業の思う

ままの乱開発が進むのではないかとことを危惧しておりますが、再度、いかがでしょうか。

○国務大臣(舩千景君) 先ほどからお答えしておりますように、それぞれがそれぞれの主張によってばらばらのものを建てていったのでは私は本当に住みやすいと言えるか、そういう都市の今の欠点、そういうものを今回は統一して、その限られた中であらゆる壁を越えて、すべてのものを集中して規制を取って、住みやすいものを作っていくというのが趣旨でございますから、今御指摘のような、大沢議員が御指摘のような心配があるのよというその心配を取り除くための私は法案になったと、むしろそう思っております。

○大沢辰美君 午前中の参考人の先生方の御意見もお伺いされたということでお聞きしたんですが、やはりそこでは、本当にこの問題が規制緩和、民間企業に相当大規模な都市再生事業を行わせるということだけを目標しているということを目指をしっかりとされていまして、そのとおりだと思っております。

その進め方として、私、やっぱりこの緊急というやり方は駄目だということを先生方もおっしゃいましたので、都市計画六か月、事業認可三か月という数字も示して、やはり都市政策は着実にやってほしいという意見も述べておられました。特別地区だけじゃなくて、やはり全体を考えて部分を見るという、そういう都市政策でないといけないということも指摘されておりましたが、そういう点についてのこの都市再生の法律に出てきている緊急性と言っていますけれども、都市計画が六か月、事業認可が三か月、本当に緊急ということでは許されることではないと思いますが、その点はいかがですか。

○政府参考人(澤井英一君) しばしば委員会で御議論も出ておりますが、今回の民間の力を引き出すための特別措置ということで提案申し上げている法案でございます。緊急整備地域を指定し、そこについて地域別整備方針を決め、その整備方針に従って幾つかの提案できる都市計画のメ

ニューの一つとして、既存の用途地域の規制をいったん白紙にして、その土地に最もふさわしいと思われる都市計画を決めることができると、こういう仕組みでございます。

従来の都市計画がどちらかといえば用途地域の規制というかなり広がり、広い場所について一律の規制で来た。これはどういう町をつくるかという、そういう実現の観点よりは、むしろ高度経済成長時代以来の、民間といいますが、いろんな活動の旺盛な拡大エネルギー、これを何とか最小限抑え込んで、最小限の環境は確保せないかぬと、そういうどちらかといえば規制の観点に立った都市計画であったと、二十世紀の都市計画は、これを望ましい都市計画を実現する実現力のある都市計画に変えていこう。そのある意味では第一歩がこの特別地区だ。

午前中の参考人の先生方もおっしゃっていましたが、これからの都市計画を決める場合には、官、国あるいは公共団体だけで決めるということではなくて、幅広く企業あるいは市民の参加を求めるべきだと、そういう多様な参加によって新たな公共性というものを作り出していくべきだということ御指摘もございました。

この特別措置法では、民間事業者を中心とする都市再生事業を行う方が提案できると。これは正にその提案を受けて特別措置につなげていくということが趣旨でございますけれども、併せて都市計画法等の一般的な制度の中で住民、NPOの方々の提案制度も別途措置しております。

○大沢辰美君 繰り返しになりますけれども、やはりその自治体が、参考人の先生もおっしゃったけれども、マスタープランを長年掛かって作り上げて、そしてそれに向かってやっている中で特別地区の指定がされて白紙に用途地域がされてしまふという様な、一つの地域がそういう形で変えられてしまうということは周辺の住民に対してどういう影響を与えるかということも含めて進めてほしいという意見を述べておりましたが、その辺はもう答弁は結構ですが、そういう指摘もしつか

りと受け止めていただきたいと思います。

次に、私はこういう都市計画を進める上ではやはり住民合意というのが非常に求められると思うんですが、今も公開の問題言われておりましたけれども、やはり初めから情報を公開し、住民の合意を得るように努力するということは、どの参考人の先生方ももちろん言われていたんですが、私もそう思います。例えば東京の例で、新宿のよく西富久町というんです、その再開発の事例が紹介をされておりましたが、これは住民参加の合意形成という点で問題になって、本当に繰り返し繰り返し見直しをされて今作り上げようとしているようにございますが、その点についてちょっと概要を教えてくださいませんか。

○政府参考人(三沢真君) 昭和六十三年以降、西富久地区の約三割に及ぶ〇・六ヘクタールの土地が買収されて、その結果、虫食い状態の空き地とか大量の空き家が発生したという事態がございました。このため、居住者が中心となって、平成三年にまちづくり研究会、それから平成九年に更に西富久まちづくり組合というのを結成されまして、まちづくりプランの検討等を行ってきたわけでございます。

それで、こうした経緯を踏まえまして、そのまちづくりを更に具体的に推進するために、平成十年にまちづくり組合と新宿区が都市基盤整備公団に対しましてまちづくりのコーディネートとそれからまちづくり用地の先行取得ということを要請されまして、公団はこの要請にこたえまして、これまで約〇・八ヘクタールの土地を取得するとともに、組合、新宿区、公団の三者が協力して様々なまちづくり計画について大変熱心に今まで検討を進めてきているという状況でございます。

こういう取組の結果といたしまして、十三年四月には再開発の準備組合が発足しておりまして、更にできるだけ早期の都市計画決定に向けた検討に着手しているという状態でございます。

○大沢辰美君 本日に長年にわたっての住民合意を作り上げていった例の一つとして報道されてお

りましたので、確かに、できるものがまだ今からですから図でしか見ていませんけれども、やっぱりその過程、住民がよしこれでやろうと納得できたという点ややはり私は都市づくりの、遠い道のりのように思いますけれども、やっぱりそれが早道だということに思っています。そういう点の指摘が一つ。

もう一つ、私は、悪い、悪い点というんです、強引なやり方で進めている、これは区画整理事業なんです、これは兵庫県の淡路島というところ御存じだと思いますが、そこは阪神・淡路大震災のいわゆる震源地になるところですが、ここは北淡町という区画整理事業がやられました。今もやられているところですが、震災が一月十七日であって、三月十七日に計画決定をされてしまった。

これは被災地全部そうなんです、この例を一つだけに絞りたいと思うんですが、今、七年たった今も仮換地の進捗率は四一％なんです。私はやはり、漁村なんです、そこは。だけれども、区画整理のクの名も知らない人たちに、震災で家がつぶれて避難をしているときにこういう都市計画決定が二か月後にやられて、本当に苦しい運動というんです、自分たちの意見が聞いてもらえない、何とかしてほしいというのがその地域の人たちのこの七年間の、まだ過程なんです。

ですから、私はどんなに住民の合意が大事かというのの一つのこれは例なんですけれども、今回の法案が、本当に民間企業が自由に計画を作っていくことがやられたら、私は一層こういう住民の合意を得ることが困難になるのではないかと。

今の例は特殊な例かもしれない。特別な例かもしれない。でも、そういうところにもこういうことが将来起こり得るかもしれないという心配も含めて、やはり強引なやり方で私は民間企業の都市計画の参入、そしてこの開発への参入、そしてそこに大きな問題が発生するということに住民の合意が得ることは大変困難であるということ

を指摘をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤井英一君) 兵庫県の北淡町の区画整理につきましては、一つには、通常の区画整理と違いまして、震災で家屋が相当倒壊した後で、そこを復興する上できちんとした復興をしようということ、二か月、震災の二か月後に区画整理の都市計画決定をしたという、これは震災に関連して行われた再開発、区画整理、すべて同じだったと承知しておりますが、という特殊な例だということ、それから特にそういう各地域の中でも、この地区が漁港を中心とした集落でありまして、要は港、漁港の近くに家がかなり密集して建っていて、その間を走る道路も非常に狭いという、はっきり言いますと区画整理をやる上でかなり大変な場所であるということも一方で事実でございます。したがって、併せまして町に、それまで土地区画整理事業を町としても実施された経験がなかったと。他方で、そういう復興に向けた準備をしながら震災の応急復旧業務にも追われていたということがありまして、最初のうちはなかなか円滑に進まなかったということを私も承知しております。

その後、先生仰せのとおり、平成九年には事業計画が大体今の格好に決まりまして、平成九年の年末から仮換地指定が開始されて、家が将来の換地とおぼしきところに少しずつ移って、ベースの基盤整備なんかも少しずつできるようになってきたということで、現在では、私も承知している限りでは、この三月末で五割まで仮換地が進んでいて聞いております。併せまして、その間、平成十一年四月からは、都市基盤整備公団に事業施行業務の一部を町の方で委託されまして、都市公団の専門的なノウハウに基づく事業調整も始められ、住民合意の形成もようやく軌道に乗ってきたというふうに聞いております。

こうしたことで、平成十三年度の一年間で仮換地率が二割から五割まで上がってきておりまして、これからいよいよ順調に進んでいくのではな

いかと。私も一生懸命御支援申し上げたいと思っています。

○大沢辰美君 通常と違う特殊な例だということ、確かに特殊な、特別な、あの阪神大震災ですから、だからこそ私は、被災者が家を失って避難している間に都市計画決定をするということは本当にひどいやり方だと、そう今からですけれども指摘をしたいと思うんです。だから、そういうときには、やはりその人たちが分かるようにそれまで待つて、そして計画決定するというのが行政のやるべき仕事ではなかったかなと。

この問題で今論議しようと思いませんけれども、こういう問題が今後発生したときに、そこに公的な行政だとか都市基盤整備公団じゃなくて民間企業がいった場合は、私はもっと悲惨な状態が生まれてくるのではないかと。私も先日行ってまいりましたが、道を付けようと思って付けているけれども、その前には家があるわけですよ。だから、道の真ん中に家があるんじゃないかと、家のところに道を付けたという現状が今の実態です。これは今後の教訓としても、そして今の実態も、強硬にやってはならないということを指摘をして、最後に土地収用権の問題について一点だけお聞きしたいと思います。

この土地収用権については、今までも質問がございましたし、参考人の先生からも指摘がありました。土地収用権を民間企業に付与することについて、本当にこれは重要な問題だ、やってはならないことだということを指摘をされておりました。一昨日も、富樫議員の方から、営利を目的とする民間企業に土地収用権を与えることは重大な問題であるということを指摘をいたしました。その中で、答弁では、公的機関の審査や厳格な要件を課しているからその心配はないという趣旨の答弁でありました。

しかし、やはり営利を目的とする企業に公共性の高い土地収用権を与えることは、私は憲法上の重大な問題があります。現状のまま実施すれば企業の思うままになる危険性が出てくると思って仕

方ありません。土地収用は国民の財産権にかかわる重要な問題で、慎重の上にも慎重を期す問題だと考えます。

大臣の認識を改めてお伺いいたします。

○国務大臣(扇千景君) 先ほどからこの再開発会社に収用権があるという御質問も多々出てまいりましたけれども、少なくとも再開発会社がいわゆる市街地の再開発事業を実施するに当たりましては、私は要件として大きな要件が課せられると思っております。その第一の要件としては、土地の収用が可能な他の都市計画事業と同様に、都市計画という公的な計画に事業が位置付けられていると、こういう公的なものであるということでございます。それとまた、都道府県知事の事業の認可など、法律に基づいて厳格な手続によってこれが進められるという、これは大きな点だと思います。

二つ目には、特に地権者の権利、利益にかかわる重要な事項については、地権者の人数と地積のそれぞれの三分の二以上の同意が必要であるというこの要件という、これも私は大事なことだと思っております。その厳格な要件を課しているということによつては、私たち御指摘のような問題がないと思っておりますし、また我々もそれによつて大きな何かが出ないように厳重にこれを処していきたいと思っております。

○大沢辰美君 委員長、一言。

本当に伝家の宝刀の私は土地収用権という言葉をよく使わせていただいているんですけども、今でも、異議申立てを行ってもそれが通らないというのが今の現状なんです。ですから、私は、本当にこの問題については民間に、民間企業にこれを付与するということは間違っている。だから、これを強硬に、また乱用させないための歯止めになる新たな仕組みを作ったいただきたいということを要請をして、質問を終わります。

○田名部匡省君 物事をやるについて、全部うまくいくわけじゃないんですね。だから、私はいつも、評価システムだとかいろんなことをやってや

らないと後の責任は一体だれが取るのかと。これは空港であれ本四架橋であれアクアラインであれ何であれ、それ行け、やれ行けって言って、まあるときはぎやかでいいけれども。

地域整備公団、私のところに大きな団地造ったんですけれども、まだ半分ぐらいしか売れていないです。もう何年になるか。ところが、八戸でやっている、私が県会議員のときから手掛けた、今七つ目やっておるんですけれども、区画整理事業は割合理まつているんです。今、最後、まあ最後になるかどうか、七つ目のやつがちょっともめていまして、この間も私のところにみんな相談に来てたんですけれども、それでも地方へ行くとき大きな、農地がほとんどですから、そうすると、もう大きく持っている人は何人かおるんですね。それで、その減歩率をどうするかというので、今のところは一番大きくて、四〇%か五〇%、減歩に応じてまとまったところなんですけれども。

ですから常に、さつきから、私も昨日、これ夜になつてから法案ずっと目を通したんですが、なかなか何を書いているか分からぬ、難しくて。ですから、さつきも参考人、午前中の方々にいろいろ伺ったんですけれども、やっぱり積極的な情報公開をして、まずその人たちが本当に理解してやらなければ駄目だと、そこでもこの市民セクターからの多様な意見を伺うべきだと。私もそう思うんです。

そのときも申し上げたんですけども、私も町の真ん中に住んでいると先ほど申し上げたんですけども、もう昔からの平家の長屋みたいなのが、町の真ん中ですよ、私のところは。大臣、知っていますか。何とかこれ、やる方法がないかなと。こんな繁華街の真ん中に、私の町内だけが昔の古い家が建っている。知事が当選したとき、何とか方法がないだろうか。それは一つには、私もその奥さんたちを集めて言うんですけれども、借金をしてマンションを建てなさいと。ところが、銀行へ行ったことない人たちが、金をどうやって借りて、利息は幾ら払って、最後にはどう

なるかというのが分からないんです。この辺までやっぱ説明して、最後はあなたのものになりますよということを説明すると、初めてああそれならばと。この種のたぐいなんですよ、地方では。ですから、十分な話し合いをして、草の根まじまじという、伊藤参考人も言いましたように、小さなプロジェクトでいいと、そういうものなんかももう住民に自主的に任せざるべきだと、こういうさつきはお話ありまして、私もそう思うんです。基本的には、基本方針は国が定める、後は地域の実情に応じて、もう地域の実態に合うようにやればよろしいと。僕は農業政策をそうやってたんですから。いつも言うでしょう、雪の降る北海道や東北と雪の降らない沖縄と、法律一本作って農業やれと言ったってできっこないといつて。

ですから、余り、この法律を見ておつて、もう手取り足取り、何だか読んでいてさっぱり分からなかったけれども、こんな感じがじめに必要があるのかなというのが私の第一印象ですが、この点についてはどう思いますか。

○国務大臣(扇千景君) 私は、田名部議員のところにもお邪魔いたしましたし、お食事もちょうろになってよく分かっておりますし、町の真ん中にあることだけは確かでございます。

そして私は、そういうものが今現在、大都市あるいは各都市、あらゆるところでどうして都市づくりをしていくか、しかもなおかつ、先ほど大沢議員が乱開発という言葉をお使いになりました。私は、正に乱開発をされてそれぞれがばらばらになったのでは意味ないということで、今まで二十世紀はそういうことにある程度規制もできていないし、指導もなるべくということで自由にやってきましたけれども、バブル崩壊後、そういう意味では、それぞれの乱開発がやられそうな地域もこれであり、また都市の利便性、そして住む人たちの生活の環境の改善等を図りますときには、何としても、ある程度のところでは今後二十一世紀らしいまちづくりというものが、それぞれの地域の特色を生かしながら私はしていかなければ、今準備しなければ間に合わないということで、私たちは省庁の壁を外して今後はやっていくということとできたことでございますので、そういう意味ではもつと大きな意味でとらえていただき、なおかつ二十一世紀型の乱開発防止だという意味にとらえていただければ分かりやすいのではないかと思います。

○田名部匡省君 熱意は分かるんですね。ただ、この時期にやると、まあ不況で景気が悪いし、国はお金がないし、何とかこういうものをとんとんやらせて、やりたいんだらうなというふうに感じちゃうんですね、推量として。ですから、いろんなことを言われても、果たしてこれでうまくいくんだらうかなという気がするんです。

小泉参考人も、やっぱり特別措置法に対しても、住民参加、押し付けでなくて、計画の見直し、公共性あっても市民セクター参加が必要だと。大体同じことを三人の参考人の方々が言うんですね。都市再生基本方針の策定と緊急整備地域の選定と施策の実施については各地域や市民の意見を十分に反映すべきだと、また、作成・選定過程を可能な限り透明なものにすべきだと。余り早く出されると住民の方は何をやるうとしていいのかさっぱり分からないままだと、先ほど僕が申し上げたようなことですので、いずれにしても、これ急いでやりたいと思つても、住んでいる人たちが分かった上で喜んでやるうのか、何だか分からぬけれどもいろいろ後から問題起きていうことなのかによつては、急いだつもりが遅れてさっぱり進まないということだつて今までもありましたので、そういうことは十分やっぱり気を付けてやっていかなきゃならぬと、こう思います。

そこで、さつき大臣も日本は国土の七〇％が山間地というお話された。私もさつきそのことを言ったんです。日本というのは島国で、七割が山で、しかもこれから少子化、高齢化を迎えていくのに、やったものがほとんど売れるほど、これ全国でやったら一体どういうことになるのか。しかも、環境が今度重要視される、公害問題も出てき

ておるといふときに、新幹線は通さなきゃならぬ、あるいは高速道路も空港もと、これは環境や公害とはこれは一致するものでないんで、相反するものです。だから、そういうことを見ておると、やっぱり政治家の理念、哲学というのをもうちよつと立ち止つておいてもらわぬと、さつきも申し上げたんですけれども、総合的にこの国をどうあるべきかという前に、何か起きると法律を出して何とかしようといういわゆる泥縄式な、ここに限らずですよ、安全保障でも何でも、いろんなものが突然と出てくるというのを僕はすごく感じていふんです。

ですから、今までも、歴代、田中角栄先生から中曽根内閣時代から宮澤内閣時代、いろんななつたときはこういう方針で私はやりますと、こう言うんだが、替わるとまた別の政策が出てくる、替わるとまた別のと。前のやつが全然もう進められなくなつていふと。それは、なれば新しいものをやりたいですよ。小泉総理だつて今度は改革だ、こう言いたいのは分かるけれども、じゃ、前にやったやつはどう結果をさせているんですかというのを言うと、何かいつの間にか、前にも言いましたね、一極集中排除、それから地方の地域の発展のためにという。いろんなことがあつたんですけれども、これを忘れてまたこれに取り組んでいかなきゃならぬと思うようなことだと、全く我々もどうするんだらうと思うし、国民から見ても、何か替わるたびにころころ政策変わるといふふうになつてはうまいやれないんじゃないだらうかなという気がするんです。

ですから、どうぞ、何をやりになつても、これは一貫して本当に日本の将来のためにこれをやっていかなきゃならぬという信念を貫き通してもらわぬと、何年かたつとまた情勢の変化だから変えますよということではいかぬと思うんですね。これ、どうでしょう、これ。

○国務大臣(扇千景君) 日本全土にかかわる壮大な御意見でございます。

をどうしようかというふうなことをお立てになるのと同じで、我々も少なくとも、国土交通省ですから、今までは運輸、建設、縦割りでやったものを、今回は国土交通省になって、日本の国土づくりをどうしようかということのグランドデザインというのを私は就任以来申し上げておりますけれども、それも一つの大きな原点でございます。日本の、二十一世紀に、国際的にも、我々の、国民一人一人の、少子高齢化社会に対応できるような国づくり、都市づくりがなければ私たちはいけない。

刻々変わつてきている。それに対応して、日本がいかに限られた中で民間の活力も活用し、民間のノウハウも活用しながら国と一体になって日本の国土づくりをしていけるかという大きな原点の分岐点にきているのが今の二十一世紀の初頭だといふふうな考えておりますので、私は、二十一世紀、昨年来、ミレニアムを迎えて以来、そういう意味で日本の国土づくりというのを、国土交通省としてグランドデザインを作りながら、駅、町、空港、そしてあらゆる結節をして都市づくりの無駄を省いていこう、そしてすばらしい理想のものを私たちは国土交通省としてやっていこうという大きな基本点に立っていることだけは御理解いただき、言葉は足りませんけれども、余りにも時間も超過しますし、私は、全体の国という、陸海空でございますので、国土交通省としてはこの原点を迎えながら、二十一世紀の国土づくり、この一助にしていこうというのが今回の法案でございます。

○田名部匡省君 内閣総理大臣を本部長にしてというすうい大きなものを作つたなど、こう思つて、悪いとは思いません。

例えば、私がさつき言つた区画整理事業にいたつて、全部農地なんですよ。田んぼとか畑をつぶして、都市再生特別というところじゃないところを七か所やつたんです。日本は農業と漁業と、そして今その三割に工場や住宅を建てて住んでいるわけですね。このまま、私は、ですから農林大

臣のときにも、一貫して今でも変わらないんです。機械でやる農業と、あの小さな機械を利用しない農業じゃ全然違うんですよ。だから、規模拡大して機械化をしなきゃ駄目ですよ。ところが、小さい人たちはそれをやらない。ですから、兼業農家ですから、だんなは勤めに行っている、お母ちゃんたちがやっている。そのやっている人たちだけ組んで、例えば借りてやったらどうかと、機械を買ったらどうか。それから、耕作してもらったらどうか。そのぐらい考えて、あれに企業感覚というのを一項目入れようとしたんだ。地域の実情というのを。えらい抵抗されて、とうとう押し通しました、これは。

ですから、そういうふうになりながらやらないと、これ以上農地をどんどんつぶして、だから私は、農林大臣だろうが何だろうが、みんな入って、こういうものをどうするか。漁業だってそうでしょう。この間も寿司屋さんの会合があったって行ったら、いや、もう工場地帯の魚は食べられまじやんと、ひどいんだと、こう言うんです。それはあなた、牛肉だけじゃないですよ。そういうことだって、工場を造れば汚水が流れる、すんでいる魚はおかしくなってくるというのは、これ調べたことないから分らないで食べていると思うんだ。

ですから、いろんな分野の大臣が入って結構ですけれども、大臣じゃこまいたところまでやり切れぬでしょう。だから私が、大きいのはいいけれども、本当に詰め切れるかなと。やっぱり役所、専門家の人たちが集まって、国土全体なんですから、そういう基本方針をきちと持ってなきゃ駄目ですよ。そのときそのときによって、人口が減ったからこれやめましようという時代が来るかもしれないということ等も考えながらやってくださいよというんです。どうですか、これ、だれか。

○政府参考人(澤井英一君) 御指摘につきまして、私どもしばしば法案の中身として申し上げておりますが、民間の力を思い切って引き出すため

に、時間と場所を限った特別措置というように構えて法案全体を構成しているということも踏まえまして、法案全体を、十年たったところでその施行状況あるいはその効果等を見直して次の展開につなげていきたいということをおそらくはじめ法案の中にも明記してございます。

そういった条項も踏まえまして、今の先生の御指摘も踏まえて、事務的にもしっかりやってまいりたいと考えております。

○田名部匡省君 地元のことしか分からねからといういうことを言うんですが、例えば地方の工業団地、これも売れていないですね、造って。それから、かつてはむつ製鉄をやったんですが、これが失敗。それから、ビートをやろうとしたね、下北半島の方に、これも失敗なんです。それから、今度石油コンビナートだということ、むつ小川原開発やったでしょう。これも失敗なんです。何やっただって失敗なんですか、これ。それで最後は、何でもいから持ってこいというんで、核燃料サイクル作って、石油コンビナートを作って、私は国土審議会の委員のときに言ったんです。用途も変更せずに別なこと始めているが、変えないよと。そういうのを見ておりますから、この前なんかだつて、県の住宅公社、ペルーの女性に十二億持っていけたか、くれたかは分かりませんが、もう今、県の住宅公社は大騒ぎになっているんですよ。それで、役員が皆弁償しなきゃならぬと。それで、幾らだといったら、副知事が理事長で、行ったことはいくらでも、一億幾らだという。それで歴代の理事長も、だれか行っているんですよ、あなたの方からも。何やって、どのぐらいう出ますか。

○政府参考人(三沢真君) 今回の青森県住宅供給公社の横領事件に關しまして、先般、公社から当時の役員員に対して損害賠償請求を出したという発表がございました。その中には、実は建設省、旧建設省、国土交通省から青森県に出向していた者で、その者が県の公社の副理事長を言わば充て職的にやっていったという関係から損害賠償請

求を受けている中には入っているというふうに聞いております。

○田名部匡省君 金額は。

○政府参考人(三沢真君) 金額は、実はこれ一人一人の金額は必ずしも詳細でございせんが、数千万のオーダーというふうに聞いております。

○田名部匡省君 あんたの方から出向して副理事をやつて、何年いたか分からぬが、もう五、六千万ですよ、恐らく。どうやって払うんです、これ。

だから、この公社も何かこの間会議を開いても廃止だということになっておるみたいですよ。だから私は言うんです。やるときは何でも慎重にやっておかぬと、こんなことが起きるたびですか。私は、大臣、これだつて一定の所得水準の方を対象に、これが大体七百六十以下の人たちは一定の基準を満たせば、利子補給や公庫の割増し融資など、公社ならではの優遇措置がある。五年間青森県から一%の利子補給を、購入者の負担を軽減する制度だという。

私は前にも言ったんですけれども、この世の中にはたまたまというのはいない。だれかが払って、この人たちはただ、一%でも何%でも安くならぬと、本当にこういう制度というのはいないだろうかと。もう住宅建てたくても建てられないで働いて税金を納めている人がおるわけですよ。だから、公平公正という観点から物を考えていかないと、不公平ができてくる、世の中に。これはもううるさく言っておるんです。大臣はバリアフリーの、ITをという、それは分かるんですけど、それはどこかただでやってくれるならいいけれども、その金はだれかが負担するということになると、一体この辺をどうしなきゃならぬかという。できない人もいるわけですから。

だから、いずれにしても、この問題については、こういうこの種の問題については、やっぱり負担する人もおるんですよ、土地を応分に余計出す人もおって成り立っているんですよという意識がなくなってきたら、これは不公平がどんどん広がっていく。だから、やるときには、そういう人たちのことも考えながら政策というのを進めていかなければならぬと私は思うんです。

いずれにしても、どうぞ、もう時間ないんですよ。附帯決議をどうするかという話をされて困っているんですよ。本体は私もまだこれは十分だと思わないから、附帯決議をさつき見せられまして、本体に反対して附帯決議に賛成というそんな非常識あるかねと。しかし、最後にじゃこれ聞いた上でどうするか判断するからと。

それは、この附帯決議というのはどの委員会でもやりまじや。じゃ、それをやるかやらぬかというのが問題なんで、ただ言いつ放し、聞きつ放しで、これはどの委員会だつて、私は逆の立場におつたから、はい、皆さんの御意見を十分なんと言つて、後そのままで終わっちゃうんですよ。そういう附帯決議じゃ私はいかぬと思う。本当にこれ全員が賛成するということであれば全員の意思です。ああ、そのいいことばやっぱこれからは手直してやりますというんないけれども、それが後からどう検討したかと。この議員の人たちがこれだけいい提案をしてくれたと。このようにして、作つたものは何でもかんでもこれいくんだというんであれば附帯決議も反対しますけれども、どうぞその辺の考え方をまずきちと伝えていただければ有り難いと、こう思います。どうぞよろしく。

○国務大臣(扇千景君) 私ども、出した法案が一〇〇%だと思つておりません。一〇〇%と思つて出しますけれども、こういう委員会の審議の中で、この部分は気を付けろ、この部分はもう少し考慮しなさい、この部分には最重点の注意をなさいという御指摘をいただく、それが私はこの委員会での法案を提出した御審議の重みだろうと思つております。

それで、私たちの出した法案に対して御審議の中でここを気を付けなさいとか、これは注意しなさいよというのが附帯決議であつて、私は、出した法案に対して附帯決議をいただいたものは、

今回の法案が通していただいてそれを施行する場合には、その附帯決議を重く見て私たちはそれを施行していくということでは私にはならないと思っておりますので、皆さんからいただいた附帯決議は、私、何年かたったものも、国土交通省、旧建設省のときでも旧運輸省でも附帯決議の付いているものは、確実にあのときにいただいた附帯決議を今回はこうしますというふうに省の中でも議論しておりますので、いただいた附帯決議は慎重に、なおかつ有効に私たちは心して法案の対処をしていきたいと思っております。

○田名部匡吉君 分かりました。

行政監視委員会でも私は言うんです。これだけいいことを言って、ただ聞きつ放しじゃ駄目よと。今度からどういうふうにやったかというのを必ず答弁してくれと言って、それでやっておるの。今の大臣のお話は十分分かりましたから。

でも、結構いい意見言うでしょう、私も。もうむちゃくちゃ話をしているつもりはないんで、いいことはやっぱり与党でも野党でも取り入れてやると、これは国民のためだなというときは、以上、申し上げて、終わります。

○洲上貞雄君 市民党の洲上です。

都市再生特別措置法案についてお尋ねをいたします。

まず、地方分権についてお尋ねいたします。内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部が法定をされ、本部が基本方針を策定することになり、都市再生緊急整備地域は政令で指定され、地域整備方針は本部が決定するなど、トップダウン方式が強く、まちづくりに責任を持つはずの関係自治体には意見聴取等が担保されているにすぎません。これは地方分権に逆行することになるんじゃないかと思えます。参考人の方々の御意見もそこを考慮されておったようございませうので、御明確な御答弁をいただきたいと思えます。

○政府参考人(山本繁太郎君) まちづくりの基本的な制度であります都市計画につきましては、そ

の決定権限を基本的に地方公共団体にゆだねております。本法案におきましても、その基本的な枠組みについては何ら変更を加えるものではございません。

本法案におきましては、民間の発意を生かして都市再生を進めるという観点から、国の施策を集中的に実施するという考え方に立っておりますので、その対象地域として都市再生緊急整備地域を位置付けまして、これを政令で定めることとしております。さらに、当該緊急整備地域ごとに地域整備方針を都市再生本部において定めることとしたものでございます。

その際、地方公共団体の意見を聴くのはもとよりでございますが、地方公共団体から案の申出を可能にするといったようなことで、従来余り例のない形で十分な地方公共団体との調整規定を置いておりまして、地方公共団体の意見が十分に反映される内容となっていると考えております。

さらに、具体的に緊急整備地域を指定するに当たりますとも、実務的にも関係地方公共団体の意見を十分に踏まえてまいりたいと考えております。

○洲上貞雄君 次に、都市計画マスタープランとの整合性について伺いをいたします。

都市再生緊急整備地域、同事業計画の認定、特別地域の指定などが上からの意向で行われるならば、従来取り組まれてきた都市計画マスタープランの否定につながりはしないかと危惧されます。都市再生緊急整備地域、同事業計画の認定、それから特別地域の指定などの都市計画決定と都市計画マスタープランとの整合性はどのように図られるのでありましようか。地域の合意を重要視してまちづくりを進めようとする自治体や住民の方々の努力を無視するものにならないかと考えますが、その見解はいかがでございませう。

○政府参考人(澤井英一君) 認定を受けました都市再生事業あるいは都市再生特別地区の都市計画と都市計画のマスタープランとの関係ということでございませうが、まず都市再生特別地区の都市計画は、同義反復ですけれども都市計画でございま

して、都市計画全体の基本的なマスタープラン、これとは当然整合するという格好で手続が進められるわけでございます。

関連して申し上げますと、先ほど内閣官房の方でお答えになりましたように、政令で定められた緊急整備地域の中で、地域別に整備方針が定められます。この地域別の整備方針と恐らく都市計画のマスタープランとの間で、政令で地域を定める辺りから実務的にいろんな相談が始まって、それらのすり合わせが十分され、それが先ほどの公共団体から申出をしたり、公共団体の意見を聴いてそれを尊重させていただくと。そういった辺りでそういうすり合わせがされ、したがってその両方にこの都市再生特別地区というものが適合して定められるということになっていくと思えます。

また、民間都市再生事業で認定を受けたものについては、今申しました地域ごとに定められます地域別整備方針という大きなマスタープラン、一種のマスタープランだと思えますけれども、そういうものに適合して進められていくと、全体としてはそんな図式になると思っております。

○洲上貞雄君 町の景観デザインと歴史的環境資産の活用と支援について伺いをいたします。

都市再生緊急整備地域の指定、民間都市再生事業の計画の認定、都市再生特別地区の指定、その他の都市計画決定及び都市再生事業の実施に当たっては、周辺の既成市街地の都市環境やまちづくりとの調和に配慮するとともに、規制緩和と一辺倒ではなく、やはり我が国の固有の美しい町、誇れる町を作るといふ景観デザインやまちづくりの視点も重要視されるべきではないかと考えます。また、歴史的環境資産としての建築を都市再生の資源として再評価をして、積極的に活用、再生を図ることも重要であり、そのための支援、それから誘導の仕組みなどを整備することが望まれますけれども、その見解について、いかがでございませうか。

○政府参考人(澤井英一君) 都市再生を進めるに当たりまして、良好な都市景観の形成、あるいは

その歴史的な資源を生かしていけないかという御指摘でございまして、御指摘のとおりと考えております。

具体的な例示で申し上げますと、例えば都市計画制度の中で地区計画あるいは伝統的建造物群保存地区というような制度がございます。また、各地方公共団体が独自に定める景観条例といった規制誘導手法、あるいはまちづくり等にかかわるいろんな事業に対する支援制度などを活用しながら、公共団体、住民、企業、いわゆる多様な主体が一体となって歴史的な建造物、あるいはその背景となる歴史、文化と調和した良好な景観形成に取り組んでいる地域がかなりございます。

例えば、都市再生事業の中でも歴史的に価値のある建物がある。しかし、それはかなり周りの場所と比べても利用の度合いが低いというときに、何も仕組みがないと、それを全部壊して新しいものに建て替えてしまおうということではかつて全くなかったわけではないと思えます。

昨今では、むしろそういうものをそのままにしておいて、その上空にある余った容積を隣の敷地に移して使うということとか、この容積を移すという手法、あるいはこれもよく最近見られますけれども、そういう歴史的建造物の外観だけは残して、そういうその町の雰囲気壊さないように、しかし中は近代的な利用に変えていくとか、そういういろんな取組が可能で、あるいは地域の特性に応じてそういう工夫をしなければいけない、そう考えております。

○洲上貞雄君 今言われたことはまちづくりにとって大変重要なことだと考えます。したがって、やはり建物総体だとか全体を残すということではなく、なかなか無理があるにしても、積極的にそういうまちづくりの中に歴史と伝統的な建築物などについて、今御意見伺いまして分かりました。が、積極的にひとつ残して保存していただくように御要望をまず申し上げておきたいと思えます。次に、都市再生緊急整備協議会について伺いをいたします。

都市再生緊急整備協議会の目的、構成についてはどのように考えているのか。住民やNPOなどの意見反映や参加はどのように保障されるか。このところは午前中の参考人の方々の御意見でも、様々な方法、意見の集約、参加の意見をどのようにしていくかというの、なかなか工夫されておるようですが難しい状況もございますが、その点の御意見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 都市再生緊急整備協議会についてのお尋ねでございます。

都市再生緊急整備協議会は、都市再生事業をスピーディーに進めるということで都市再生の拠点を作ろうというものでございますが、都市再生事業を進める上で様々な行政上の手続をクリアすることが必要になってまいります。

ところが、現実には非常にたくさん行政手続、法律に基づく手続が必要になってまいりますために、一つの手続をクリアして持つていらつしゃい、あるいは片方がオーケーと言え、自分のところの手続、論議をしましうという、世上言われるたらい回しのような事柄もありまして、都市再生事業を正面から進めようとする立場から、なかなかどうしたらいいのかわからないという状況もあるわけでございます。

そういう状況を踏まえまして、まず第一義的には、この行政手続を法律に基づいて担当いたしました国とか地方公共団体の関係機関が一堂に会して、この都市再生事業についてどうとらえたらいいの、問題状況をどうクリアしていったらいいのかというところを同じテーブルで議論する、協議するという場を設けようとしたものでございます。

そういうことでございますので、まず国の関係行政機関、それから関係地方公共団体を中心とするメンバーとなるわけでございますが、具体的な都市再生事業を取り扱うための共通の解決策を見いだすに当たりましては、御指摘のとおり、住民やNPOなどの意見を的確に反映させることが大変大事でございますので、地方公共団体を通じて

この意見を反映することはもちろんでございますが、もし必要と協議会が考えます場合は、法律上、地元商工会とかあるいはNPOに対して協力を求めることも可能となっておりますので、実務上の確にこれらのことを進めてまいりたいと考えております。

○洲上貞雄君 午前中の参考人も、その点については研修、教育が非常に重要な効果があるというふうに言われておりましたので、その点もひとつどうか参考で取り上げて実施をしていただきたいと御要望申し上げておきたいと思っております。

次に、都市再開発法等の一部を改正する法律案についてお伺いをいたします。

再開発会社へのコントロールについてまずお伺いをいたします。

国家的課題を担う公共的な役割を与えられる都市の再生事業者には、高い公共性にかんがみ、通常の会社法以上のコントロールがなされてしかるべきです。都市、市街地開発事業を施行する再開発会社については、その経営状況及び財務状況の健全性が確保されるよう、情報公開の促進などに対する適切な指導監督を行うべきだと考えますが、その見解はいかがでございましょうか。

○政府参考人(澤井英一君) 市街地再開発事業の施行者に今回追加をしたいと考えております再開発会社については、まずその会社の構成要件のようなことを申しますと、法律的には、通常の会社に適用されます商法に加えて、都市再開発法の規律に服しているということでございます。

具体的には、この会社が行います事業の事業計画の認可に当たりまして、会社の要件として、失礼しました、認可に当たりまして、その会社が、三分の二以上の地積を有する地権者が議決権の過半数を有する、ちよつとややこしくて恐縮ですが、そういうものとして構成されていると。それから、こうした要件、地権者がそういうふうに参加をしているという要件を維持するために株式の譲渡制限を設けていると。こういう要件が都市再開発法等の一部改正に伴いましてこの再開発会社

の要件として付加されるわけでございます。

それから、事業の施行に当たりまして、事業計画等を公衆の縦覧に供するとともに、地権者の人数と地積のそれぞれの三分の二以上の同意が必要であるという制限がございまして。

さらに、知事により事業及び会計等に対する検査、命令等の監督によりまして事業の公正さを確保すること、地権者の一定以上の同意を得て地権者から再開発会社の事業又は会計についての検査が請求できるという仕組みもございまして。

また、情報公開ということであれば、今の検査の請求に加えまして、事業計画あるいは権利変換計画書、会社の財務状況等に関する書類の備付け義務付けまして、これを地権者等の利害関係者はいつでも閲覧できるというような規定もございまして。

こうした規制を踏まえまして、再開発会社の健全性が確保されるよう、十分に対応していききたいと考えております。

○洲上貞雄君 最後の質問になりますけれども、大臣にお伺いをしたいと思います。

午前中の参考人の質疑の中でも、都市開発をめぐる思想性、理念、哲学という問題をかぎり議論になりました。その欠如というものが日本の都市づくりにおいてやはり問題点ではなかったかと、今後の課題でもあるというようなことをお伺いをいたしました。

そこで、だれのための都市開発なのかということとがやはり大事な視点の一つであろうと、このように考えます。

八〇年代のバブル経済の中で都市づくりの経験は、民話、規制緩和と政策の弊害を明らかにし、それから、公正、透明で開かれた開発プロセス、市民の参加、自治体の都市づくりの権利といった新しい都市づくりの公共性をやはり教えているのではないかというふうに思います。同時に、そこに住む住民の環境問題についても大変大きな問題となっております。

しかし、これまでの質疑においても明らかにしましたように、都市再生特別措置法における都市の再生は大都市住民が地上げに翻弄された中曽根民話の再来につながるのではないかと懸念をどうしても払拭することができません。このところはやはり明確にしたいと思っております。

なぜ、都市開発が活発に行われながら、都市の魅力の向上や、住んでいる人々が豊かさを感じない、結び付かない。都市はだれのものかといったことがやはり重要なことであり、その問いに対して真剣に答えることが最も大事なことでないかと。時限立法的性格を持ち、都市づくりというのは五十年、百年の計画を持たなきゃならないということも参考人の方から今朝ほどお教えをいただきました。

したがって、具体的な、これを担当する大臣として、その見解について明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(扇千景君) 大変重要なことで、だれのための都市開発かという御意見でございます。

私は、少なくとも都市に住んでいる住民の皆さん、そこに暮らし働く人々のためになるというのは当然のことですけれども、私は、それだけではなくて、少なくとも今の日本の現状、産業の空洞化、経済の空洞化、そして今日も大変言われましてけれども、先ほど谷林議員からモロッコのマラケシュの話が出ました。これも今、私は後で聞きましたら、世界遺産にも登録されているという町なんです。

そして、一方、個人的で恐縮ですが、私の大好きな京都、これも日本の中では少なくとも千二百年の歴史を持って、我々は今でも世界のお客様に古都として紹介しています。

けれども、そのように我々は今するものが、二十一世紀、あるいは百年、二百年後に子供や孫、あらゆる、その人たちが、この産業の空洞化とか経済の空洞化とかあるいは文化の喪失とか、あら

ゆるものが日本的なものをなくしていく中で、果たして日本はすばらしいですよと世界に言えるんだらうかと。

例えば、こういう委員会でも今日のマラケシュの話が出ましたけれども、外国の委員会でも日本のあそこはこんなすばらしいよと言っていただけなんだらうかと。そういうことも私は歴史と文化を大事にするという意味でも大変なことだと思っておりますので、そういう意味では、私たちが今、二十一世紀の初頭に立つて、日本の都市の在り方、そして歴史文化を継承していくということへの思いをはせながら、私は日本の国土づくりの原点の一点にしていきたいと。これが全部ではありません、ただの点ではございますけれども、それから波及をしていくようなすばらしいものになれば有り難いと思っております。

○洲上貞雄君 終わります。

○委員長(北澤俊美君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めます。これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、都市再生特別措置法案と都市再開発法等改正案についての反対討論を行います。

都市再生特別措置法案に反対する第一の理由は、都市再生特別地区において、用途地域等の規制を緩和し、容積率、日影制限などの規制を適用除外にするとしています。これらの規制は、無秩序な開発を防止し、良好な居住環境を作るためのものですが、それを撤廃すれば、住環境をより悪化させることに間違いありません。

第二の理由は、民間事業者が都市計画の提案をできるように、都市計画決定を六か月以内に、事業計画を三か月以内に認可するなど、手続を短縮することは重大です。今でも都市計画決定には住民の意見を反映させる手続がありますけれども、実際には形骸化し、なかなか住民の声が反映されません。住民の声を無視し、事業のスピー

ドを更に加速させることになりかねないもの、許すことはできません。

第三に、民間プロジェクトに対して、民都機構などを通じて無利子貸付け、債務保証など、支援の内容が盛り込まれています。民間会社に対して公的資金を使つて支援するもので、大企業には至れり尽くせりの内容であり、容認できません。次に、都市再開発法等改正案に反対する理由を述べます。

第一は、市街地再開発の施行者として民間事業者などを追加することになれば、企画から施行に至る全体を民間企業が思うとおりに進めることが可能となります。営利に基づく開発では、小地権者などの住民の意見が反映されず、住み慣れた土地から追い出される危険があります。

第二に、自治体、公団に限って施行が認められている第二種再開発に再開発会社を参入させることで、民間企業に土地収用権を事実上認めることになっています。本来、土地収用権は憲法で保護された国民の財産にかかわる問題であり、私企業、民間企業が国民の財産権を侵害することは許されません。

第三に、土地区画整理事業において高度利用推進地区を設け、そこに高層ビルを建設するため、換地を望まない地権者もその地区から追い出されることとなります。これは、換地の照応の原則を定めた区画整理法にも反するものであり、容認できません。

第四に、民都機構の土地取得業務を三年延長するとしていますが、民都機構はこれまで工場跡地や不良債権化した土地を大企業から買い取っています。この事業の継続は、税金を使つた大企業支援を続けるということであり、その業務は中止すべきであります。

バブル期の土地投機で多くの住民が住み慣れた土地を追ひ出されてきました。その反省に立つて、住民参加で人が生活できる都市に再生できるように現在の法律、制度を抜本的に見直すことが今必要であるということを主張いたしましたして、

反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(北澤俊美君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

まず、都市再開発法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井俊男君。

○藤井俊男君 私は、ただいま可決されました都市再開発法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

都市再開発法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、市街地再開発事業を施行する再開発会社の制度の新設に当たって、広くその啓発に努めるとともに、再開発会社の設立及び事業計画の申請又は事業の施行に当たっては、土地収用権が新たに付与されることとなったこの制度の趣旨にかんがみ、施行地区内の住民及び地権者等の十分な合意が形成されるよう努めること。

二、再開発会社については、その事業の公共性にかんがみ、事業が適正かつ確実に実施されるよう努めるとともに、その経営状況及び財務状況の健全性が確保されるよう、適切な指導監督が行われるべく努めること。

三、再開発会社による事業の継続が困難になった場合においては、地権者等の権利の保全或いは事業の確実な遂行について、万全な対応がなされるよう努めること。

四、土地区画整理事業の事業計画に高度利用推進地区を設定するに当たり高度利用地区等を定める場合は、集約換地について地権者等の理解が十分得られるよう努めるとともに、周辺住宅地域の環境に十分配慮されるよう努めること。

五、民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、その業務が適正に遂行されるよう引き続き指導を徹底するとともに、特に、取得した土地の事業化を一層積極的に促進すること。

右決議す。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(北澤俊美君) ただいまの藤井君からの提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よつて、藤井君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、副国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。副国土交通大臣。

○国務大臣(副大臣) 都市再開発法等の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におかれまして熱心に御討議をいただきました。また、今、可決されましたことに対して心から御礼を申し上げます。

そして、今後、この審議中に各委員からの御高説とか、あるいは附帯決議案、今いただきました。それに提起されております住民、地権者等の合意形成、あるいは再開発会社に対する適切な指導監督、そして地権者等への権利の保全等について

ての対応等につきまして、その趣旨を十分に尊重してまいるのであります。

ここに、委員長始め委員各位の御熱心な、また御協力いただいた検討に対し心から敬意を表して、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(北澤俊美君) 次に、都市再生特別措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井俊男君。

○藤井俊男君 私は、ただいま可決されました都市再生特別措置法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

都市再生特別措置法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現下の経済情勢等に配慮しつつ、産業構造の変化、少子高齢化等を踏まえ、長期的視点からの都市政策ビジョンを国民に明確に提示すること。

二、都市再生本部における都市再生基本方針案の作成に当たっては、従前居住者の居住の確保を含め、都市の居住環境の向上への取組みについて、政策上明確に位置付けるよう配慮すること。

三、都市再生緊急整備地域の指定に当たっては、大都市圏に偏ることのないように配慮するとともに、当該地域の選定理由、選定経過等について広く国民に説明するよう努めること。

と。

四、都市再生緊急整備地域の指定、民間都市再生事業計画の認定、都市再生特別地区の指定その他の都市計画決定等に当たっては、周辺の既成市街地の都市環境やまちづくりとの調和に配慮すること。

五、民間都市再生事業計画の認定、都市再生緊急整備地域内の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報公開や住民の意向反映に十分配慮すること。

六、都市再生事業の実施に当たっては、防災、安全、福祉、文化等生活機能が重視されるよう配慮するとともに、良好な居住環境や景観等の保全に十分配慮されるよう努めること。

七、都市再生緊急整備地域における都市再生事業の実施等に係る必要な税制上の措置について、引き続き検討すること。

八、民間都市開発推進機構が本法第二十九条に基づいて行う無利子貸付等の業務については、その業務が適正に行われるよう指導を徹底するとともに、情報開示に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(北澤俊美君) ただいまの藤井君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よって、藤井君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。国土交通大臣。

○国土交通大臣(扇千景君) 都市再生特別措置法案につきまして、本委員会におきまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、この審議中に各委員からの多くの御高見や、あるいはただいまのこの附帯決議におきまして提起されました都市政策ビジョンの提示、あるいは居住環境の向上に関する取組、都市再生緊急整備地区の、地域の指定に当たっての説明等につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいるのであります。

委員長及び各委員におかれましての御指導、そして御協力に心から御礼申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(北澤俊美君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

平成十四年四月五日印刷

平成十四年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D